

平成20年 6 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成20年 6 月25日～26日

場 所 第4委員会室

平成20年6月25日（水曜日）

・重油・飼料価格高騰対策に係る最近の動きと
当面の取組の方向性について

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第2号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第6号））

○報告事項

- ・県が出資している法人の経営状況について
社団法人宮崎県林業公社（別紙9）
財団法人宮崎県環境整備公社（別紙10）
社団法人宮崎県農業振興公社（別紙13）
財団法人宮崎県内水面振興センター（別紙14）
財団法人宮崎県水産振興協会（別紙15）
- ・平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
 - ・指定管理者制度の第二期指定について
 - ・平成19年台風第4号、第5号による民有林山地災害の調査結果について
 - ・平成19年度「大気及び水質の測定結果」等について
 - ・乾しいたけ品評会等について
 - ・単品スライド条項の運用について
 - ・施設園芸代替エネルギーの実証結果について
 - ・一ツ瀬川土地改良区における目的外水利用及び帳簿外現金について
 - ・農業農村整備事業独自の総合評価の試行について

出席委員（9人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	黒木 正一
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	蓬原 正三
委員	野辺 修光
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	長友 安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境 森林 部長	高柳 憲一
環境 森林 部次長 （総括）	森山 順一
環境 森林 部次長 （技術担当）	寺川 仁
部 参 事 兼 環境 森林 課長	飯田 博美
計 画 指 導 監	森 房光
環 境 管 理 課 長	堤 義則
環 境 対 策 推 進 課 長	道久 奉三
自 然 環 境 課 長	飯干 利廣
森 林 整 備 課 長	徳永 三夫
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	楠原 謙一
木 材 流 通 対 策 監	河野 憲二
工 事 検 査 監	濱砂 金徳

農政水産部

農 政 水 産 部 長	後藤 仁俊
農 政 水 産 部 次 長 （総括）	西田 二郎

農政水産部次長 (農政担当)	伊藤孝利
農政水産部次長 (水産担当)	太田英夫
部参事兼 農政企画課長	岡崎吉博
農水産物 ブランド対策監	郡司行敏
地域農業推進課長	上杉和貴
担い手対策監	山内年
営農支援課長	吉田周司
農業改良対策監	佐藤吉史
消費安全企画監	八反田憲生
農産園芸課長	串間秀敏
畜産課長	押川延夫
家畜防疫対策監	山本慎一郎
農村計画課長	原川忠典
国営事業対策監	桐山和人
農村整備課	矢方道雄
工事検査監	西重好
水産政策課長	桑原智
漁業調整監	山田卓郎
漁港漁場整備課長	那須司
漁港整備対策監	今西宏美
総合農業試験場長	村田壽夫
県立農業大学校長	米良弥
畜産試験場長	荒武正則
水産試験場長	関屋朝裕

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○宮原委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおり

でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部長の高柳でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず初めに、エコクリーンプラザみやぎ問題につきまして、外部調査委員会による調査を円滑に進めるために、6月10日付で環境対策推進課に技術補佐など4名の専任職員を配置いたしました。御紹介をさせていただきます。環境対策課技術補佐の東でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております「環境農林水産水産常任委員会資料」の表紙をごらんいただきたいと思っております。本日の説明事項につきましては、まず、Ⅰの議案といたしまして、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。これは温泉法の一部改正によりまして、新たな許可や確認等の手続が必要となったことから、その申請に係る手数料の新設をお願いするものであります。

次のⅡの報告承認事項でございますが、「専決処分の承認を求めることについて」につつま

しては、産業廃棄物税基金と森林環境税基金の積み立てにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分の承認をお願いするものであります。

次のⅢの報告事項につきましては、財団法人宮崎県環境整備公社と社団法人宮崎県林業公社の平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画の報告と、平成19年度繰越明許費について御報告をさせていただきます。

Ⅳのその他の報告事項につきましては、エコクリーンプラザみやざき問題について、前回6月4日の常任委員会以降、外部調査委員会の開催や、周辺地域等の環境調査を実施するなどの取り組みを進めておりますので、その状況を御報告いたします。また、このほかに、指定管理者制度の第二期指定について、平成19年台風第4号、第5号による民有林山地災害の調査結果について、平成19年度大気及び水質の測定結果等につきまして、乾しいたけ品評会等について、単品スライド条項の運用につきましての、合わせて6項目を御報告させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○飯田環境森林課長 それでは、お手元にあります環境農林水産常任委員会資料の5ページをごらんください。平成19年度繰越明許費についてであります。一覧表にお示ししたような繰り越しが生じております。

その内容は、自然環境課主管の山地治山事業などで、網かけ部分にありますように、繰越額が10億2,482万2,000円、箇所数が34カ所となっております。繰り越し理由は、工法の検討等に日時を要したことなどによるものであります。

森林整備課主管の森林保全林道整備事業などで、繰越額が13億9,446万8,000円、箇所数が44カ所となっております。繰り越し理由は、関連工事が遅れたことなどによるものであります。

山村・木材振興課主管の林業・木材産業構造改革事業で、繰越額が1,322万8,000円、箇所数が1カ所となっております。繰り越し理由は、市町村において事業が繰り越しになったことによるものであります。

繰越額の合計は、表の一番下にありますように、24億3,251万8,000円、箇所数は79カ所となっております。繰越明許費については以上であります。

○道久環境対策推進課長 それでは、私のほうからは、平成20年6月定例県議会提出議案、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」を御説明させていただきます。常任委員会資料で説明させていただきます。2ページをお開きください。

(1)の産業廃棄物基金積立金の執行に伴う補正であります。19年度の産業廃棄物税の税収が確定しましたことから、積立金1,241万9,000円を補正したものであります。この結果、補正後の額でございますように、産業廃棄物税の基金への積立金は2億5,598万8,000円となります。

次に、社団法人宮崎県環境整備公社についてでございます。平成20年6月定例県議会提出報告書の環境整備公社とついてでございます77ページをお開きいただきたいと思います。済みません、訂正させていただきます。先ほど社団法人と申し上げたみたいでございます。財団法人でございます。

それでは、まず、財団法人宮崎県環境整備公社平成19年度事業報告についてでございます。

環境整備公社は、1の事業概要にありますように、県央地域11市町村の一般廃棄物の広域処理及びリサイクルの推進並びに県内の産業廃棄物の処理を行ってまいりました。

2の事業実績にあります、表の右の欄にありますように、平成19年度は、一般廃棄物を15万236トン、産業廃棄物9,357トンが搬入され、処理を行うとともに、廃棄物に対する啓発や温浴施設などの地域振興事業を行ったところであり、

78ページをお願いします。3の貸借対照表総括表であります。環境整備公社は、表の右側にございますように、4つの会計で業務を行っておりますが、表の左から2番目の総合計で説明させていただきます。

まず、資産についてでございますけれども、1の流動資産が、現金及び未収金等で、流動資産合計欄、線で囲まれたところですが、9億3,063万8,736円、2の固定資産は、まず、(1)の基本財産が、合計欄にありますように1億110万円、(2)の特定資産が、周辺環境整備積立金及び長期借入金返済積立金等で、合計欄にありますように1億6,287万2,849円。

(3)のその他の固定資産が、不動産や機械装置等で、合計欄にありますように34億8,698万3,982円で、固定資産の合計は37億5,095万6,831円で、流動資産と固定資産を合わせた資産合計、46億8,159万5,567円でございます。

次に、負債ですが、1の流動負債が、施設運転委託会社のほうに対します未払い金などが7億9,535万5,445円、2の固定負債が、長期借入金を主に21億8,817万2,200円で、その下にありますように、負債の合計は29億8,352万7,645円でございます。

正味財産は、下から2段目、16億9,806

万7,922円で、負債及び正味財産計は、一番左にありますように46億8,159万5,567円でございます。

79ページから82ページは、それぞれの会計の貸借対照表でありますので、説明は省略させていただきます。

83ページをお願いいたします。5の正味財産増減計算書総括表についてであります。これも左から2番目の総合計欄で説明させていただきます。

まず、経常増減の部の(1)経常収益につきましては、主に③の受取補助金等の2行目、市町村運転委託金20億9,193万円余を主として、経常収益計は25億3,449万7,164円、これに対しまして経常費用は、事業費が施設運転管理事業費を中心に21億3,534万円余、管理費の3億93万円余、③の財産寄附支出、これは温浴施設を市町村に寄附の形で支出したものですけれども、その4億207万円余などで、経常費は、ちょっとわかりづらいんですけれども、下から18行目になります。経常費用計となっていると思いますけれども、29億8,834万9,378円となり、当期の経常増減額は4億5,385万2,214円の減となっております。

2の経常外増減の部につきましては、経常外収益はなく、経常外費用のみでありましたので、下から9段目になりますけれども、当期経常外増減額、こちらは3,249万6,900円の減、この額に当期計上額を加えた当期一般正味財産増減額は、その下にありますように4億8,634万9,114円の減となりまして、指定正味財産はありませんので、正味財産期末残高は、一番下にございますが、16億9,806万7,922円となりました。

84ページから87ページは、会計ごとの前年度

比較でございまして、88ページの財産目録は、貸借対照表と内容が同じですので、説明は省略させていただきます。また、90ページでございますけれども、8、キャッシュ・フロー計算書でございますが、キャッシュ・フロー計算書は、資金の流れだけに着目した計算書でありますので、こちらのほうは後ほどごらんになっていただきたいと存じます。

91ページをお願いします。20年度の事業計画についてでございます。20年度につきましては、安心かつ安全を基本に、参画市町村と密接な連携をとりながら、信頼される事業の推進に努めることとしております。

2の事業計画にありますように、本年度も一般廃棄物及び産業廃棄物の処理や廃棄物の啓発事業を行うとともに、昨年12月にオープンいたしましたエコクリーンほがらか湯等の適切な管理運営を行うことといたしております。

92ページをお願いいたします。収支予算書総括表であります。なお、この表では単位は千円となっております。この表も、左から2番目、予算額で説明させていただきます。

まず、事業活動収支であります。事業活動収入は、②の市町村運転委託収入を主とする補助金等収入、及び③の廃棄物処理収入などによりまして、収入計が25億6,742万円、これに対しまして事業活動支出は、①の管理費が2億円余、施設運転管理事業費が19億8,600万円余、93ページになりますけれども、④の周辺環境整備事業費が3億円で、事業活動支出計、こちらのほうは26億6,183万円となりまして、収支差額は、その下の9,441万円のマイナスとなります。

次に、投資活動収支は、周辺環境整備積立金取崩収入等により、下から10段目になりますけ

れども、投資活動収支差額と記載されておりますように、3億2,020万8,000円となり、また、財務活動収支は、長期借入金返済によりまして、下から5段目になりますけれども、2億2,191万4,000円のマイナスとなり、予備費を差し引いて当期収支差額は、下から3段目にありますように50万円となり、前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、一番下にありますように689万7,000円となります。

94ページ以降は、各会計の収支予算書でありますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

○飯干自然環境課長 自然環境課の提出議案について御説明いたします。

議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

提出議案につきましては、お手元に配付をいたしております平成20年6月定例県議会提出議案の3ページであります。内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、(1)の改正の理由ですが、温泉法は、これまで、温泉の保護と適正な利用を目的としていたしましたが、平成19年6月に渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故などから、新たに温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止が法の目的に追加され、可燃性天然ガスの濃度についての確認や、温泉の採取の許可などの手続が必要となり、これに係る申請手数料を新設するものであります。

次に、(2)の改正の概要であります。今回は、手数料の種類欄にありますように、可燃性天然ガス濃度確認申請手数料など6つの手数料を新設することとし、それぞれ7,400円から

3万5,000円としたところであります。

なお、(3)の施行期日であります。①の可燃性天然ガス濃度確認申請手数料は平成20年8月31日までに、②のそれ以外の手数料は平成20年11月30日までに規則で定めることとしております。

続きまして、報告承認事項、報告第2号の「専決処分の承認を求めることについて」であります。常任委員会資料の2ページをごらんください。(2)の森林環境税基金積立金の使途に伴う補正であります。森林環境税基金積立金につきましては、ことし2月の議会で補正をお願いしたところであります。3月末の時点で税収等に変動がありましたことから、積立金6万1,000円を増額補正したものであります。この結果、平成19年度の森林環境税基金への積立金は2億6,985万2,000円となったところであります。

自然環境課の説明は以上であります。

○徳永森林整備課長 それでは、当課からは、宮崎県林業公社の平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画について御報告いたします。

平成20年6月定例県議会提出報告書の67ページをお開きください。

平成19年度事業報告書であります。林業公社は、平成17年度から取り組んでまいりました抜本的改革の成果等を踏まえまして、昨年度、公社として存続する方針を決定し、引き続き全力で経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、68ページをお開きください。平成19年度におきましては、2の事業実績にありますように、各事業に取り組み、収入の確保に努めるとともに、植栽未済地の解消等にも取り組んだところであります。

次に、69ページをごらんください。3の貸借対照表であります。

まず、表の上段、Iの資産の部であります。1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計は、表の中ほどにありますように366億6,143万8,801円で、その内訳の大半が、その5行上にあります森林勘定であります。

次に、IIの負債の部であります。1の流動負債と2の固定負債を合わせた負債合計は、379億6,386万1,037円で、その大半は農林公庫等からの長期借入金であります。

次に、IIIの正味財産の部であります。正味財産は、表の下から2行目にありますように、マイナス13億242万2,236円であります。

したがって、負債及び正味財産合計は、表の一番下にありますように、366億6,143万8,801円となっております。

次に、70ページをお開きください。4の正味財産増減計算書であります。

まず、Iの一般正味財産増減の部につきましては、当期増減額は、表の下から8行目にありますように、マイナスの2億1,282万7,233円となっております。

また、IIの指定正味財産増減の部については、該当ありませんので、表の一番下にありますように、正味財産期末残高はマイナス13億242万2,236円となっております。

次に、71ページの5の財産目録につきましては、貸借対照表と同様でありますので、省略させていただきます。

次に、72ページをお開きください。6のキャッシュ・フロー計算書であります。公社は、平成18年度から新たな公益法人会計基準を適用しており、当該年度における現金等の流れを示すキャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけ

られております。まず、Ⅰの事業活動によるキャッシュ・フローは、表の下から9行目にありますように、マイナス1億7,845万3,039円となっております。

次に、Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローは、次の73ページの表の上から5行目にありますように、1,733万1,780円となっております。また、Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローは、表の下から4行目にありますように、3億2,651万7,545円となっております。

このため、1年間の資金、キャッシュの増減は、Ⅳの現金及び現金同等物の増減額にありますように、1億6,539万6,286円の増となったところであります。

この結果、表の一番下にありますように、正味残額は2億9,005万7,736円となっております。

次に、74ページをお開きください。平成20年度事業計画書であります。

1の基本方針、及び75ページの2の事業計画にありますように、公社は、昨年度に策定した経営方針や第3期経営計画に基づき、一層の経営改善に取り組むとともに、県の重点施策である植栽未済地対策や、県民参加の森林づくり事業に取り組むこととしております。

次に、76ページをお開きください。3の収支予算書であります。

まず、Ⅰの事業活動収支の部は、表の中ほどの事業活動収支差額にありますように、マイナス2億5,850万5,000円であります。

次に、Ⅱの投資活動収支の部は、表の中ほどから下の投資活動収支差額にありますように、マイナス3,692万7,000円であります。

また、Ⅲの財務活動収支の部は、表の下から4行目の財務活動収支差額にありますように、

2億9,543万2,000円となっております。

この結果、当期収支差額はゼロとなり、次期繰越収支差額は3億6,796万9,000円となります。

森林整備課からは以上であります。

○道久環境対策推進課長 それでは、その他の報告事項のうち、エコクリーンプラザみやぎき問題について、私のほうから説明させていただきます。

常任委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。エコクリーンプラザみやぎき問題につきまして、前回の6月4日の常任委員会後の動きを報告いたします。

まず、第1回外部調査委員会の開催についてであります。第1回の委員会は平成20年6月12日に開催されまして、野崎義弘弁護士が委員長に選任されました。

イのところの審議事項であります。まず、委員会の今後の進め方について、調査事項及び調査スケジュール案につきまして御了承をいただきました。

委員会資料の7ページをごらんになっていただきたいと思っております。委員会の今後の進め方で、まず、調査事項及び調査手順につきましては、まずは1のとおり、施設の機能回復や安定的な稼働の確保に向けた調査を優先することとし、次に、2の浸出水調整池の機能不全の原因究明に向けた調査につきましては、(1)の技術的な面の検証や、(2)の公社の予算執行や意思形成過程の調査・検証を行っていただきました。これらを踏まえた損害賠償請求の可否等の調査を行っていただくことになりました。

2の原因究明と並行いたしまして、塩処理対策やクローズドシステムという廃棄物処理システム全般にわたる検討も行っていただくことと

なりました。

8ページになりますけれども、調査方法等につきましては、調査は、1にありますように、事実の調査、問題点の摘出と整理、責任の所在の調査を行うこととし、必要に応じまして、2にありますように、現地調査や関係者からのヒアリングも実施する。そして、調査を迅速に行うため、3にありますように、専門分野に応じで調査することとなりました。

調査結果の取り扱いにつきましては、1にありますように、調査結果は速やかに公開することになりました。

9ページをお願いいたします。調査のスケジュールにつきましては、次回の外部調査委員会までに第3水槽の安全性の検証を行い、その次の委員会までには、第3水槽以外の水槽の工法等及びその下の技術的な面の検証の結論を得、できれば年内、遅くとも1月ごろまでには最終報告をしていただくという、大ざっぱですが、このような調査スケジュール案が了承されたところでございます。

次に、浸出水調整池の梅雨・台風対策についてでございます。資料は10ページから11ページでございます。これは宮崎大学の土手委員から御報告いただいたものでございます。報告では、浸出水調整池が1万3,000立米しか使えない状況のもとで、雨量の想定を年間の各月の雨量を過去最大の年の雨量、年間約6,100ミリですけれども、これで想定いたしまして、梅雨・台風シーズンにおける対策を提案していただきました。

まず、浸出水の抑制対策としまして、劣化し、漏水の見られる最終処分場B区画のブルーシートの張りかえを緊急に実施する。台風時には、埋め立てを実施している部分にもブルーシ

ートを張って浸出水を抑制する。上記対策による浸出水の発生量をシミュレーションして管理することが提案されました。その他、緊急時の連絡体制や人員体制の整備についても提案がなされまして、公社では、提案に基づき、ブルーシートの張りかえ等を実施いたしております。

申しわけありませんが、6ページに戻っていただきたいと思っております。(2)の2回の委員会についてでございます。第1回の委員会で浸出水調整池貯留量につきまして指摘がございましたので、土手委員のほうで浸出水調整池貯留量の再計算結果が報告されまして、再計算の結果でも、梅雨・台風への対応は可能であることが了承されました。また、その後、浸出水調整池の第1-2及び第2水槽の実地調査を行っていただいたところでございます。

次に、エコクリーンプラザみやざきの環境調査の結果の中間報告についてであります。資料の12ページをお願いいたします。5月26日から6月3日にかけて、地元対策協議会や県、市の職員の立ち会いのもとで環境整備公社が実施した調査であります。調査結果によりますと、BODなどの生活環境項目や重金属などの有害物質は、すべての地点で環境基準や排水や排ガスの基準に適合しておりました。詳細につきましては13ページから27ページのとおりであります。なお、残りの土壌や底質、大気、騒音、振動及びダイオキシン類につきましては、7月上旬に結果がわかる予定でございます。

エコクリーンプラザみやざき問題については以上でございます。

なお、資料以外に、1枚紙で「エコクリーンプラザみやざきへの産業廃棄物搬入実績」と書かれた資料があるかと存じます。これは、さきの常任委員会で蓬原委員から要求のありました

資料でございます。後ほどごらんになっていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○飯田環境森林課長 それでは、委員会資料の28ページをお開きください。指定管理者制度の第二期指定についてであります。

環境森林部では、平成18年度から、3つの公の施設につきまして指定管理者制度を導入しており、本年度で指定期間の3年を終了するため、新たに1施設を加えまして4施設の指定管理者を募集することとしております。

まず、(1)の林業技術センター(森とのふれあい施設)についてであります。当施設は、美郷町の西郷区にあります林業技術センターに併設されておりまして、森の科学館、研修寮、森林植物園、体験の森等で構成されております。

①の第一期の管理運営実績について御説明いたします。

アの指定管理業務の概要であります。当施設は、県民に対する林業に関する知識及び技術の習得並びに森とのふれあいの場を提供することを目的としております。指定管理者は、他の2つの施設を含めまして社団法人宮崎県林業協会となっております。

イの施設の利用状況につきましては、森の科学館入場者を初め、全体としましては、累計いたしますと減少傾向にありますので、一層の利用促進を図る必要がございます。

ウの施設の収支状況でございますが、収入は、指定管理料のほか、研修寮宿泊に伴う食事代、研修材料等の実費分を収入といたしまして、施設の管理運営に要する支出に充当しているところでございます。

エの管理運営状況でございます。これは18

～19年度でございます。制度導入を契機といたしまして、利用者の利便性やサービス向上、利用者増の主な取り組みといたしましては、シイタケ体験教室などの主催研修や、木工体験などの自主研修等の内容充実、研修参加者へのアンケート調査の実施、インターネットからの申し込みができるなどのホームページのリニューアル、マスコミや教育機関への情報提供やチラシ配布など、積極的な広報活動に取り組んでおります。

オの評価であります。制度導入前と比較いたしまして、主催研修の実施回数を増加しております。自主研修プログラムの充実などが図られており、また、広報活動等も積極的に行うなど、利用促進に努めております。しかしながら、施設の認知度が低いことや地理的条件から、利用者総数が減少しておりますので、利用促進を図るためのより効果的な方策が必要となっております。ところでございます。

次に、29ページをごらんください。②の第二期の募集方針(案)についてであります。

アの業務の範囲であります。施設の利用許可や宿泊料の徴収、食事の提供等の施設の利用に関する業務などあります。

イの指定期間であります。第一期と同じく3年を予定しており、他の3施設も同じであります。

ウの基準価格であります。年額2,160万5,000円であり、第一期の基準価格の積算をベースといたしまして、管理運営費の実績などを踏まえて積算しているところでございます。

オの募集でございます。募集期間は、平成20年7月9日から9月10日までの約2カ月間とし、県公報、県庁ホームページ等で広報を行い、現地説明会の開催等も予定しているところ

でございます。

カの応募資格でございますが、基本的には行政経営課の指導に基づくものとなっておりますが、施設独自のものといたしましては、応募資格の一番下にありますように、森林インストラクターなどの資格を有する者の配置も要件といたしているところでございます。

次に、30ページをごらんください。キの選定でございます。第二期の制度導入におきましても、第一期と同様に、各対象施設の事業目的や内容は類似しておりますので、効率的な運営を図るため、部内で1つの選定委員会を設置いたしておるところでございます。選定方法といたしましては、1次審査では、応募資格等に関する書類審査を事務局で行い、2次審査において選定委員会を開催し、応募者に対するヒアリングを実施することといたしております。

指定管理者候補者選定委員会は、表にありますように、遠山税理士を委員長といたしまして、外部委員3名、部内委員3名の計6名の委員で構成されております。

クの選定基準・審査項目・配点であります。表の左の欄にありますように、住民の平等な利用の確保などを選定基準といたしまして、審査項目といたしましては、管理運営の基本方針などをそれぞれ設け、配点は表の右の欄のとおりでございます。なお、新たな選定基準といたしまして、表の一番下にあります地域への貢献度を加えております。また、欄外にありますように、サービスの質や適正な管理運営の確保を図るため、新たに採点の最低基準としまして60点を設定しております。

次に、31ページをごらんください。ケのリスク管理、責任分担であります。消耗品の購入などの項目ごとに指定管理者と県の負担区分を改

め、明確化することとしております。

最後に、③のスケジュールについてであります。6月9日に第1回の選定委員会を開催いたしまして、第二期の方針等の審議が行われております。今後の予定といたしましては、7月9日から9月10日まで募集を行い、応募者から提出されました書類を審査いたします。10月上旬に第2回の選定委員会を開催し、応募者のヒアリングを実施し、指定管理者候補者を選定いたします。11月県議会におきまして、指定管理者指定の議案を提出させていただき、議決後、指定管理者が指定されることとなります。21年の1月から3月までに業務の引き継ぎを行い、4月1日付で第二期指定管理者と協定を締結いたすことにしておるところでございます。

環境森林課の説明は以上であります。

○徳永森林整備課長 それでは、引き続き、指定管理者制度について御説明いたします。資料の32ページをごらんください。(2)の宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び諸県県有林共に学ぶ森についてであります。

①の第一期の管理運営実績につきまして、まず、小林市にありますひなもり台県民ふれあいの森についてであります。当施設は、アの業務概要にありますように、森林レクリエーションの場などを提供することを目的として、県民ふれあいの森、オートキャンプ場等で構成されております。当施設の利用、収支、管理運営状況につきましては、イからエに記載したとおりであります。オの評価にありますように、制度導入前と比較しまして利用者数は増加しておりますが、オートキャンプ場の利用料金収入につきまして基準額に達していないことから、さらなる利用促進を図る必要があります。

次に、33ページをお開きください。宮崎市高

岡町にあります諸県県有林共に学ぶ森についてありますが、当施設は、アの業務概要にありますように、森とのふれあいの場を提供することを目的として、多目的管理棟、林道等で構成されております。当施設の利用、収支、管理運営状況につきましては、イからエに記載したとおりであります。オの評価にありますように、制度導入前と比較しまして、利用者数は増加しておりますが、管理規模が小さく、管理の効率化が図られにくいことから、他の類似施設とまとめて管理できないか、検討する必要があります。

次に、34ページをごらんください。②の第二期の募集方針（案）につきましては、さきほど環境森林課長が説明した内容とほぼ同じであります。アの業務の範囲等につきましては、第一期では、ひなもり台、共に学ぶ森、それぞれ別の施設として公募しておりましたが、今回、第一期の評価を踏まえまして、2つの施設を一括して一つの指定管理者で募集することとしております。

森林整備課からは以上であります。

○飯干自然環境課長 続きまして、自然環境課で所管します宮崎県川南遊学の森について御説明いたします。

常任委員会資料の37ページをごらんください。この施設は、川南町の中心部から北西に車で15分ほどのところにあり、野鳥の森など特徴ごとにゾーニングされた森林や、林間歩道、炭焼き体験施設などを備えた森林環境教育や、森林とのふれあいの場の提供などを目的とする施設であります。

まず、①の募集方針（案）についてありますが、アの業務の範囲につきましては、施設の利用・維持などに関する業務のほか、森林環境

教育の実施に関する業務としております。

次に、イの指定期間は、ほかの施設と同じでございます。

ウの基準価格は、610万3,000円としております。

次のエの利用料金以下につきましては、先ほど説明がありました宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）とほぼ同じ内容になっておりますが、カの応募資格の最下段のところ、（ア）と（イ）のとおり、有資格者の確保等を条件の一つに加えております。

宮崎県川南遊学の森については以上でございます。

次に、常任委員会資料の40ページをお開きください。平成19年台風第4号、第5号による民有林山地災害の調査結果についてであります。

本調査は、平成19年に民有林において発生した台風4号、5号による山地災害を調査し、その被害特性や発生原因を明らかにし、今後の森林管理に資することを目的として実施しました。

（1）山地災害の発生状況についてであります。表の右側の合計の欄にありますように、平成19年は台風4号、5号により、県内で山腹崩壊65カ所、溪流被害12カ所の合計77カ所で山地災害が発生し、被害額は17億3,500万円に及んでおります。

次に、（2）調査結果の概要についてであります。①の台風4号及び5号の雨量と進路であります。2つの台風の進路は、右図に示しておりますが、いずれも本県を直撃しております。また、これらの台風に伴う雨量を左の表に示しておりますが、台風4号により、日向市では最大時間雨量84ミリメートル、最大日雨量366ミリメートルを記録し、青色で括弧書きしており

ます再現年を見ますと、時間雨量では21.1年に1回、日雨量では30.1年に1回発生するような豪雨となっております。一方、台風5号により、日之影町見立では観測史上第1位の最大時間雨量91ミリメートルを記録し、これは34.3年に1回の再現となる大きなものであり、短時間の集中豪雨となったところです。

次に、②の地質区分と山地災害の位置についてであります。地図上に台風4号による山地災害の位置を青丸、台風5号による山地災害の位置を赤丸で示しております。これによりますと、台風4号では主に耳川流域や北諸県地区、台風5号では県北の西臼杵地区や延岡市北方町に災害が集中しております。地質的には、図で示している緑及び黄色の部分の四万十累層群、青色部分の秩父帯及び桃色部分のシラス土壌地帯となっております。

41ページをごらんください。③の山腹崩壊箇所の森林の種類についてであります。表の左にありますように、崩壊の形態を深さ2メートル未満の表層崩壊と2メートル以上の深い崩壊に区分しております。山腹崩壊は、合計の欄にありますように65カ所ありますが、このうち53カ所が表層崩壊で約8割を占めております。表の最下段にありますように、1カ所当たり崩壊面積を森林の種類別に見ますと、針葉樹は0.93ヘクタール、広葉樹は0.44ヘクタールとなっており、広葉樹に比べ、針葉樹の崩壊面積の規模は約2倍となっております。

次に、④の山腹崩壊の形態と主な素因についてであります。表の上段にあります表層崩壊53カ所の主な素因は、地形的には35度以上の急傾斜地で、地表水が集中しやすいくぼんだ凹地形であります。下段の深い崩壊12カ所の主な素因は、35度以下の緩やかな傾斜の箇所、表層崩壊

と同様の集水地形、また傾斜変化点などのある地形であり、地質的には風化や割れ目が発達した地質となっております。

以上の調査結果から、⑤にありますように、山腹崩壊は、地形的には急傾斜地や地表水が集中しやすい地形、また地質的には、風化の進んだ地質や四万十累層群などの脆弱な堆積岩等の地質で発生し、さらには、針葉樹人工林では1カ所当たりの崩壊規模が大きくなる傾向がございます。このため、地形や地質により災害が発生しやすい箇所の森林につきましては、(3)の災害に強い森林づくりにありますように、①杉を中心とする針葉樹は、適切な間伐の実施により根系の成長を促進させるとともに、下層や林床植生の繁茂による表土の浸食防止を図ること。②複層林や針広混交林への誘導により、皆伐による裸地化の防止を図るとともに、特に広葉樹は土中深く根系が発達するクヌギなどを植栽し、土壌緊縛力の強い森林を目指すこと。③残存木帯の設置やヤナギなどの広葉樹の保全と復元により、流水が集中する溪岸の浸食防止に努めることにより、災害に強い森林づくりに努めていく必要があります。

これで民有林山地災害の調査結果の報告を終わります。

自然環境課のその他の報告は以上であります。

○堤環境管理課長 委員会資料の42ページをごらんいただきたいと思っております。平成19年度大気及び水質の測定結果等についてであります。

(1) 大気及び水質の測定結果であります。

①大気のア、大気汚染常時監視・移動監視であります。光化学オキシダントにつきましては、測定を行っている11すべての常時監視測定局及び移動監視地点6地点のうち、5地点で環

環境基準0.06ppmを超えた時間があり、未達成でありました。しかしながら、光化学スモッグ注意報発令基準であります0.12ppm以上の高濃度はありませんでした。また、浮遊粒子状物質につきましては、15の測定局のうち9局で環境基準を未達成でありました。

イの有害大気汚染物質モニタリング調査であります。宮崎市など4地点で、環境基準が定められておりますベンゼンなどを測定いたしました。すべての地点で環境基準を達成しております。

次に、②水質についてであります。アの河川や海域などの公共用水域であります。健康項目につきましては、砒素が5地点で環境基準を未達成でありました。未達成の地点は、土呂久川の東岸寺用水取水点と岩川用水取水点、岩戸川の旧鹿狩戸橋及び日之影川の日之影橋、日之影川合流後の五ヶ瀬川の日之影大橋でありました。

次に、生活環境項目についてでございます。生活環境項目の代表的な指標でありますBOD、CODにつきましては、都城市の年見川と野尻町の城の下川で環境基準を未達成でありました。

イの地下水でございます。県内全域の地下水の状況を把握するための概況調査では、87本の調査井戸のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1本、テトラクロロエチレンが1本の井戸で環境基準を未達成でありました。また、過去に環境基準を超えた井戸等の継続的な監視のためのモニタリング調査では、49本の調査井戸のうち、砒素が3本、テトラクロロエチレン等有機塩素化合物が17本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4本、環境基準を未達成でありました。

43ページをごらんください。(2)ダイオキ

シン類調査結果であります。①の環境調査につきましては、大気、水質など80地点で調査した結果、すべて環境基準を達成しております。

②の発生源自主検査につきましては、95の施設から報告があり、廃棄物焼却炉2施設の排出ガスが排出基準を超えておりましたが、自主的に改善を行い、再度測定したところ、基準を下回っていたことを確認しております。③発生源立入検査につきましては、50の廃棄物焼却炉等について立入検査を行い、廃棄物焼却炉6施設の排出ガスが排出基準を超えていたため、使用停止・改善を命令し、4施設は改善され、2施設は改善中であります。

以上が調査結果の概要であります。

環境管理課の説明は以上であります。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、委員会資料の44ページをごらんいただきたいと思えます。乾しいたけ品評会等についてでございます。

まず、(1)の品評会の概要であります。③にありますように、去る6月6日、JAアズムホールにおきまして、生産者等約400人の参加のもと、品評会の表彰式が開催されております。④の表にありますように、全体で733点の出品があり、審査の結果、248点が入賞しております。このうち、次のアの表にありますように、農林水産大臣賞あるいは林野庁長官賞、県知事賞などが表彰されております。また、イの団体の部にありますように、五ヶ瀬町が昨年度に引き続き優勝しております。

右のページをごらんいただきたいと思えます。しいたけの生産状況等についてであります。①の乾しいたけにつきましては、表一1にありますように、本県の生産量は減少傾向で推移してきておりますが、平成19年は601トンと

前年と比較してわずかな減少にとどまり、大分県に次いで全国第2位となっております。また、価格につきましては、近年、食の安全・安心への関心の高まりから、平成19年は1キログラム当たり3,865円と上昇傾向にあります。

続きまして、②の生しいたけにつきましては、表一2をごらんいただきたいと思えます。生産量は、平成19年は1,584トンで、平均価格が1キログラム当たり863円となっております。なお、生しいたけにつきましては、菌床栽培による栽培が約8割を占めてきております。

次に、(3)のみやざきブランドの認証についてであります。①にありますように、ブランド認証は、宮崎ならではの安全で品質の確かな特徴ある商品づくりを目指しまして、みやざきブランド推進本部が行っております。②にありますように、県では、JA、宮崎経済連等と連携しまして、17年度から商品ブランド認証に向けて取り組んでまいりましたが、本年3月に認証を受けました。認証品目は「みやざき乾しいたけ」、認定産地は、JA都城、JAこばやしなどの6JAとなっております。商品ブランドの認証基準は、下の表にありますように、①の国産原木を使用した原木栽培であることなど6つの基準を満たすことが条件となります。今後、乾しいたけがブランド商品として定着するよう努めますとともに、生産体制の強化や新規参入者の促進などへの支援に取り組み、しいたけの生産振興に努めてまいりたいと考えております。

山村・木材振興課からは以上であります。

○徳永森林整備課長 それでは、単品スライド条項の運用について御説明いたします。委員会資料の46ページをお開きください。

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえまし

て、工事請負契約約款第25条第5項の単品スライド条項を、本日6月25日に発動することいたしましたので、その概要を御説明いたします。

今回の運用基準につきましては、2に記載しているとおりであります。まず、(1)の対象とする資材につきましては、価格の変動の著しい鋼材類と燃料油を対象としております。次に、(2)の請負代金額の変更の考え方についてであります。今回は、資材の価格上昇による増加分のうち、対象工事費の1%を超える額を、受注者の請求に基づき、発注者である県が負担することとしております。

47ページをごらんください。(3)の具体的な算定方法等についてであります。①の申請時期等につきましては、工期末の2カ月前までに請求をしていただき、工期末に変更契約を行うことにしております。次に、受注者は、②にありますように、実際に購入した資材の購入価格などの証明書類を提出する必要があります。次に、③のスライド額の算定につきましては、記載のとおりであります。下の注3にありますように、鋼材類、燃料油それぞれ個別に変動額を算定し、1%を超える資材のみがスライド額の計算対象となります。例えば鋼材類の変動額が1.2%、燃料油の変動額が0.8%であれば、鋼材類のみが対象となり、燃料油につきましては対象となりません。また、鋼材類の変動額が1.2%、燃料油の変動額が1.2%であれば、鋼材類、燃料油とも対象となります。なお、詳細につきましては、一番下に参考図を示しております。以上であります。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。議案(議案第2号、報告第2号)、それから、報告事項(公社の経営状況、繰越明許)について

での質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○長友委員 単品スライド条項の限度額というかそういうものはあるんですか。

○宮原委員長 済みません、それはその他の報告事項ということになりますので、常任委員会資料の表紙を見ていただくと、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲまでをまず先に受けさせてもらって、その他の報告はその次の段階でお願いをしたいと思います。

○坂口委員 5ページの明許繰り越しの考え方ですけど、例えば繰り越しをしていく理由に工法の検討と、これは前も尋ねたことがあったんですけど、そこがどうもはっきりせんもんですから。理由が、工法の検討とか、関連工事のおくれとか、予算の内示とかありますね。その中で1つは、既に発注した後の変更と発注前の変更と、これはどうなるんですか。両方含まれるんですか。

○徳永森林整備課長 済みません、恐れ入りますが、質問内容がちょっと把握できないものから。

○坂口委員 明許繰り越しで今回上げられたものですね、これは発注前のものばかりになるんですか、発注してからのもの、それとも両方入るんですか。

○徳永森林整備課長 明許繰り越しした工事は、発注してからの明許繰り越しになります。

○坂口委員 契約変更での金額変更というのは伴う、伴わない、どちらか、それも両方……。

○徳永森林整備課長 年度内に設計変更をやりまして、ほとんどがそういう取り扱いをしています。

○坂口委員 そのとき、例えば他の工事とのか工法の検討とかで、構造物なりの設計書自体は変わらずに工期だけが延びたとか。とにかく

金額を変更しないものが含まれているんじゃないか。工期だけが延びて明許繰り越し。ですから、他の関連工事との調整というのは、ほかのところが進まないからここは工事が着手できないとか、一時休止に入らざるを得ないというものがありますね。その工事自体は中身は変わらないんだと。ただ工期が延びる。こういうときの設計変更、契約変更での金額変更というのはどう扱われているんですか。あるんですか、ないんですか。

○徳永森林整備課長 事例としましては、国からの交付決定が遅くなりまして、工事の設計を伴わないで工期延長する、繰り越しをするという分がありますし、また、他の関連工事によって、その工事そのものについて内容の変更はないというものについては、工期だけ延長する、繰り越すということになります。しかし、繰り越す段階でどういう変更があるかということ把握いたしまして、できるだけの変更をした上で繰り越すというようなことでほとんど行っております。

○坂口委員 改善されているかどうかと思うんですけど、例えば全く中身は変わらずに、とにかく工事を受注した業者以外の責任ですね、他の関連工事が進んでいないとか、あるいは認可が下りていないと——認可が下りないうちに発注というのは考えものなんですけど、それとか、工法を内部で検討しているけどまだゴーサインが出せない。契約は終わっているんですけどとなると、事故が起こったり、現場の管理というのは契約の相手方管理になりますね。あるいは専任技術者もちゃんといますかとか、現場代理人はいますかとか、安全管理はやっていますかということ、すべて業者は着手しているんです。着手していれば当然経費は出ていくんで

す。経費を出せば、そこで成果を上げなきゃ、経営面から見たら……。発注者の責任でずっと経費を出される。しかしながら、発注者の権限でもって、おまえのところは一切利益を上げることはならないよという状況に置いているわけです。

今の単品スライド制もそうなんですけど、受注者の原因でなくて発注者が負うべき責任というのがしっかり分けられていなきゃだめと思うんです。1%内は受注者責任ですよ。社会情勢の変化が起こり得ることを想定で契約しなさいよという精神が、1%超した部分という精神なんです。

そうすると、先ほどの受注者責任は問えない部分なんです。他の関連工事との調整というのは発注者側が責任を持つべきですし、国からの予算の内示というのも発注者が責任を持つべき。それから、工法の検討というものも契約前に済ませておくべきことで、これは日にちを延ばすことによって、そこに義務づけている経費というものは、設計変更で増額変更しなければ、これはいろんな関連法律上も問題があると思うんです。このことは前から僕は二、三度指摘してきていると思うんです。この方針を変えられたのですかということなんです。

○徳永森林整備課長 そういう発注者側の原因によると、請負業者に対しての責任がないというとき、契約上、その間は仕事を休止するという制度がありますので、お互い甲乙協議の中でその間は工事を中止するという手法、そういう制度は実施しております。しかし、それをどうお金で見るかということにつきましては、今のところそこまではやっていないという状況であります。

○坂口委員 なぜこういうことを言っているか

というと、今これだけ倒産が相次いでいます。最低制限価格でとらせていますね。これは経費も出ない、利益も出ない価格なんです。コンプライアンスを徹底したところで競争も徹底するんだということで、受注するために避けられない価格なんです。今言われたように工事中止命令を出すでしょう。中止命令を出したときには、そこでの責任、現場で起こる事故とか、現場がその後被災した場合の責任とか、そういうものまで中止しているのかしていないのかという中止の仕方がありますね。そこで経費を食わないようにするとなれば、例えば林務なんて特に、大きいレンタルの機械を山に持ってきている。運搬料だって組立料だって何百万とかかります。機械を置いておくだけで金がかかるんです。しかしながら着手させない。それを一たんリース会社に返しなさいという指示まで出して、返すための経費、無駄にそこに置かせておいた間の経費、また持ってきて組み立てるための経費を見ますよというものがセットでないと、中止命令は出せないんです。ただ工事をやるな、現場代理人は置け、おまえのところは次に公募するときは、ここで登録した現場代理人なりあるいは専任技術者なり、現場の技術的なもので求めている人員の張りつけ、これはよその工事に登録することはできないよということで、それは中止命令と言えないんです。それを中途半端に制限をかけているだけで、その制限をかけたことに伴っての経費の減はあるかもわからないんです。しかしながら、避けられない経費については契約変更をしないと。工期が延びれば、その部分、残った機械等については歩掛かりを変えて、歩掛かりの日にちを延ばしていかなくちゃおかしいと思うんです。

そういう合理性のない、あるいは法的に問題

なことが原因になって今、業者は倒産しているんです。これはやっぱり徹底して分析していかないと、県の不合理なことで今の県の経済をむちゃくちゃやっているんですよ。このことは一般競争入札に移行する試行段階から僕は指摘しているんですけど、何ら真剣に受けとめていないですね。このままいったら、この一般競争入札というのは僕は失政と思っているんです。官製談合という役所がしでかした不都合を、この県民批判というものを、結果的には、業者を理不尽なことであるいは不合理なことで倒産に追い込んでいるということにかわしているだけとしか僕は見ていないんです。厳しい見方をしているんです。

そのことで指摘してきているけど、まだ変えていないですね。技術者だったらわかると思うんですよ、僕が言っていることは。義務づけて経費を出させて工事をやらせないのに、その経費を見ないというんですから。一方では、1円でも高かったら、おまえはだめだということで契約相手方にしていないんですから。それがしかも解決されるべき、本当は発注する前に、発注してしまったら現場介入というのは、著しい工事の進捗を妨げない範囲においてしか介入できないよと、段階確認だって、検査だって、なっているんです。これは著しいどころか限らない工事の進捗への影響を介入しているわけですよ。発注者の責任において介入しているんです。

だから、このことは当然、その責任に伴う契約変更というものは、これは法的に見ていかなければいけないと僕は思うんですけど、これは判断をこの会期中に示してください。今までは検討してくれで僕は済ませていたけど、いつまでも一緒だから。まず判断を示してください、

この会期中に。

○徳永森林整備課長 県土整備部、農政水産部、うち、三公共部で検討いたしまして、御回答いたしたいというふうに思います。

○宮原委員長 よろしくお願ひします。ほかにございませんか。

○野辺委員 関連質問ですが、繰り越した部分について、完成予定が21年1月とかなっていますね。今の梅雨とかこういうのに対しての対応は何かなされているんですか。完成時期がおくれるものについて応急的に対応するようになっているんですか。

○飯干自然環境課長 一番上の山地治山事業ですけど……。

○野辺委員 それだけじゃないんですけど。それでいいです。

○飯干自然環境課長 工事の内容、工事請負額について工期が延んでおります。この中で、20カ所ございますけれども、早く済ませるものもございまして、早期完成に努めております。自然環境課では34カ所の繰り越し工事をやっておりますけど、今年の6月末までにこのうちの16カ所が完成いたします。また、そのほかの18カ所についても鋭意早期完成に向けて努力をしております。

○野辺委員 私が聞きたいのはそうじゃなくて、工期を延長したために、今、梅雨とか、例えば下のほうの林道災害でもそうだと思うんですが、崩れないように応急的に処置がしてあるんでしょうかということですよ。災害の拡大を防ぐために応急的に何かこういう箇所についてはしてあるんでしょうかと。

○飯干自然環境課長 工事は随時進捗しております。新たに大きな災害が発生した場合は、災害復旧事業の制度を活用しております。

○野辺委員 例えば繰り越し明許した箇所が、今の梅雨、今後の台風なんかでもそうかもしれませんが、崩れて、この予算でできないというようなことは出てこないんですか。

○徳永森林整備課長 繰り越しをやりましてその工事中に災害が起きた場合、それが請負業者の責任でない場合は、予算を増額して対応するということになります。新たに増破した、災害が大きくなったという分になれば、その大きくなった分について予算を確保して、業者の責任でない場合は、自然災害の場合はやるということになります。現場におきましてそういう対応をしております。

○外山委員 環境整備公社のことをお尋ねしたいんですが、環境整備公社とエコクリーンプラザという言葉が出てきますね、これはどう違うんですか。組織として違うんですか、同じなんですか。

○道久環境対策推進課長 エコクリーンプラザみやざきというのは、あそこの施設の名称というふうにお考えいただきたいと思います。そして、財団法人宮崎県環境整備公社、こちらのほうが一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うという形になります。

○外山委員 そうしますと、エコクリーンプラザが施設ということであれば、とらえ方として公社の組織の中の一環ということですか。全然別なんですか。

○道久環境対策推進課長 施設につきましては、11市町村と公社の持ち分所有というふうになります。

○外山委員 公社の組織はわかるんですが、あそこの施設をエコクリーンプラザと言うということであれば、エコクリーンプラザの責任者はだれになるんですか。

○道久環境対策推進課長 あそこの施設というんでしょうか、エコクリーンプラザ、施設の名称でございますけれども、実際にその施設を利用いたしまして処理いたしておりますのは宮崎県環境整備公社でございますので、環境整備公社のほうの責任ということになります。

○外山委員 ということは、環境整備公社の中の施設の部分をエコクリーンプラザと言っておるといことですね。

○道久環境対策推進課長 施設の名称がエコクリーンプラザみやざきという名前でございます、そして、その施設そのもの、こちらのほうの所有権といいますか、それが市町村と公社の持ち分という形になります。

○外山委員 市町村と公社の持ち分ということがよくわかりませんが、それは出資比率はありますよ、公社の持ち物でしょう。

○道久環境対策推進課長 施設は、いわゆる市町村の建設資金というんでしょうか、拠出金というんでしょうか、そちらのほうと公社の借入金等によりましてつくられております。ですので、施設全体、いわゆる一般の家で例えば奥さんと御主人が共稼ぎの場合は、土地・建物2分の1、2分の1というふうには、持ち分登記といいましょうか、そういう登記をされると思うんですけれども、同じように、市町村と公社でそれぞれ何分の一というんでしょうか、そういう形で持ち分登記をしているということでございます。

○外山委員 何でこういう質問をしたかという、あそこの補修をこれからしていく可能性がありますね。きょうここで公社の来年度の予算の説明がありました。公社のほうの費用で、公社の責任で改修をしていくのかどうかかなと思ったものだから、そこのところはどこの責任で改

修していくことになるんですか。

○道久環境対策推進課長 所有は、先ほどから申し上げておりますように、市町村と公社の区分所有というんでしょうか、持ち分がございません。県といたしましては、一般廃棄物の処理量が9割を超えている現状でございますので、市町村のほうにも応分の負担をしていただくのが適当だというふうに考えております。

○外山委員 会計処理上、応分の負担というのはわかるんですが、改修するとき、普通だったら、環境整備公社の資金で借り入れするなり、その責任でやってここに計上していくと思うんですが、今のような説明だと、市町村と公社が持ち分で分かれるということになれば、改修するとき持ち分だけをここに予算計上していくということになるんですか。資産も。

○飯田環境森林課長 予算書に上げていないのは、新聞等で御存じだと思いますけれども、基本的には、施設については市町村とかそういうことについても御負担をお願いしたいということで、今後協議していかないといけないわけでございます、そこ辺が明確にまだ決まっていますので、そういうことで計上していないと。

○外山委員 それはわかった上で、当然そういうことになったときにどういう計上をするのか。それじゃ、今のここの資産の計上は、市町村の持ち分と公社の持ち分を分けて計上してあるわけですか、財産として。

○飯田環境森林課長 基本的には持ち分で分けております。公社と11市町村ということになっております。

○外山委員 登記上もそういうふうな形で登記してあるんですか。

○飯田環境森林課長 登記上もそのようになっております。

○外山委員 ということは、今度工事するときには、工事の箇所がこと決まれば、公社のほうの予算の計上は、公社の持分の部分だけをこっちに計上して、市町村の持ち分のはここにしないという形になるんですか。

○飯田環境森林課長 それは、具体的に決まらなないと私のほうがどうこうということはできませんけれども、考え方の一つといたしましては、例えば公社が借り入れをする、補修費を借り入れいたしまして、そして、施設のときの市町村とか公社の持ち分によって、ごみの使用量によって、建設工事費の負担割合を決めておりますので、そういう形で今後協議していくことになるかと思えます。

○外山委員 ですから、公社のほうを持ち分の分を補修費に入れるということになれば、当然ここで補正を、ここに入っていないから、補正を出してくる必要がありますね。そのときの持ち分比率の補正をここで出してくるということになるんですか。

○飯田環境森林課長 それは基本的には最終的に、例えば業者の担保瑕疵とかそういうことがあれば、それを差し引いた形で、残った分については市町村と公社で、持ち分相当かどうかわかりませんが、今後それは協議していくことになるかと思えますけれども、そこで負担割合を決めて、公社については基本的にはその分を償還していくということになるかと思えます。負担割合は持ち分で決まるかどうかは、実際はわかりません。いろんな考え方があると思えます。つくったときの負担割合とかそういうことでやっていくかもしれませんし、そういう形で最終的には決まっていくことになるかというふうに思っています。

○外山委員 先ほど持ち分で登記してあるとい

うことだったですね。すべての施設を持ち分で公社と市町村、何対何で分けて登記してあるんですか。

○道久環境対策推進課長 建物について申し上げますと――申しわけございません、率を出していないものですから、床面積で申し上げますと、公社は2,211平米、市町村は4万8,570平米。それから、公社と市町村等の共用部分が2,163平米でございます。

○外山委員 それは建物ですね。

○道久環境対策推進課長 はい。

○外山委員 この前漏水した調整池、これも建物の中に入っておるわけですか。

○道久環境対策推進課長 調整池は構築物でございますので、登記はございません。

○外山委員 登記がないということはよくわからないんですが、民間の場合、構築物をそこにお金を入れて構築すれば、多分登記すると思うんです。そして固定資産税かかってくるよ。これは公社だからなくていいということなんですか。登記はしていないということでしょう。

○道久環境対策推進課長 登記してございますん。

○外山委員 これは公社だからなくていいということなんですか。

○道久環境対策推進課長 構築物につきましては登記しなくてよいというふうになっております。

○外山委員 これは私もしかとわかりませんから、一応報告は報告として聞いておきます。その場合、今の調整池を補修するときに、登記がしていない、持ち分も登記していない。そうになると、どこの責任でこれは補修することになるわけですか。

○道久環境対策推進課長 調整池自体は、一般廃棄物ないし産業廃棄物の浸出水をためておく、いわゆる共通の財産でございますので、市町村と公社が共同で費用を負担していただくという形になろうかと思えます。

○外山委員 環境整備公社の予算には現在入っていませんね。どこかで補修するということになれば、補正を計上していく必要がありますが、その際、どういう形の計上になるんですか。

○道久環境対策推進課長 今後補正を計上していくという形になろうかと思えます。

○外山委員 だから、補正を計上していくことになるでしょう。そのときはどういう計上の仕方、市町村と分けた形とするのか。持ち分の登記をしていなければどういう予算の計上の仕方になるのかということを知っているんです。

○飯田環境森林課長 そのことにつきましては、負担割合をどうするかということがまだ市町村と公社の間で、県もそうでしょうけれども、決まっておられませんので、具体的には今のところ明確には申し上げられないということです。だから、どういうふうにするかと言われても、基本的に何ぼこういうふうにするかというのは、まだ市町村と公社とのちゃんとした協議が調っておられませんので、この段階でこういうふうにするということはちょっと言えないということで御理解いただきたいと思えます。

○外山委員 ということは、市町村と協議をして、持ち分が決まったら、その持ち分の範囲でここに補正を計上してくるということでしょうか。

○飯田環境森林課長 それは明確にこの場で私の判断で言えませんし、持ち分でやるのか、い

ろんな案分の仕方があると思うんです。例えばごみ量割でやるのかとか、そういうのがございしますので、それは今後検討した上でやっていくということになろうかと思えます。

○外山委員 ここに来年度の予算書が出てきておるわけですから、どうやって計上していいか今から検討しますというものをここに出してくるのは、非常に中途半端というか、登記をせんでもいいということも私はわかりませんし、登記をしていないのに持ち分をどういう負担をするかということを検討して、これからどうやって計上するかを検討しますというのは、予算書を出してくる自体がちょっとおかしいです。

○飯田環境森林課長 当然ちゃんとした形で予算計上できればいいんですけども、ただ、今の段階で市町村とそういうことの協議が調っておりませんので、そこをまず早目にやりまして、方式が決まりますれば、当然、先生のおっしゃるとおり、予算書とかそういうものに計上されることになろうかと思っております。補正とかそういう形で。

○外山委員 負担割合とかそれは決まってないのは別として、今後の予算の計上の仕方の考え方ですよ。今の段階で考え方はきちっと整理をすべきだと。それを今から検討しますということはおかしいと私は思うから、早急にこの点は、どういう形で今後計上していくのか。でないと、この議会の委員会で審議ができませんよね。その点だけ申し上げてこの件は終わります。

○長友委員 繰り越しについてでありますけれども、合計が24億3,000万円余に上がっておりますが、これは環境森林部の公共事業の何割ぐらいになるんですか。

○徳永森林整備課長 公共事業の25%程度にな

ります。

○長友委員 ことしの県の予算の目玉といえますか、建設事業、ここらあたりをカバーしていかなくちゃいけないという柱が一本ございました。そうしますと、予算の25%というのは非常に大きい気がするわけです。単年度予算主義でありますから、立てた予算は年度内に消化するというのは財務のあり方からいっても当然だと思うんです。ただ、さまざまな事情から繰り越しが発生することも、これまた理解できるわけです。ただ、やっぱりできるだけ繰り越しが出ないような方向でやっていかないと、25%の繰り越しというのは、予算を立てたのにちょっと大きい気がするんです。これは例年の繰り越し状況と比較してどうなんでしょうか。例年同様な感じでなっているのでしょうか。

○徳永森林整備課長 森林整備課の事業で申しますと、昨年度は予算の大体45%を繰り越していたと。18年度につきましては。本年度は25%ということで、今、繰り越しの原因が、ずっと続きました大型公共事業の補正がありまして、年度末発注ということを引きずってきた、経常化してきたということもありまして、昨年度から繰り越しをしないような予算配分、箇所ごとの予算配分、それから1年間休止するとか、いろいろな対策を打ちまして、45%から25%に減ったということで、今後もなるべく繰り越しが起きないような対策を打っていきたいというふうに考えております。

○長友委員 業界の厳しい現状があるということでございしますので、これは極力努力していただきたいというふうにお願いしておきます。

○宮原委員長 ほかにありませんか。

○坂口委員 今の繰り返しでちょっとくどいようだけど、この明許繰り越しをどうするかとい

う話、採決はあしたですね。法的に問題があればこれをここでイエスというわけにいかないんですよ。僕は法的にこれは問題があると思えてならないんです。工期だけを延ばして契約金額が何ら変わらないというのは、これは絶対法的に問題があると思うんです。難しいことは別にして、例えば、今、最低制限価格を決めていますね。1円でもそれを切ったら、いわゆる「ドボン」と表現されていますけど、この工事じゃできるわけないよと。だから、契約の相手方として、安いけどあんたはだめだということで失格させていますね。積算というものを求めるときは単価と歩掛かりでしょう。工事に何日かかるかでしょう。それをその時点では、100日で終わりますということでやらせて、あんたのところは1日安かったから100日でこの金額でできるわけないですよということで排除しますね。その後から100日が120日に延びたら、最初から120日かかることを想定してこの設計をやっていたら、少なくとも施工性は低いわけですから、歩掛かりは当初の設計の中で変わっていると思うんです。積算金額は当然変わってきますね。じゃ、その設計図書をもとに入札したらその業者は失格していたことになります。

もっとわかりやすく言えば、今、極力次年度に遅らせてでも発注するんだと言われたけど、その方法も一つありますけど、工期が3カ月しかないものに、標準工期が10カ月かかるときは、発注前に明許繰り越しをやっておいて、10カ月の標準歩掛かりでやれば当たり前の設計なんです。ところが、現実的には、3カ月の歩掛かりでやられずに、3カ月の工期で出して工期だけを延ばされていると思うんですけれども、便宜上、やり方。これも間違いですよ。3カ月の工期しかとらないでこの工事を設計したと

きは、3カ月の歩掛かりをつくらなければならなくなりますよ。例えば1億8,000万ぐらいの工事があったとします。その歩掛かりは200日ぐらい見た歩掛かりで使われていると思うんです。でも、発注の時点では、9月なり10月なりに発注すれば3カ月しか本当は工期を見てないんですね、3月25日までですよということ。でも、それに使われたのは標準歩掛かりですから、来年の10月近くまでかかるはずの歩掛かりを持ってきて設計されているわけです。そんなでしょう。ちょっとここで返事を。

○徳永森林整備課長 確かに工期につきましては、工事の内容によりまして標準工期というのが設定してありまして、それで工期は定めてあります。その工事のお金が、例えば3カ月の分でやっているのか10カ月分なのかというのは、工事内容によって違うんだらうと。例えば橋をかけるときは架設費というのがありますから、例えば120日かかる架設費を30日で見るということは非常に難しいということがありますが、うちの森林土木事業につきましては、確かに委員おっしゃったように、年度末に発注するときは、2カ月か3カ月で発注して、それから繰り越しをしてまた延ばすとなりますが、工期を延ばす上では、甲乙協議して、延ばさないとちょっと難しいということですが、それが委員がおっしゃるように、単価そのものにひっかかってくるかどうかというのは…

○坂口委員 単価じゃなくて歩掛かりです。

○徳永森林整備課長 歩掛かりにひっかかってくるかについては、今うちの歩掛かりは、例えば切り取りであれば、立米幾らに土量を掛けるというようなやり方をしておりますので、直接工期がお金に反映するかどうかについては見て

みないとわかりませんが、その辺は研究してみたいと思います。

それともう一点ですが、先ほど私が勉強不足で、工事の中止につきましては、工事約款の第20条第3項で、中止について、その間の経費、リース料等は、甲乙協議の上で設計変更ができるという規定がなされておるようでございます。以上であります。

○坂口委員 その規定が実行されたことがあるのかどうかと、申請主義としているでしょう、共通歩掛かりのほうでは申請主義としていますね。約款のほうではそのように甲乙合議してとなっています。合議して出したことがあるかどうかです。一時休止命令を出して。そもそも一時休止命令を出したことがあるかどうかです。

○徳永森林整備課長 森林土木事業では休止を出した事例はあります。そこでコストをしたかどうかについては、実態調査しまして御報告したいというふうに思います。

○坂口委員 くどくなってみんなに申しわけないんですけど、例えば今、立米単価で土工なら土工をやられている。その立米単価というものも、標準工期をとった上と、その現場に対応できる重機なりの1日当たりの能力と、1日の労働時間と、深夜にやる場合、昼やる場合、そういうものを総合的にやっていって、そしてこの立米当たり何ぼかかりますよというから、あくまでも労働時間とか標準工期というものが入ってきたのを便宜上歩掛かりと単価としてやっているわけで、単価と単位としてですね。だから、そこにはやっぱり標準工期が入っているのと、1日当たりの能力と1人当たりの能力が入っているの立米単価なんです。だから、標準工期が基本になっているんです。

○徳永森林整備課長 おっしゃるとおり、サイ

クルタイムを取りながらやりますので、その辺をちょっと歩掛かり等分解して研究してみたいというふうに思います。

○坂口委員 イエスカノーか判断する場合、法律がびっしり守られているかというのと、約款なり歩掛かりなりを尊重した変更をされているか判断しないと、本当は僕らはノーとしなきゃならんかもわからん。だから、あすまでに本当は返事が欲しいんですけど、歩掛かりを分解されて組まれたら、絶対違ってきますよ、歩掛かりがそういうぐあいにして組まれているんですから。それと、中止命令を出すときに、現場代理人は置かなくてもいいよとか、安全さくについては返してもいいよとか、そういうものまでは本当は甲乙合議ですね。だけど合議もなっていないし、とにかく一方的だと思うんです。本当は説明してもらわないとできないんですけど、今の最低制限価格でしか受注できないということと、失格制度をとっているということで、実質的失格価格になってしまうんだということを気づかれたら、それは手抜きが起こるのは当たり前ですよ、起こさなきゃたまつもんじゃないですもの。そうなればエコプラザと一緒に。廉売価格で契約したら、将来損を被るのは県民ということですから、ここはしっかり整理してほしいです。

○徳永森林整備課長 確かに今、建設業は大変なときを迎えております。こういう制度がありますので、できるだけといいますか、理屈が通って、単品スライド条項についてもそうだろうと思うんです。制度があって、それが適応するのであれば適用していくということだろうというふうに思っております。

○蓬原委員 ちょっと勘違いしてしまして、その他の報告事項は後でということですが、その

前段にもなりますから、財団法人宮崎県環境整備公社組織、役員、職員というのがあるんですが、これの一覧表というか、恐らく市町村からも来ておられますね。県から行っているのか、市町村から出てきておられるかという組織表をいただきたいというふうに思います。

○道久環境対策推進課長 後ほど提出させていただきます。

○宮原委員長 提出方よろしくお願ひいたします。ほかにございませんか。

○坂口委員 委員会資料の7ページです。このところで、3、上記2の原因究明と並行して、システム全般の検討となっているんですけど、結局プラントあたりまで入っていかれるということですか。

○宮原委員長 済みません、その他になっているようですので。この上の段階で。

ほかにございませんか。

○満行委員 同じく環境整備公社ですけども、報告書、別紙10です。これは事業報告なんですけど、これを見ると、5%しか産廃の部分はないということですね。この報告書でいくと、地域住民に公表してと書いてあるんですけど、これをそのまま我々としては今の段階では受け入れられないということを1つ申し上げておきたいと思います。

あと、91ページ、20年度の事業計画書です。事業概要を見ると、事業概要の後ろから4行目、「参画市町村と緊密な連携をとりながら」となっているんですけど、これも言葉のあやなのか知りませんが、事業報告書は、県、関係市町村と連携というふうに書いてあるんです。事業計画書の事業概要の中には県というのが出てこないんです。そのことはどうなのかなと。1点目。

2点目ですけども、事業計画の産業廃棄物処理事業の中です。一般廃棄物処理事業の受託、これは11市町村との委託契約に基づいて行うということになってはいますが、産業廃棄物処理事業というのは、これは委託契約ではないということでしょうか。とりあえずその2点をお願いします。

○道久環境対策推進課長 事業計画書の中に県が入っていないということでございますけれども、当然に公社と県とは連携をとってやりたいというふうに思っております。

それから、産業廃棄物処理につきましては、産業廃棄物は、そもそも排出者が処理を行うというのが筋でございます、こちらのほうにつきましては、公社のほうで処理業、業としてやっているものでございますので、一般廃棄物は委託ですけども、産業廃棄物のほうは公社が行っているということでございます。

○満行委員 業者が搬入申し込みをする。受け入れするしないというのは、公社が判断することですか。

○道久環境対策推進課長 公社が判断することになります。

○満行委員 県外の産廃が多いんですけども、その受け入れについても公社が判断をしているわけですか。

○道久環境対策推進課長 県外につきましては、シュレッダーダストというものでございますけれども、そちらのほうの処理につきましても公社が判断することでございます。

○満行委員 県外からの受け入れもかなりの量ですけども、公社が判断をして受け入れていると。公社の判断ということですね。

○道久環境対策推進課長 県外につきましては、先ほどちょっと漏らしましたけれども、宮

崎市のほうの承認を得て入るわけですが、最終的には、承認が得られましたら、公社のほうで判断するという形になります。

○満行委員 宮崎市の同意のもとに公社が判断をして受け入れるということですね。そのことについては、地元対策協議会等の意見というものは出てこないのでしょうか。

○道久環境対策推進課長 県外からの搬入につきましては、平成18年11月5日付で、県外からのシュレッダーダストの搬入につきまして受け入れるということで、覚書を締結いたしております。

○満行委員 もう一つ、先ほど外山委員がおっしゃった件ですが、我々は、通常、構造物は、その会社なら会社の資産だと思うんですね。当然償却もしないといけないし、もちろん課税対象でもあるし。それが登記されていない、それは資産の中に入っていないというのはちょっと理解ができないので、できたら午後から、その根拠ですね、この計算書に入っていない法的根拠を教えてくださいと思います。

○道久環境対策推進課長 後ほど御報告させていただきます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

次がその他の報告事項についてということになりますが、時間は12時になっています。どうしますか。

〔「午後からお願いします」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、午後1時からということでもよろしいでしょうか。よろしくお願いをします。

暫時休憩をいたします。

午前11時57分休憩

午後1時4分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開します。

まず、先ほどの議案、報告事項についてございませんか。

○満行委員 議案第2号に関してですが、温泉法が一部改正されて、許可制度が新設をされたという説明だったんですけど、手数料の種類を見ると、いろいろあるんですけど、今まで許可制度じゃなかったということは、こういう申請というのはなかった。地位の継承というのが想定されていないという説明を受けていたんですけど、今までどうしていたんですか。どうやって把握されているというか、許可制度を新設する前、従前はどのようなやり方をされていたのかをお尋ねします。

○飯干自然環境課長 現行は、土地の掘削の許可と増設または動力装置の許可、それから利用許可、この3つだけでありました。

○満行委員 今回、許可する技術基準というのが新設されているわけですね。これはだれが検査をされて県が許可するしないと判断をするのでしょうか。技術的にはどこがされるのか、お尋ねします。

○飯干自然環境課長 申請者は事業者であります。検査をやるのは環境省の委託を受けた県の環境衛生研究所ほか県関係の職員です。

○満行委員 技術基準を調査するところは、指定された機関があるということですか。

○飯干自然環境課長 既にあるところと、これから環境省の研修とか講習を受けたところができます。

○満行委員 ちょっと勉強してみますけど、今まで地位の継承とかいろいろ委員会でも話題に上がったと思うんですけど、今までは許可を受

けた人が名義人からかわるということは想定していないからという質疑があったような気がするんですけど、今までと今後の、ここでいうと4番目ですね、承認申請という違いはどこなんでしょうか。

○飯干自然環境課長 地位の継承の承認は、土地の掘削許可と湧出の増設または動力装置の許可、温泉利用許可を受けた、この3つは既に地位の継承はございまして、今回、採取による地位の継承が新たに追加されたものです。

○満行委員 採取というのと掘削というのは独立している権利許可ということですか。

○飯干自然環境課長 別個の権利でございませぬ。

○満行委員 今回、技術基準というのが新しく新設されたわけですがけれども、既存の温泉許可者はどうなるのでしょうか。

○飯干自然環境課長 全員、可燃性天然ガスの検査を受けなくてははいけません。

○満行委員 去年の渋谷の事故からだろうと思うんですけど、あの場合は地下、屋内で分離をしていた。メタンと温泉の分離をしていたからだったんでしょうけど、屋外だったら、結局天然ガス、メタンはぼんぼん捨てているわけですね。それも同じように扱うということでしょうか。

○飯干自然環境課長 ガスの濃度によりまして、一定基準以下、2.5%ですけれども、それは確認申請だけで結構です。それ以上超える場合が、程度によって許可基準にのっていきませぬ。

○満行委員 屋内でも屋外でも、分離する装置がどこにあらうが、それは必ず確認申請を行わないといけないということですか。

○飯干自然環境課長 確認申請を受けて、基準

を超えましたら、全部温泉の採取の許可が必要になってきます。それは屋外、屋内変わりませぬ。

○満行委員 天然ガスと温泉は同時に出ているわけですね。今までもそうだったと思うんですが、ただ、なぜ天然ガスを使わないかというのは、メタンは使えるわけですけど、鉱山法の厳しい規制があつて、監督者が要るとかといつて使えないので、空中に放出して捨てていたと思うんですが、今回の温泉法の一部改正と鉱山法の改正というのは関係ないんですか。

○飯干自然環境課長 これは関連ございませぬ。

○満行委員 メタンが出ているわけですから、それをしっかり分離して有効活用すれば、こういう事故というのも危険性はなくなると思うんですけども、この温泉法でいくと、分離したメタンはそのまま空中に放出して構わないと、そこは全然変わっていないわけですね。

○飯干自然環境課長 天然ガスを動力源として利用している会社は県内にもございませぬ。1976年の調査ですけど、日本油田ガス田分布図というのがございまして、天然ガスが広く分布するところは、宮崎市から日南市にかけての範囲、また、可能性のあるところが、西都や国富、宮崎市の高岡町、串間の一部などと予想されております。

○満行委員 今回の温泉法の一部改正は、別段、天然ガスを有効に活用しなさいとか、そこは全然従前と変わらず、分離したまま放出しても構わんと、その部分は全然法は変わっていないということですね。

○飯干自然環境課長 そのあたりは変わっておりませぬ。

○宮原委員長 ほかにございませぬか。

○道久環境対策推進課長 午前中の満行委員の関係で御報告させていただきたいと思います。

浸出水調整池、こちらのほうにつきましては、登記していないということでございます。それから、公社の資産上も計上されていないということでございます。以上でございます。

○満行委員 それは午前中の答弁でわかったんですけど、その根拠を知りたいというふうに申し上げます。

○道久環境対策推進課長 不動産登記法で、不動産登記の対象となるのは土地と建物ということでございます。建物の定義につきましては、基本的には登記官が社会常識を基準として行うけれども、法務局では5つの点を示して登記官の判断の統一性を図っているということでございます。それは、土地と接した建造物であること、長期間にわたって存在する建造物であること、壁と屋根によって外気と遮断された空間になっていること、使用目的が明確になっていること、不動産として取引の対象になり得ること、この5つでございます。法務局のほうに私どもが電話で、水槽の形状とか申し上げまして、問い合わせいたしました。建物ではないと思うけれども、調べてみるということで御返事が時間内にいただけませんでした。以上でございます。

○長友委員 今のに若干関連性があるんですけど、後の報告外でも尋ねようと思ったんですけども、50年以上たちましてあそこが使われなくなったとします。その後そこに起因するような問題が起こった場合、責任の所在というのはどうなるんですか。こういうものが登記もされていないというようなことで、どこのものがわからんというような状況では困るんです。そこに起因して新たな問題が発生してきた場合

は、どこが責任を持ってやるのかという問題が出てくるんです。

○道久環境対策推進課長 断定的に申し上げることはできませんけれども、少なくとも構築物としては存在いたしますので、あそこの施設をつくりました市町村及び公社、こちらのほうの責任になろうかというふうに存じます。

○長友委員 公社もその役割を終えたら消滅するんじゃないんですか。そうなった場合、だれに責任を持っていくということになりますか。

○道久環境対策推進課長 申しわけございませんが、公社が解散した場合、責任の所在がどういふふうになるのかということにつきましては、はっきりわかりません。

○長友委員 ぜひそのあたりもひっくるめて、今後の対策というか、それの中には明確にそれは盛り込んでいただきたいというふうに思います。

○外山委員 あそこのエコプラザがある調整池を含めて、地目ですね、多分あそこは私有林だったところが大半……。地目が今どうなっておるのか。変更したのかどうか。山林であるのか。今後のいろんな問題に絡んできますから。今おわかりじゃないでしょう。それを調べて教えてください。

○道久環境対策推進課長 御報告させていただきたいと思います。

○宮原委員長 よろしく申し上げます。ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、次に、ここでその他の報告事項についての質疑を受けます。ございませんか。

○長友委員 まず、エコクリーンプラザ問題に関しまして、調査が行われたと。中間報告があったわけでありまして、その結果によ

りますと、基準値以内ということで、特段心配ないだろうというような、現在調査項目の中の何項目かはそういう形で発表されております。この施設が稼働する前にまず測定をしていると思うんです。それから稼働し始めてやっていると思うし、今回また報告があったというので、せめてその3回のデータの推移というか、それをちょっと資料としてお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、土手教授が、貯留量と申しますか、その調査をされて、大丈夫だというお話でありましたけれども、今回の梅雨どきも時間雨量90ミリぐらいで、1日の降雨量が400ミリというような地点も宮崎県であるわけです。そうしたときに、最大限の降雨量等を考慮して、浸出水調整池、あれをフルに使うようになったとき、この4万立米の調整池で本当に事足りるのかどうか、どういう計算をされたのか、そういう根拠の資料もいただきたいと申します。どういう計算をしてそういうことになっているのか、そのあたりも資料としていただきたいと申します。

地域住民にとっては、公害防止協定が遵守されなかったということで、信頼が失われているわけでありましてけれども、今後心配されるのは、あそこの形状から言っても、どうしてもやっぱり盛り土というのはずれてくるだろうと思うんです。何年使うかわかりませんが、使われてその後また放置される。それでもそういうことは続くと思っておりますので、修理の工法とか今から十分検討されるということでありましてけれども、やはり絶対に環境が将来的に汚染されないような修復というのをやってもらわないと、地すべり防止もひっくるめて、本当の解決をしたことにならないと。急がれる

のは当面の修理でありましてけれども、最終的な解決としては、そういう工法がとられないといかんということでもありますので、その辺まで県としてリーダーシップを発揮されてやられるような決意をされているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○道久環境対策推進課長 県のほう取り組み始めたといいますか、リーダーシップをとって取り組み始めましたのは、まず、地元の方々の不安の解消、それから、第3水槽の安全性の検証及び第3水槽以外の水槽の機能回復、こちらのほうが2つの柱でございます。ですので、今、委員御発言にありましたように、私どものほうとしては、完全に修復がなされるようにということで努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○長友委員 確認をしておきたいと思っておりますけれども、将来にわたって影響が出ないような、地すべり防止から浸出水調整池の修復までお願いをしておきたいと思っております。

それから、埋立物ですけれども、稼働中に雨が降って、埋め立てたもののダイオキシンをひっくるめて、一部重金属もあるかもしれませんが、そういうものが調整池にたまりまして、水処理をされて、さらに脱塩処理をされていくということでありまして、操業中はそれがずっと繰り返されていきますので、埋立物のそういうものの濃度というのは薄まっていくと思うんです。処理されていくと思うんです。ところが、それがストップした時点で、そこに一体どういうものがどういう形状で入っているかということは、これは非常に問題になるわけです。もし未処理のままのような状況のものが放置されたということになりまして、さらにまた亀裂等が入って云々ということになってきます

と、必ずこれは災いを残すだろうと思うんです。だから、処理をしている間にできるだけこれは薄めなくてはならない。しかし、今現在でも応急的にはビニールシートで覆いますけれども、その覆っている期間というのは、当然高濃度のものが覆いをされたわけですから、洗い流されずにあるということでもあります。

もう一つ問題があるのは、集じん装置等を取ったばいじんをしっかりと覆っていているということでありましたけれども、それがそのまま放置されるということになりますと、これは水で洗い流されることにもならないわけです。薄められない。そして、それが長年にわたってずっとそうになっていく。しかし、その被膜だっいつ破れるかわからない。こういう状況になりますので、そこ辺の処理策についてはどのように考えておられるのか、お尋ねしてみたいと思います。

○道久環境対策推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。ブルーシートで覆ってしまった場合には、その間は雨水が通りませんので、そのまま残されているということになります。ただ、これはいわゆる緊急避難的といいますか、1万3,000立米しかない現状で対処するためにはそれをやらざるを得ないというのが実情でございます。ですから、なおさらのこと、私どものほうとしましては、4万立米、こちらのほうで処理できるようにその機能回復に努めてまいりたいというふうに思っております。

○長友委員 もう一点、あそこにいけられているものですが、保護膜みたいなので、被膜みたいなので包まれて放り込んであるのがないのかどうか、そのあたりはどうなりますか。

○道久環境対策推進課長 いわゆる袋状というんでしょうか、それで飛灰を埋めているという

のが実情でございます。ですから、今後、4万立米、こちらのほうの機能回復が図られた時点で、その対処はされるものというふうに考えております。

○長友委員 対処されるということでもありますので、もう一回掘り返してその袋から出すのか、それとも、その袋自体が雨が通りやすいような形状のものになっているのかどうか、そのあたりは今わからないんですね。

○道久環境対策推進課長 フレコンバックというものらしいんですけども、そちらのほうにつきましては、雨水は通らないということでございます。

○長友委員 ということになりますと、これは非常に危険きわまりないものが埋め立てられた状況になりますので、これは一回掘り返さなくちゃいかんということになるんですね。またこれは費用もかかると思うんです。掘り返して出さなくちゃいけないということになるので。そのあたりについて、今答えが出ればですけども、出なければ、どうされるのか、そのあたりはぜひ委員会に報告をしてもらいたいというふうに思います。どうでしょうか。

○道久環境対策推進課長 このフレコンバック、未来永劫に水を通さないというわけではないだろうと思います。ですから、何らかの形で、経費はかかるかもしれませんが、水が通るような形に修復されるべきものというふうに考えております。

○長友委員 あとの委員の方もあるでしょうから、終わりにしますけれども、要するに住民とかその地域の環境にとって大事なことは、できるだけ水処理をされて、そしてできるだけ安全に近い形でこれが残されないと、将来的に非常に禍根を残すことになりますので、そのこのとこ

ろに気を使ったというか、そういう工法なり改善策の検討が住民に提示されたときに、住民としては、一応県や市をある意味では信頼回復といえますか、信頼をしていくということになりますので、そこだけはぜひやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○宮原委員長 そのほかありません。

○外山委員 川南遊学の森についてお尋ねしたいんですが、第一期の募集というか、第一期は実績としてどこがやっていたんですか。

○飯干自然環境課長 この施設が完成しましたのが今年の3月でございまして、第一期の募集には間に合いませんでした。だから、今回が初めてです。

○外山委員 これは事業決定したのは一昨年一何年ですか。

○飯干自然環境課長 今年の6月議会で公の施設にするということが決定しております。

○外山委員 いや、この施設をつくる計画、予算計上して始めたのは去年じゃないでしょう。その前でしょう。

○飯干自然環境課長 施設の整備は平成15年度から平成18年度まで実施しております。

○外山委員 私は、去年からこの委員会にいますから、これが決定した経緯は知らないんですが、知らなかったからこの前行って見たんです。場所を一応聞いて行ったけどわからずに、西都から都農に行く農免道路からちょっと入ったところ。表示はありますというから、表示を探して行ったけどわからん。地元の人に聞いてもなかなかわからずに、ようやく探し当てて、ずっと山の中にいい道がつくってあります。ずっと入った中に。これを見て、林業技術センター、ひなもり台まではわかるんですが、これの目的ですね、ここに一応書いてあるけど、雑

木林と一部植栽した木が生えて、一応雑草なんか切って、やぶやら切ってありましたけど、この目的はどういうことなんですか、この施設をつくった目的。

○飯干自然環境課長 森林の環境教育や住民の自然とのふれあいの場として位置づけております。

○外山委員 率直に言いまして、このくらいの山というか、森林とは言わないんでしょう、雑木林、県内に幾らでもあるんですよ。わざわざ管理者を置いて、ここで県費使ってやるようなところでもない。その気になれば、周辺に今幾らでもこれに類する、これよりももっとすばらしい自然がありますよ。川南周辺だと尾鈴山の山ろくに行けば幾らでもあるんですが、もともとここは何——何があったって山でしょうが、県有林か国有林か民有林か。どういう山だったんですか。

○飯干自然環境課長 もともと畜産試験場の村上牧場跡地でございます。

○外山委員 その牧場が放置されたから、そこが雑木林なんかになっていったから、整備をしたということですか。

○飯干自然環境課長 牧場跡地は県有地でございます。当時の畜産関係の担当部署が所管していたと思うんですけど、それが自然環境課のほうに回ってきて県有地となったということでございます。

○外山委員 さっき言いましたように、これは600万ですけど、あそこを見て県が管理費入れてやるその意味がね。道路はきれいに舗装されていた。私だったら、道路をせっかくつくってあるから、そこに山、林があるから……。道路管理は当然県が直営でやるでしょうから、この管理費というのは、下払いをしたり、そうい

うことだろうと思うんですが、私の感じでは、わざわざこれに大義名分つけて遊学の森という名前をつけなくても、宮崎県にはこれよりすばらしいところがいっぱい金入れんでもあるんですよ。そういうことを行った感じで受けたものですから。今度の場合はここまで来ていますから、管理をするということで議会で決定しておくから、やむを得ませんが、次の段階には、もう一度本当にこれが必要かどうかを、3年ありますから、御検討ください。私はそういう直観を持ちました。以上です。

○飯干自然環境課長 わかりました。どんどん活用されるように頑張っていきます。

○蓬原委員 エコクリーンプラザですけど、7ページですが、1件だけお尋ねします。「上記（１）、（２）を踏まえた民事上の損害賠償請求の可否、発注者側の責任の調査」となっています。これまで新聞等では、例えば各市町村で案分がどうと、既に発注者側に問題ありと言わんばかりのことがあるわけですが、この損害賠償請求というのは、受注者側に対する損害賠償という、もしそこ辺に瑕疵なり意図的な手抜きがあった場合は、受注者側にこういう請求をするよという意味の民事上の損害賠償請求という意味でしょうか。

○道久環境対策推進課長 おっしゃるとおり、工事を行ったところ、または設計・施工監理をやっているところもございますので、そちらの会社というんでしょうか、そちらのほうで想定されます。

○蓬原委員 外部調査委員会ですいろいろな調査をされていることですから、今私どもがここで余り突っ込んだ話は差し控えたほうがいいのかとも思うんですけれども、流れとして、設計をする業者があつて、それによって積算された予

定価格というのがあつて、そして発注されて、競争入札が行われて、かなり安かつたわけですが、その後、工事施工業者が決まって工事を施工されましたね。設計と施工というのは当然違つたわけですが、普通一般的に民間業者というのは、コストダウンというのは至上命題なんですね。安く請け負つた場合に、当然できるだけコストを下げるように努力するというのは、民間では当たり前のことなわけで、そこで私は当初、VE手法というのをとらなかつたのかと。VEというのはコストダウンの手法ですから、行き過ぎたコスト低減が結果的にこういう工事を招いたのではないのかと、私はいまだに疑問を持ったりしているんです。例えば、設計者と受注者の間は全然関連がないと言いながら、もしかして結果として安く受けたがために、途中で設計変更をしたことはないのかということなんです、そのあたりについては、まだそこまでわかっていませんか。

○道久環境対策推進課長 そちらのほうについては把握をいたしておりません。

○蓬原委員 であれば、僕はぜひ外部調査委員会のほうにも調査項目に入れていただきたいと思うんです。結果的に安く受けた。非常に厳しいコストである。それが設計のほうにフィードバックされて、その後、図面の書きかえ等が、いわゆるVE手法なり、VEと言わなくてもコストダウンが行われたりしておれば、当初十分に安全率を見たはずの設計が、その金額に見合う形で設計変更されていった可能性も僕は否定できないかと、これは推測ですけどね。普通民間の設計というのはそういうふうに行われるのが通常ですから、この中の②採用工法が適正であつたかの検証というのがありますから、その

あたりも含めて調査をぜひいただくように外部調査委員会のほうにお願いをしたいなと思っておりますが、お願いしていただけますでしょうか。

○道久環境対策推進課長 徹底的に検証するという決意は伺っておりますので、委員のほうにはお伝えいたしたいと思えます。

○蓬原委員 それについてはそういうことでお願いしますが、この前、本会議の中で、かつての、過去の副知事が理事長でしたかね、この方等についても、知事の答弁によると、こちらにお呼びしているいろいろな事情なりお聞きするというようなことをごさしました。つまり、だれが責任者であったかということを確認にすることだろうというふうに思っています。そうになりましたときに、いずれ12月なり1月に外部調査委員会の報告が出てくるわけですが、我々もその調査委員会の報告を見ているとまた議論をしないといけないことも出てくると思えます。ですから、そのときでいいんですが、今お願いしておきたいのは、過去の環境整備公社の理事長並びに、きょうも先ほどの整備公社の報告の中で組織という報告がございましたが、時系列を追って、過去の理事長がだれだったのか、どこでおかわりになったのか、その他副理事長がどうだったのか、それから、技術担当職員がいなかったというのも、この前、権藤議員の答弁にありましたね。その間に打ち合わせがされていた経緯もあるということがありました。時系列を追って、当時の、過去の役員さん並びに職員の皆さん、どういうふうに異動が行われたのかということも知っておきたいなと思っておりますので、資料請求ということになります。ここで答弁は恐らくできないでしょうから、お願いをしておきたいと思えます。以上で

す。

○宮原委員長 暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時40分再開

○宮原委員長 委員会を再開します。

○蓬原委員 済みません、前もらった資料の中にありました。時系列と言ったのは、設計の発注をどこでどうして、工事の発注がどこで、どこで入札が行われてということまで入れての時系列という意味だったんですが、それはこの資料を我々は突き合わせていけばできるので、それはこっちでやります。今の資料については、今のところこれで可とします。さっきの資料は要りません。

○長友委員 さっきと重複するかもしれませんが、最終的に処分場が役割を終えた後、どういう形で何年ぐらい後の管理というのをされるのかどうか、そのときの責任の所在というのはどこにあるのか。そこらあたりをお尋ねしたいと思えます。最終的に埋めて、その上に最後には土を覆うんでしょうけれども、法的に何年ぐらいその後そこを管理しなくちゃいけないようになっているのか、そのあたりをお伺いしたいと思えます。

○道久環境対策推進課長 埋め立て処分終了後何年ぐらいというものについては、申しわけございませんが、存じておりません。

それから、その間、いわゆる無害になるときまでという管理の責任の問題になりますけれども、先ほど申し上げたんですけれども、形はどういうふうな形になるかわかりませんが、少なくとも最終的には市及び公社が責任を持つことになろうかと存じます。

○長友委員 先ほど申し上げましたように、公

社というのがどこで解体するのか、また、役目が終わった後、公社の財源というのはなくなると思うんですよ。そのあたりがどうなるのか。法律的に恐らくその処分場の後処理等についても規定があるはずですから、また調べていただいて、教えていただきたいと思います。

○坂口委員 10ページの今度の外部調査委員会の考え方とか方針なんですけど、とにかく雨水で極力排除して浸水してくる水を抑えようということと、150トンぐらいずつは下水に持っていかうというようなことですね。池自体が破損したり事故につながるのを防止しようということだと思うんです。ここに組み込まれているのは。その中で1つ疑問なのは、それだけ雨水を少なくすればイオン濃度は当然上がりますね。希釈率がうんと低くなるから。水を半分にすれば、計算上では2倍のイオン濃度になってもおかしくはないというようなことですね。せんだってのこれまでの委員会の説明の中では、9,500ミリグラムリッターを上限として1日何トンだったですか、250だったか、180だったかな、向こうが精査した結果、それまでは可能だよということで下水に持ち込ませているといった報告を一回ここでされているんです。水が少なければ今の濃度がまた高まると思うんです。そうなる、この150トンでは帳尻が合わないような気がするんです。理屈の上では希釈せざるを得ないような。そこらをこの調査委はちゃんとしてしっかり検証して、150トン持ち出せば大丈夫だと。3,000になったときにこれを始めるんだということで、予想外の雨も大丈夫だということ。本当にこれはシミュレーションをやったのかというのが1つです。ここらはどなんぐあいなんですか、それをしっかりされているんですか。どれぐらい濃度が上がることを予定したん

でしょうか。

○道久環境対策推進課長 濃度が幾らになるかということにつきましては、申しわけございませんけれども、お聞きいたしておりません。

それから、3,000になったら持ち出し始めるというあれがございますけれども、土手委員のほうで、これぐらいの雨が降ったらこれぐらいの浸出水が出てくるというようなシミュレーションをなさっていらっしゃる。そして…

○坂口委員 あの、ちょっと、そこらはわかっているんですよ、シミュレーションはソフトに入れば出てくる数字。それに今予定している濃度をどれで入れているのかと。宮崎市が何ぼまで濃度を許すかということ想定されていなかったら、向こうが9,500以上だめだよと言ったとき、1万2,000になったら希釈しなきゃだめだよということ。150トンを最高にしていれば、その3,000の時点では、150を倍に希釈すれば300になるからパンクしちゃうよということ、そこらが想定されていないんじゃないということを知っているんです。シミュレーションというのはソフトがあるんです。これは把握していなければ、もう時間ももたないからいいです。そこの心配があるということが1つ。

それから、今、シミュレーションと言われたんですけど、池が壊れることで、そこの盛り土が今後の大雨なり台風なりで土砂崩壊を起こすことですね、円弧すべりという。そこらに対しての考え方がここに出てきていないんです。差し迫っている危険をとめるということでのまずは当面の対応でしょう、安全を講ずるための。ここはすべて池だけなんです。だから、この中になぜ土砂流出防止の考え方が示されていない

のかということ。これはどんなぐあいに考えられているんですか。

○道久環境対策推進課長 土手委員のほうに御報告いただきましたのは、今のこの梅雨の時期または台風、こちらのほうを、雨量が多くなりますので、それをいかに乗り切るかという観点から御報告いただいたものでございます。ですから、委員おっしゃいますように、土砂の崩壊という点につきましては、今後ほかの委員のほうでまた御検討いただくという形になろうかと思えます。

○坂口委員 今後、調査委からそのことはしっかりこういったぐあいに別に出てくることになるんですね。安全対策を事前に講じる、すべての浸出水を貯留するための対策となるけど、これは池だけということですね。池を支える地盤がなければ安全じゃないけど、支える地盤についても今後このように方針を出されてしっかり調査対象になるということになるんですね。

○道久環境対策推進課長 委員のほうに、現在そのことにつきまして調査をお願いしますということは申し上げておりませんが、委員のほうにお伝えいたしたいというふうを考えます。

○坂口委員 ちょっとのんき過ぎると思うんです。このままいったら、あれに基礎ぐいを打って池がしっかりもちますよということで、下の土を想定していないと思うんです。今、処分した、埋め立てたものに対してシミュレーションをやって、何ぼの雨が降れば何ぼ出てくるというのを計算した上でという説明をしかけられたんですね。あれはもうノウハウとしてあるんです。土木サイドから環境に1人補佐が見えたというけど、そこらは専門と思うけど、むしろそれは地盤に対してやるべきで、連続雨量という

言葉を課長は使ったですね。連続雨量と実効雨量というのがあって、それらから類推する土砂崩れの危険性というので危険予報を出す、今それはノウハウとして一つ確立されている。本県はまた別な手法で土砂崩れの危険予報を出して、避難指示だ、勧告だというのをやるということの根拠にしているんですけど、それをなぜ土手教授というのは下の地盤でやらないんですか、そのソフトを持っていて。同じ仕組みなんですよ、これは。何ミリの雨が降ったら、こういう地盤特性だったら、何時間後にはその水は浸透して行って、どう抜けて行って、どの部分を通ってと。それが何日続いて何ミリになったときはここは100%の含水率になって、いよいよ崩壊の危険が迫りますというのをやってもらえば、ここであらって来てたはずですよ、だから、そんな外部調査委員会じゃだめですよ、しっかりやらないと。それをどうされておるのか。今後求めますと、今まで求めていなかったというところが能天気と思うんですけど、求めなくてもそれらをしっかり予測して必要な調査をしてくれるのが、安全性を担保できる調査委員会と思うんですけど、委員なんかはどういった視点から選んでいるんですか。

○道久環境対策推進課長 コンクリート工学とか、環境工学とか、そういう専門の先生方をお願いいたしておりまして、土手先生の場合には、処分場関係の環境工学、こちらのほうの専門の先生でいらっしゃるものですから、委員おっしゃるような点には専門ではないということでございます。

○坂口委員 専門でない人が3,000まで大丈夫ということが出せるわけじゃないんですね、コンクリートとか構造物もわからない人が。そこらがちょっと心もとないなというのに、そういう視

点から選んだ専門委員に、7ページの3番、廃棄物処理システム全般にわたる検討を任せるんですか。これはプラントなんかを意味していると思うんですけど。例えばイオン濃度が非常に高かったとか、飛灰なんかが予想以上に高いものを含んで予想以上にたまったとか、そういう弊害が既に出ていると思うんですけど、そういった全般にわたる検討もそこに任せるんですか。

○道久環境対策推進課長 廃棄物処理システム全般にわたる検討ということで、主に、先ほどから出ております濃度の問題、塩処理対策、こちらのほうと、それと現在、事実上、クローズドシステムも崩れていますので、こちらのほうをどうしていくのかといったあたりの検討が主になろうかというふうに考えます。

○坂口委員 クローズドシステムは、崩れたんじゃないから最初から無理だったんですね。だから、これは検証しなくても計算し直せば出てくるだけのことで。ここで肝心なのは、3ページを見てほしいんですけど、まず、公社を設立したのが平成7年で、17年にオープンしているんですけど、この間ずっといろんな検討を加えられてきて今の施設ができたわけです。その中でごみ処理基準なんかを、例えば廃プラ、廃ビニールを焼却処分にしてもいいよということを見直したりとか、法律なりそういった基準なりを変えてきているわけです。それと並行して、プラントの最終的な実施設計で、こういった能力を持ったこういうタイプのプラントをつくりますよということで流れてきたわけです。そしてオープンしたわけでしょう。そこで想定外の塩素イオン濃度が出たけど、これはあくまでも予測で、そういうものを燃やしたから分解しやすくなったんだというけど、じゃ、3,000のもの

を入れて3,000で設定したのと、ごみ処理基準が変わってそういうものを焼くというぐあいに方針を変えた時点で、旧態依然のそれ以前の能力での塩素濃度を下げる必要のない時期、だから、そういった塩素化合物を含んでいるものを焼かないという基準の中での処理方針のときに立ち上げたものは、途中で当然、先ほど蓬原委員から設計変更という言葉が出ましたけど、法の改正あるいは基準の改正と同時に、協議の中でずっと変わってきていると思うんです。ハードルが高くなってきたり、対応が困難になってきている。そこらの検証をやらないと、施設全体の検証の、原因がどこにあったのか、処分方法の方針を変えたのに、それを予定した設計にここで変更せずに、前の設計をそのまま認めた協議会が問題だったとか、そういう検証を僕は期待しているし、またそれをやらないと責任は出てこないんです。だから、あのプラントが本当に据えられるべきプラントだったのかというところまでいかないと、ただ池だけの問題じゃないんです。稼働できないところに来ているんです。池がだめでなくても。あれだけイオン濃度が高くて全然イオンに手をつけられなければ、池が幾らしっかりしていても相当な水をあそこに補てんして行って給水していかないとやれない。そうなるクローズドはだめということで、そういった選択を、基礎的な能力の選択の組み合わせがその時点でどこかで間違っているんです。だから、なぜ間違いが起こったのかということをもっとまず解明しないとだめだけど、環境の先生とか、コンクリートの先生とか、弁護士だけで、とてもこれ全体を任せたらだめですよ。まずは部分に限らないと。そして、システム全般にわたる検証・検討というのはまた別個にやらないと。これじゃ僕は

解明できないと思うんです。そこらは本当に自信持っておられますか。

○道久環境対策推進課長 5人の委員をお願いいたしております。すべてについてその5人の委員で完全に対応するといったあたりについては、確かにあろうかと思えます。ですので、必要があれば、設置要綱の中に、ほかの委員といえますか、いわばいろいろ教えていただくといましようか、そういうことも可能でございますので、できるだけ万全になるような形の調査を目指してまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 補佐機関をつくるか、補助員制度をつくるかしてそういった専門に——これはコンサルじゃないと判断できないですよ、そういう領域にいったら。本当にこの機種を選定して間違いじゃなかったんだろうとか、これをたまたま地盤が悪いことから池に負担が来て、池が悪くなったことから機械全体が稼働できないようなところまで来たというので、本当にそうだったんだろうかと。それらに危険が、仮にそういういったことがあったにしても、予測できることです。ですから、それでもなおかつ、この機械ならまだとりあえずは運転できていましたよというようなものをその時点で選定すべき判断材料が既にあったんじゃないのかと、予測できたんじゃないのかと、そういう選択ができるようなことを。そこらまでいかないと、一つ工事の業者の埋め方が悪かったという問題だけで解決はできないと思うんです。

先ほどの長友委員の質問にしてもそうですが、先ほど埋め立てがいつまでだと言ったけど、簡単には分解していかないようなことを言われたんですけど、分解するまで待たないと危険は排除できないとか。だから、そういったも

のを使って、それを回収する方針で埋められなかったんだったら問題だと思うんです。フレコンバックと言われたですね。方針が出ていないなら、そういうものは1カ所に隔離して収納して、いつでも上げられてばらしてよくなったらされるようにしておかないと、それは先に危険とか問題を生ずるようなことで、本当に真剣に検討しているのかなと疑問でならないですね。

例えば今のなんか聞いていると、僕はたまたま今単身で生活していて、廃プラ、廃ビニールはしっかり油なんかも洗って分離して出しているんです。こんなものまで焼かれているんじゃないかと思うんです。というのが、この前、炉温度は800度以上をずっと確保してきているんです。あれが下がったり、あるいは2基の炉を回さずに1基だけになったりとかしていれば、温度確保ができないから、しっかりリサイクルはリサイクルで使ってくれているなどと思うけど、余りにも800度以上が、ずっと24時間すべて回しているから、果たしてこんなに立派に洗ったってばかくさいことじゃないかなという疑問も生じるけど、本当に信頼がだんだんなくなってきましたよ。ここのあの姿勢に。

だから、この廃棄物処理システム全般にわたる検討というのはまた別問題で、これで片付けられても委員会は納得しないと思うんです。とりあえずはあの池がひび割れたことと危険をどう排除するかということに限らないと、あのメンバーではやっぱり心もとないと思うんです。それは外部の専門委員会とは呼べないと思うんです。部分的なものだと思うんです。どんなに感じられますか、今のこの方針なんか見て。これで解決できないでしょう。

○道久環境対策推進課長 我々のほうとしては、土手先生のほうは環境工学の専門でいらっ

しゃいますので、ほかの先生方、ほかの先生方というより、環境工学の中のほかの先生方のお力をかりるといような形で、万全ではないかもしれませんがけれども、いい検討結果といいましょうか、そちらのほうを御期待したいというふうに考えております。

○坂口委員 僕が期待しているのはそうじゃないんです。まずはこの人たちには部分的に限っていただいて、施設全般は、改めてそれなりの調査チームをしっかりと設置して、そこで全体は見ないと、これを拡大して行って全体の検討をしていただいたって限界があるのではないですかということを聞いているんです。環境の専門家ということは認めているんです。だから、その専門の領域だけをお願いして、全体となったら、プラントで機械の問題ですから、それはまた別な、例えばコンサルタントのそういった設計の技術屋とかそういう人たちからじゃないと判断できないんじゃないのかということを行っているんです。そういうことをすべてこれで処理されるのか、またそれは別で、ただ、この調査委員会が必要な調整池に関してのいろんな調査をやっていったり、それが起こった原因を調べる中で、必要が出れば並行してほかのことも及んで調べるという参考程度なのか、そこらのところですよ。

○道久環境対策推進課長 委員おっしゃるとおりかもしれませんが。ただ、私どものほうとしては、とにかく現在のところは、ハードといいましょうか、地元の方々の安心というんでしょうか、それを得ていただくように、まず第一に機能の回復、こちらを第一義的に考えております。この廃処理システム、委員おっしゃるとおりかもしれませんがけれども、できる範囲内で検討をしていただきたいというふうに考えており

ます。

○坂口委員 言っているとおりじゃなくて、同じなんですよ。地元で安心してもらうためでしょう。今やっていることは、あの機械を回すための取り組みでしかないということです。一番危ない、土砂崩れが起こった時の想定は全然されていないじゃないかと、こういうことを取り組んでいくのかということと、今度は、あの施設全体という大がかりなことになると、これだけじゃなくて、当面している地元の安全と、あの施設の継続運転のために必要最小限のものを早急にやるための調査ではなかったんじゃないのかな。それにしても、地盤に対しての考え方が全くここに出てきていないということ、それがなければ安全には、安心にはつながらないよ、運転にはつながってもということを行っているんです。あそこをどうやって運転していこうかということだけの視点からしか調査しないんじゃないのかという心配を今尋ねているんです。どう考えておられますかということ。

○道久環境対策推進課長 委員の中には、地盤工学を専門とされます瀬崎委員もいらっしゃいます。ですから、今後、まず、第3水槽の安全性の検証、第3水槽以外の水槽の工事の工法等の検討をしていただくんですけども、補修になるのか、別のところに移るのかということは今後の検討にまきたいと思うんですが、少なくとも地盤工学の先生がいらっしゃいますので、そちらのほうの検討もなさっていただけるものというふうに考えております。

○坂口委員 そこでもうやめておきます。方針がまだ出ていないのがおかしいです。

指定管理者について伺うんですけど、この方針出されたときは、当初は5年ということで、最初だから3年でまず試行的にやる部分と最初

から5年任せる部分とだけども、本来5年で契約していくんだという方針で、当初この指定管理者制度導入のときは説明があったと記憶しているんですけど、そこらはどうだったですか。

○飯田環境森林課長 今、先生のおっしゃることにつきましては、高度な経営技術とか能力とかそういうものを有するものについては、5年の期間ということで考えています。ただ、3年というのは、ノウハウとか人材確保も必要でございませぬけれども、新人教育とかそういうことでありますけれども、定例的な業務とか維持管理がメインであれば、3年でいいということ考えておるところでございませぬ。

○坂口委員 僕は委員会が違っていたから、それぞれ違うのかわからんけど、当初5年で計画していたけれども、試行的な意味も含めて3年でやっていくものと5年でやっていくものなんですという説明だったんです。というのが、3年で契約していくのと5年で契約していくのは、特に雇用の面で、若い人たちが、まず5年間雇っていただけて、2回とっていただければ10年ぐらいというあれもつくけど、3年でぼんぼんじゃということで、そこらの問題点どうやるのというのを、当時いた委員会の質疑の中であったとき、とりあえずは5年で想定していたけど、試行だから、これとこれについては3年間見てから、今後期間については5年を考えていこうというような方針だという説明を僕は、当時何の委員会だったんでしょうね、受けて、なるほどそれならいいなということで、その時点で理解していた記憶があるものですから。

○飯田環境森林課長 今、手元にそういう資料がございませぬので、後ほど確認した上で御報告させていただきたいと思ひます。

○坂口委員 それはいいんですけど、そこで、そういう視点から、3年にこだわる、5年というのもあるということで、その違いというのは何なんですか。そのほうがいいよというメリットがなければおかしいと思ひんですけど、どこがメリットなんですか。5年にしないで3年でやっていくということが。

○飯田環境森林課長 3年の場合についてを申し上げますと、先ほど申しましたけれども、維持管理とか、定型的なものとか、ノウハウの蓄積とか、人材確保とか、それほど必要としないというものについては3年でよろしいということで、行政経営課の指導等もそうになっております。ただ、5年のものにつきましては、事業の企画力とか、ある程度一定の専門性が必要だということにつきましては、やはりノウハウの蓄積とか人材確保が必要でございませぬので、先生がおっしゃるとおり、ある程度の期間を置きながら人材確保していく必要があるということで、5年ということで考えております。

ただ、当初の導入指針によりますと、先ほど保留させていただいたものにつきまして御説明させていただきますと、原則としておおむね3年から5年の範囲内で、新規参入機会の拡大等による競争環境の確保やサービスの継続性等を踏まえて、施設の目的とか内容によって3年とか5年ということで先ほど申した形になっております。

○坂口委員 新規参入の機会を拡大するぐらいがメリットかなと、3年にすればですね。ただ、どういうことでも人材も要るし、経験を積めば質は上がっていきますね。だから、3年と5年というのはこだわるべきだと思ひます。3年にせざるを得ないというもの、あるいはしたほうがこれだけメリットがあるとわかればだ

けど、経験が必要、必要でないというのは単純に判断できないし、人材といえば、県が考えている以上に雇用する側は大変ですよ。3年だけで首切るよというのと5年は大丈夫だよというのと。そして、その5年間ノウハウを持てば次の契約も有利になるよというようなものがあれば全く違ってくると思うんです。そこのところは再考をお願いするということと、それに関してですけれども、100点満点で評点をやられるようになっていきますね。最初の契約でやって3年なりを経過したわけですけど、その間に提案したものでいろんな企画力とかコスト縮減に対しての考え方とか、いろんなものをポイントで100点満点でやられたですね。そのときに、ここに10点あげたよというものが、10点評価したときのものを、結果を見て今何点あげられるか。これは10点丸々あげられるよといったのが、実績としての具体的な評価とノウハウをそこは持っているということでの点数がつけられると思うんです。そういうものを次の契約に生かすべきか生かさざるべきかですけど、今まで一生懸命そこで創意工夫を凝らしながら、あるいはかなりの経費面で見れば持ち出しをやりながら、試験研究をやりながらでも取り組んできてやったきた3年なりの経験を持っているところと、私のところはこういうことができると思いますということで提案してくるところとを、対等な点数のつけ方でいくべきなのか、それとも、やっぱりそこらに対しては実績というものをある程度評価してあげて、プラスなりマイナスなりをやるべきなのか、その評価はどんなぐあいにしてしようかとされているんですか。

○飯田環境森林課長 評価につきましては、基本的には、それぞれ4つぐらいの中で配点するわけですけども、当然そういう蓄積がある方

々につきましては、中身を把握されておりますので、配点についても当然高いものになってくるといふふうに私は考えております。

○坂口委員 ただ、そうなると、これは競争する側から見て、一方では、新たに入っていくのが不当に不利だということにつながるかというのと、提案された人が本当にこれが履行されれば、経験を持たないけど、むしろこちらのほうが評価高いというような、こういう極めて難しい判断ですね、これを安易にぼんと税理士だの何とかアドバイザーみたいなのに任せてその評価が本当にできるのかなど、さっきのメンバー見たとき。これはやっぱり行政が責任持って評価していかないと、お金の絡む問題ですね。ここらについてどうですか、疑問点とかこれまでの課題とかは、そういった検討の中では出てこなかったんですか、問題意識とかいうのは。

○飯田環境森林課長 問題意識については、点数というものは、当初、行政経営課に基づいてやっておりますので、今後それについては各部署で、例えば傾斜配分するとか、評価をある程度やりやすくしないと、例えば優・良・可だったら、非常に裁量が入るということでございますので、5段階ぐらいにしまして、その中で判断していただくということで、選定委員の方々にも採点しやすいような形でやっておりますので、そういうことも踏まえまして、御指摘がございましたとおりに、私たちが行政としてしっかりそこ辺を勘案してやっていきたいと考えております。

○坂口委員 それと、ちょっと心配なのが、金をもらって貸すほうと出して管理してもらうほうと2通りの指定管理者があるんですけど、どちらともですが、特に、管理費を出して一定の

条件を満たす運営をやっていくほうでも、予算が年々シーリングみたいに減ってきていますね。公共投資みたいな感じで県の方針で減らされていくのと、それと、民間の感覚で、この施設をうちに任せれば、これだけ金をくれればこれだけの県民サービスはまだ拡大できるよというものと一緒じゃ、施設がもったいないと思うし、指定管理者に移行した本当の意味というものが発揮できない部分があると思うんですけど、予算というのは年次的に何らかの方針で減らして、少なくとも前の年と同じ内容だったら、物価とかそういったものを勘案しない限り、少なくともそのときの契約額を予算として示して、その中でうちは何ぼだと提示させないと、頭からそれが抑えられて求めるサービスは同じものを出されているというのは、これは民間のお金の感覚とは違うんじゃないかと思うんです。下手すれば、シーリングみたいに何%頭から削減だというようなことでやってこられると間違えると思うんですけど、予算に対しての考え方というのは、まず予定価格の決め方というのはどんなぐあいにして持ってこられるんですか。サービスの内容あるいは管理の内容と予定価格の決め方というのは。上限。

○飯田環境森林課長 積算積み上げということをやっていますけれども、ただ、状況によりましては、物価変動が極端な場合とか、そういうときは当然指定管理者の方と協議をいたしますけれども、基本的には、実績というのがございますので、そこを踏まえて基準価格というのは定めていくということでございます。

○坂口委員 だから、実績というのが、予定価格、基準価格というものの設定と、それを明示して、幾らで受けてくれるかもポイントの対象になりますよというのとはちょっと違うと思う

んです。例えば、これを標準的な能力なり、標準的な時間なり、標準的なものを投入してやったとき、当然標準的にこれだけかかりますよねという額をセットしないと。そして、私のところはこれでできますというのをい出して、それと比較しないと、去年ここがこれを出してきたから、まずこれが当初頭に置く数字なんだと、それから、これだけ物価下げたからこれなんだというのとは設定の仕方が違うけど、さっき見たときに、そんなに毎年下がってきているみたいな感じ、2年分とか3年分ですけど、だから、安易に下げているんじゃないかなという気がするんですけど、そこらはどうなんですか。

○飯田環境森林課長 それは先ほど申し上げたとおり、過去1年間の実績を踏まえてやっていくということでございますので、極端に経費がかかるということになりますれば、当然指定管理者の方と協議をするということになるかと思っております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ないようですが、ここで、今までに幾つかの資料の要求が出ていますので、一応ここで押さえをしておきたいと思えます。

一番最初に、坂口委員より、繰り越し明許についての部分で資料の要求があったというふうには思っております。これは森林整備課長だっただと思いますが、この資料については全委員に配付ということでよろしいでしょうか。委員より要求のありました資料についてはいつごろ準備ができるでしょうか。

○徳永森林整備課長 私の理解では、森林整備事業の中で中止命令を何件やって、それに対してそれに見合うコストを設計書で見たかどうかということですが、それにつきましては、近々

では平成18年度に児湯農林振興局で一件、治山事業において中止命令を出しております。これは災害復旧事業をやっております、その間に隣接して次の災害が来た。それに基づいて工事を中止する必要があるということで、業者からの申請がありまして、すぐ中止を出しているということで、業者のほうもコストはないということで請求はございませんでしたので、それは設計変更はしておりません。近年はこの1件だけということになっております。

○宮原委員長 ということ、資料請求のほうはいいですか。

○坂口委員 発注後に明許繰り越しとか、とにかく発注者側の都合で工事をとめざるを得ないときが出てくるじゃないですか。他の工事との整合性とか、あるいはひどいときは用地交渉がまだ調べてなかったとか、それから、さっきあっただけでも、内示が遅れたというのと、とにかく発注者側の責任で工事をとめたときですね。先ほどの、発注者の責任じゃないと思うんです。自然災害が発生したということで不可抗力で、そこは合議して行って、そこで契約解除して再度入札するなりというのは、それは基準に基づいて判断していくことだから、それとは別で、工事中止命令を出さないままに工事が着手できないようになってきていたりとか、あるいはそれをこのようにして繰り越しなり、あるいは現場繰り越しまでやらなくても、工事がとまったことによって工期を実際与えずに無理して突貫なんかをやらせたりするような、とにかく工事をとめざるを得ない状況が出たときに、まずは工事中止命令を出すのが当然なんですけど、工事中止命令を、きょうから当分工事をやるなだけでは、それは本当の意味での適切な対応じゃないですよということ。そのとき

に、これとこれについてはこうなさいという施工条件をしっかりと明示しておかないと、先ほど言いましたように、現場の安全管理とか、リースで借りている機械代とかそういうものに対しての指示まで出さないと、それは工事中止命令の正式なあり方ではないですよということなんです。そういうことをやられていますかということだったから、さっきの平成18年の児湯農林は対象にならないです。

○宮原委員長 先ほど、公共三部、環境森林、農政水産部、県土整備部に関する調整をしなければならぬというようなことであつたようですので、調整をして後日報告をしますということであつたようですので、その点についての部分ですが。

○徳永森林整備課長 わかりました。それは三公共で協議いたしまして、意見をまとめて出したいというふうに思います。

○坂口委員 さっき言いましたように、共通仕様書の中の8章か10章かに、工事の一時中止に伴う設計変更というのがしっかりうたわれていると思うんです。それと、さっきの約款の21か20か、21の3か、あそこらのところを的確に対応しているかどうかということです。そういうものがあれば出してくださいと。それをやられていないじゃないかという心配なんです。

○宮原委員長 そういうことについての報告をするということでありましたので、全員のほうになるべく早急に報告をよろしくお願いいたします。

次に、満行委員から、調整池の登記の関係で、法務局のほうに相談をしているけど、まだ報告がないということでありましたので、環境対策推進課長のほうで、そういう連絡がとれ次第、委員全員のほうに報告ということで委員の

皆さんよろしいでしょうか。それでは、そのようによろしく願いをします。

次に、長友委員から、調整池の4万立方をブルーシートで今覆っているということでありましたが、4万立方で足りるのかというその根拠の部分を示す資料が欲しいということであったというふうに思っております。

そのほか、公社解散後の対応がどうなるかということと、それから、フレコンバックが水を通さないということでありましたが、いずれは改善するものであるというふうな答弁を課長のほうからいただきましたけど、今後のそういった対応について答弁ができないようでありましたので、後日委員会を開くということではなくても、どういう状況で対応するということを報告いただくということによろしいでしょうか。

外山委員からありました地目の件につきましても、環境対策推進課長、よろしいでしょうか。

あと、坂口委員から、指定管理者の3年、5年の根拠ということで、環境森林課長のほうに、今手元にないということでありましたので、その資料を提出いただくということによろしいでしょうか。課長よろしいですか。全員に配っていただくということによろしいでしょうか。それでは、そのようによろしく願いをします。ほかに漏れはないですか。

済みません、蓬原委員から、環境整備公社に関する職員の名簿等でしたね、その部分についての資料要求があったと思います。その部分についても環境対策推進課長、よろしいでしょうか。全員のほうに配付をよろしいでしょうか。

そのほか漏れはありませんか。

○長友委員 開始直後の分とか、中間の分とか、そのデータですね。

○宮原委員長 その部分についてのデータも提出いただけますか。

○道久環境対策推進課長 提出させていただきます。

○宮原委員長 速やかによろしく願いをしたいと思います。いろいろ資料の請求をさせていただきましたが、なるべく速やかに資料の提出方をよろしく願いをします。全員に配付をよろしく願いをします。

○道久環境対策推進課長 蓬原委員のほうのお話は、組織体制ではなかったかというふうに記憶しているんですけども。

○蓬原委員 県から本当は何人派遣しているのかということも一番知りたかったところなんです。きょうは議論しませんでしたけど、この前のエコクリーンプラザみやざきへの産業廃棄物の搬入実績、これを見ると、ほとんど宮崎、清武、綾、川南、日向なんですね。私、以前にちょっと申し上げましたが、県南、県西、県北というのは、これだけ県が関与しておきながら、また産業廃棄物は県の関与であると言いながら、実際は県央だけの搬入ではないかということですね。それに県がここまで関与することの不可思議さというものが我々県南に住む者にずっとあって、それなりに、例えば県南、県西はどうやって産業廃棄物は処理しているのか、一般廃棄物も今やられていますけど、どうなっているのかということの全県を見回したときの産業廃棄物のあり方はどうなんだ、一般廃棄物の処理のあり方はどうなんだというのを、今後私は議論していかにかいかんと思っていますから、そのことに関連して私はその資料が欲しかったのであります。したがって、今の環境整備公社の職員の構成がどうなっているのか、県からはどういう配置がされて、11市町村からは

どういう職員の皆さんが来られているのかということ、現況を知りたかったんです。

○宮原委員長 よろしいでしょうか。では、そういうことで資料のほうはよろしくお願いをします。一応資料請求についてはそういうことでよろしくお願ひしますが、その他で委員の皆様何かありませんか。

○坂口委員 最低制限価格とか今の入札状況です、あれで80%から85%の範囲内で最低制限価格を設定するという事になっているのと、現実的には最低制限価格ぴったりすれすれの人が契約の相手方になっている現実があるということで、工種によって85%を超えてなおかつ最低制限価格というのはいり得ないんですか。現実的には、85%を超す最低制限価格というのはいり得ないんですか。入札価格じゃないんです。県がやる失格価格です。

○徳永森林整備課長 確かに最低制限価格は工種によって、工事の内容によって計算方法がありますので、あると思うんですが、そこを85%を超えるかどうかは確認できておりません。工事内容によっては超える可能性はあるんじゃないかと。例えば2次元製品等の数字とか、その辺である程度変わってくるんじゃないかという感じはしております。

○坂口委員 それはここでは今わからないですね。80%から85%の範囲において最低制限価格を設定すると。前は80%だったですか、あれを変更して、厳しいからということで上げてきたんですね。75%から80%だったかな。だから、「までの範囲」となっているから、80%を超す最低制限価格というのはいり得ないのかと思ったんです。

○徳永森林整備課長 私のほうもそういうふう理解しております。工種によって計算が見て

ありますので、最高が85%になっているということじゃないかというふうに考えております。

○坂口委員 たしかそうだと思うんです。そうになると、工種によって違うというのは、問題は、そこに材料代とかそういった外せないものが何ぼかかるかということになるんです。そうになっていくと、僕は、直接じゃないんですけど、工種によっては、何千万ぐらいのでも85%という工事が出ていて、それ以下は全部85%なんです。予定価格の85%。これはあり得ないと思うんですね、最低制限価格の定義からしたときに。考え方というのが、最低かかるお金とか、買わなきゃならないお金とか、払わなきゃならない労務費というのは、絶対これは切らせないんだよと、これだけは積算しなきゃ、それを下げてきたところは失格するんだよという考えですね。問題は、経費を何ぼ節約できてこの工事を完成できるのかということ。そうになると、経費というのは、工種によっては、金額によっちゃ、まず現場管理費だけで37~38%見る工種があるじゃないですか。それも1億、2億になっていくと17%、12%ぐらいに現場管理費なんてなってきましたね。共通仮設費あたりも同じようなものでしょう。ということは、金額が小さいときに、80%あるいは83%ぐらいに最低制限価格を計算したらなるとしますね。例えば林道の建設工事でもいいです。5,000万の最低制限価格を県の考え方に従ってやったときは、83%はかかりますねと。これを切ったときは手抜きとかの心配がある、あるいは品質を確保できない心配があるから、83%でセットしましたと。そこはいいと思うんです。それが今度は10億ぐらいになったときは、経費はほとんど見ていないんですね。だから、最低制限価格で競争しようにも、浮かせる部分は実際かかる純工事

費あたりから持ってくるしかないと思うんです。だけど、それを85に抑え込めば、純工事費が減額されたということに逆算していくとなっているような落札結果が出てきているんですね、新聞なんか見ると。材料ばかりのような工事を見られたらわかると思うんです。例えば1,000万ぐらいで最低制限価格をはじいたら、83、84%になったというのを、それと同じ工事でこれを1億ぐらいになる工事に大きくして試算してみようかとなったときは、最低制限価格は90%近くになりますよ。ところが、85%以下に抑えろとしたから、本来90%上げなきゃ、手抜きをするか、赤字を出さざるを得ないものを、85%に無理をして押し込んでいる最低制限価格。だから、理屈から言ったら、経費が少なくなるほうが今度は最低制限価格率が上がるという直線で動いていかなきゃおかしい理屈になると思うんです。最低制限価格を法律で定義していけば。だけど、85%に来た時点でそれをずっと横並びで24億1,000万、国際ルールまではいっているんじゃないかなという心配をするんです。国際ルールになると今度はもう手がつけれませんから、それからは最低制限価格も何もなしと。入札したものがということでやっていくしかないのかなと。そうすると、最低制限価格で実際85%やらなきゃ、材料をけちったり、労務費を下げたり、あるいはサービス工事をやったりしなきゃ、完全に設計書どおりの品質は確保できないよというものを確保するというので、本当は何らかの工夫を凝らさないと上がっていくわけですね。これをはめ込んでいる可能性がありはしないかということなんです。そこらはどんなぐあいなんですか、実際設計されて最低制限価格を出されたときにそれは感じられませんか。一定位まで来て、85%超し

てしまったら、それがすべて85で出てくるということを経験されていると思うんです。でも、それは理屈上おかしいというのは考えられませんか。

○徳永森林整備課長 確かに、金額が大きくなりますと諸経费率というのは下がって、小規模の工事ほど諸経费率が高いというのはそうありますが、私もその中身について詳しくないんですが、最低制限価格につきましては、ある程度諸経費の率、金額等も踏まえた上で積算されているんじゃないかという感じはしておるところです。以上であります。

○坂口委員 そのとおりなんですよ、それを考えて計算するのが最低制限価格ですね。だから、山でわかりやすいといったら、例えばガードレールを据えつけるという工事を出したとしますね。ほとんど材料代と労務費ですね。安全管理なんかは旗を持った人が2人おって、現場事務所なくてもやっていけるとなると、こういうものというのは、ちょっと金額が上がっただけでも最低制限価格が85%に来てしまうと思うんです。ところが、それを1,000万ぐらいのガードレールだけでやっていけばいいけど、新設道路で1億ぐらいのガードレール工事を仮に出すとしますね。そのときに試算してみらんですか。90何%になるけど、県が85%以下と決めているから、そこにねじ込んで最低制限価格をここにセットしているという現実があると思うんです。でも、それで本当に材料代も値切らずに給料も払ってその工事がしっかりできるかなったら、どこかで泣かざるを得ないという現実があって、それを県がルールにして実際やっているということがあるんじゃないかということをお心配しているんです。というのが、現実には仕事をやって赤字出していっぱい倒産している

んですよ。まともにやったら。手を抜けばエコクリーンみたいになっていくんです。最低制限価格をかけるとしたら、そういうものが担保されて、最終的に県民が損を受けないよということを担保するために、より安い人を排除して高い人と契約をしていいですよというのが地方自治法なんです。だから、手抜きをせざるを得ないような数字を設定することは、これは地方自治法上非常に問題があるんです。経費を削ってもまだ出ないというような最低制限。最低制限価格は、経費が小さくなるに従って右肩上がりが高くなっていくのが、最低制限価格が法律に基づいて決める率ということ。これ、感じられませんか。

○徳永森林整備課長 確かに委員のおっしゃるとおりといたしますが、現状を見てみますと、例えばガードレールだけ発注してするものと、いろんな工種と合わせて1億するのと、ガードレールで1,000万するので、それは恐らく違うんだろうと思います。1億の中でガードレールはある程度抑え込まれている。それが下請に出たときにはどうなるかという話は、現実としてはあり得る話かなというふうに思っています。それを最低制限価格にどう生かすかということにつきましては、先ほどと同じであります。三公衆の中で、現実的にある話だろうと思いますので、その辺の研究はしていく必要があるというふうに考えております。

○坂口委員 くどくなりますけど、なぜ最低制限価格をかけて高い人と契約をすることを法律が保証しているかということですね。それは納税者に損を与えない、手抜きもさせないし、あるいは寿命をちゃんと持たせるしっかりした品質を確保するために、安いだけじゃだめですよという合理性があるときに、それは裁量で最低

制限価格を決められるだけのことで、なくてもいいんです。そうなったときに、最低制限価格は、そういったように物すごく緻密に計算されたものの中で、これとこれはここまでは安くしても、競争力を持っていけばまともな工事ができますよというものが、金額が高くなるごとに高まっていくわけですから、そういうものが少ないから。どこかでは85%にいったらいいわけですよ。それを85%にずっとしていったら、この三角部分を見捨てたということになって、先ほどの単品スライド制度ですね、1%超えた、そんなちっぽけな数字じゃないんですよ、ここで取り上げているものは。だから、単品スライドだの、あるいは、設計変更で著しい社会的な条件の変化があったときには変更できますよと、そんな神経質なことまで決めているのに、ここでごっぼりしたものを抜いてしまえば、あんなもの意味がないということですよ。品質が確保できないことをやっているということです。だから、そこを、今、答弁ができないと言われたなら、これはぜひ公共三部でしっかり実態に合った最低制限価格を設定していくということ。なぜ最低制限価格が曲げられるのかということですね、上限が。そこらの説明が果たせるようにしていただいて、これは資料じゃなくても口頭でまた次にでも答弁していただければいいけど。

○飯田環境森林課長 先ほどの坂口委員の、第一期の指定期間設定の考え方はどうだったのかということですが、基本的にはおおむね3年から5年を原則としますけれども、各施設の状況において決定するというご意見でございまして、最初でございまして、県も指定管理者も、基準価格が妥当かどうかとか、必要な部分については早期に是正する必要があるという

ことで、基本的には3年と。ただ、企業性が高く、長期的な経営戦略展開を行うものについては5年ということでございます。

○宮原委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後2時38分休憩

午後2時46分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくをお願いいたします。

まずはお礼を申し上げます。委員の皆様には、去る5月22日から23日にかけて県北地域を、そして、6月3日から4日にかけて県南地域を調査を行っていただきました。まことにありがとうございました。

それでは、座って説明をさせていただきます。

早速でございますが、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきたいと思います。左側の説明項目をごらんいただきたいと思います。本日、農政水産部からは、議会提出報告3件、その他に委員会報告として4つの項目を予定いたしております。

早速でございますが、まず、議会提出資料についてであります。資料の1ページをごらんいただきたいと思います。冒頭まことに恐縮でございますが、Iのタイトル、平成20年2月とい

うふうになっております。6月に訂正方をお願いしたいと思っております。まことに恐縮であります。

まずは、県有車両事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告申し上げます。

内容につきましては、ここに記載されているとおりでございますが、農政水産部といたしましては、職員に対しまして、機会あるごとに交通安全に対する意識の啓発等に努めているところでございますが、今後さらに再発防止に向けまして嚴重に注意してまいりたいと思っております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページから10ページにかけて、社団法人農業振興公社を初めとしました県が出資しております農政水産部所管の3法人の経営状況を記載いたしております。後ほど内容につきましては関係課長から御説明させていただきます。

次に、資料の11ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成19年度に議会におきまして御承認いただきました繰越事業につきましては、繰越額が確定いたしましたので、御報告を行うものでございます。表の一番下に記載してございますとおり、農政水産部全体では18の事業で、繰越額は52億6,210万1,000円、306カ所となっております。なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りまして早期完了に努めてまいります。

以上が議会提出報告でございます。

続きまして、資料の12ページをお開きいただきたいと思います。委員会報告事項についてであります。

まず、1番目が、12ページでございますけれ

ども、施設園芸代替エネルギーの実証結果につきまして、これまで取り組んでまいりました石油代替エネルギーの導入に向けての実証結果についての御報告でございます。

また、資料の18ページの一ツ瀬川土地改良区における目的外水利用及び帳簿外処理について、それから、資料の20ページの農業農村整備事業独自の総合評価方式の試行について、さらに、資料の24ページの単品スライド条項の運用について、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

なお、お手元にカラー冊子で、第六次宮崎県農業・農村振興長期計画に係る平成19年度の取り組みの概要及び宮崎県水産業・漁村振興長期計画に係る平成19年度の取り組み概要を、別途提出いたしておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

最後に、当初予定いたしておりました報告事項に追加いたしまして、別冊でございますが、重油・飼料価格高騰対策に係る最近の動きと当面の取り組みの方向性について、別途配付させていただきます。

最近の農業を取り巻く情勢は、御案内のとおり、大変厳しいものがございまして、A重油につきましては、高騰前の平成16年と比較いたしますと2倍以上の価格となっております。また、配合飼料価格につきましても同様に高騰を続け、今後も見通しが不透明な状況にあります。このような中、農政水産部といたしましては、この局面に対応しまして、本県農業・水産業の維持発展と経営の安定を図るため、先日発足いたしました部内の「原油・配合飼料価格高騰対策内部連絡会議」を初め、関係機関・団体とも連携を図りながら、短期的な対策、また中長期的な対策を講じる必要があると考えており

ます。本日は、特に、当面の対策についての考え方を後ほど関係課長から御説明させていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○上杉地域農業推進課長 それでは、社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況について御報告をいたしたいと思っております。

お手元の常任委員会資料のまずは2ページをお開きください。公社の概要を書いております。

まず、1の公社の沿革、2の組織につきましては、記載のとおりとなっております。なお、御案内のとおり、昨年4月には、担い手への総合支援機能の強化を図るため、財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会と統合し、宮崎県農業振興公社として出発したところでございます。

次に、3の出資金等につきましては、(1)出資金6,000万円のうちの2,000万円を県が、残りを市町村と経済連、信連等の農業団体が出資しております。また、(2)農地保有合理化事業を展開するための基金として総額3億3,700万円の基金を国と県で造成しております。さらに(3)でございますが、農業担い手確保・育成基金として、県と市町村、農業団体で造成した9億8,150万円の基金を農業後継者育成基金協会から引き継いでおります。

では、次の3ページをお開きください。事業についてであります。まず、(1)の農地保有合理化事業は、規模を縮小する農家等の農用地等を一たん公社が保有し、規模拡大や農地の集団化を図る認定農業者等に再配分を行うことで、担い手への農地の利用集積を促進するものであります。(2)の農業担い手確保・育成事業は、農業担い手確保・育成基金の運用益と国、県からの補助事業等を活用して、就農希望

者への相談活動や先進農家等での研修に対する支援を行うものであります。(3)の就農支援資金貸付事業ですが、これは就農計画の認定を受けた認定就農者に対して、技術の習得に必要な研修や、農業機械・施設整備に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。(4)の畜産担い手育成総合整備事業ですが、これは家畜ふん尿処理対策のため、堆肥を還元する草地飼料畑等の造成整備や、家畜ふん尿処理施設、畜舎等の施設整備などを行うものであります。次に、(5)の圃場整備事業ですが、これは平成20年度からは、県新規事業であります耕作放棄地の再生整備を行うものでありますみやぎフロンティア農地再生事業の事業主体として、耕作放棄地の再生整備や老朽ハウスの撤去・回収に取り組むとともに、県等から委託を受けた圃場整備等を行うものであります。

また、参考の(1)長期保有地は、農地保有合理化事業で買い入れたものの、売り渡し予定者の事情で5年以上売り渡すことができない公社保有地の状況でございます。ピーク時の昭和63年度には56.3ヘクタールございましたが、19年度に1ヘクタール解消した結果、19年度末では0.9ヘクタールとなっております。次に(2)の一般正味財産期末残高につきましては、公社の経営全般にわたるコスト削減と積極的な事業展開に取り組んだ結果、平成17年度末までは単年度黒字を確保してきました。しかしながら、依然として退職給付引当金の積み立てが不足した経営状況にある中で、平成18年度から新たな会計基準、新公益法人会計基準となり、退職給付引当金の不足額の積み立てが義務づけられたこと、また、近年、定年退職者がふえていること等から、平成18年度決算からの一般正味財産増減額はマイナスとなっております。

す。平成19年度の一般正味財産増減額は前年度から5,000万円余りのマイナスで、一般正味財産期末残高は6,400万円余りとなっております。

では、続きまして、公社の平成19年度の事業報告と平成20年度の事業計画について御説明いたしたいと思っております。お手元の冊子になっております「平成20年6月定例県議会提出報告書」をお願いいたします。

123ページでございます。1の事業概要は、ただいま御説明したものと重複いたしますので、省略いたします。

2の事業実績ですが、代表的な(1)農地保有合理化事業は、事業費5億4,202万円余りで、売買事業では54.3ヘクタールの農地を買い入れ、32.9ヘクタールを売り渡しております。貸借事業では、新規貸し付けが7ヘクタールあり、継続分と合わせて37.1ヘクタールの貸し付けを行っております。以下、(2)の農業担い手確保・育成事業など各事業の事業実績につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、124ページをごらんください。3、貸借対照表の中の(1)総括表でございます。表の右端の中ほどの資産合計は28億7,724万円余りで、統合した後継者育成基金協会の基本財産9億8,214万円余りを、右から2番目の基金事業特別会計の上から4行目に当たる特定資産として受け入れをしております。一方、負債合計は14億3,391万円余りとなっておりますので、資産から負債を差し引いた正味財産合計は14億4,333万円余りとなっております。

次に、125ページをお開きください。一般会計でございます。一般会計は、特別会計で経理を行っている農業担い手確保・育成事業の基金

事業と就農支援資金貸付事業を除いた公社事業を經理しているものでございます。

Iの資産の部の主なものを説明いたします。表の中ほどの1、流動資産合計は13億2,140万円余りで、主な資産は、農地保有合理化事業で中間保有している用地費でございます。次に、下から2行目の固定資産合計の増減はマイナス3,829万円余りの減となっておりますが、これは平成19年度末で2名の公社の職員退職者があったことから、表の中ほど下の(2)の特定資産の退職給付引当資産がマイナス3,766万円減少したことによるものです。以上のことから、一番下の資産合計は17億8,473万円余りとなっております。

次に、126ページをお開きください。II負債の部の主なものを説明いたします。1、流動負債の合計は4億958万円余りで、2、固定負債は、農地保有合理化事業による農地の売り渡しが少ない年であったことから、事業借入金の増減が1億4,089万円余りの増となり、固定負債合計は9億2,225万円余り、その下の負債合計は13億3,184万円余りとなっております。

以上のことから、当期の一般会計の収支をあらわす下から2番目の正味財産合計の増減は、5,852万円余りのマイナスとなっております。

次に、127ページをお開きください。(3)就農支援資金貸付事業特別会計でございます。特別会計は、冒頭御説明いたしましたが、昨年度統合しました後継者育成基金協会の事業であることから、平成19年度のみ掲載となっております。この就農支援貸付事業特別会計の今年度収支をあらわす下から2番目の正味財産合計の増減は、56万円余りのプラスとなっております。

次に、128ページをお開きください。(4)基金事業特別会計でございます。この基金事業特別会計の今年度収支をあらわす下から2番目の正味財産合計の増減は、9億8,987万円余りの増となっております。このうち9億8,214万円余りは、冒頭御説明いたしました、統合いたしました後継者育成基金協会の基本財産を引き継いだものでございまして、特定資産であることから、実質的な収支はこれを除いた773万円余りのプラスとなっております。

続きまして、129ページをお開きください。4、正味財産増減計算書の中の総括表でございます。正味財産増減計算書とは、貸借対照表における一般会計及び2つの特別会計のそれぞれの正味財産の増減につきまして、公社事業活動に関連する経常増減と退職積立金などの経常外増減としてまとめた表でございます。1.経常増減の部の(1)経常収益の経常収益計の右端の合計は9億6,436万円余りとなっております。それに対する(2)経常費用の経常費用計は9億8,732万円余りとなっております。したがって、これを差し引いた当期経常増減額は2,295万円余りのマイナスとなっております。この要因につきましては、一般会計において、畜産担い手総合整備事業の繰り越しや農地整備事業の事業量の減少により1,829万円余りのマイナスとなったことや、基金事業特別会計におきまして、長引く低金利により9億8,000万円余りの農業担い手確保・育成基金の運用益では事業量が賄えず、523万円余りのマイナスとなったことなどが起因しているものと考えております。

続きまして、2の経常外増減の部の(2)経常外費用は、積み立て不足の退職金を計画的に造成する過年度退職給付費用1,195万円余り

と、平成18年度から新たな公益法人会計に移行した際の損益修正2,931万円余りで、経常外費用計は4,127万円余りとなり、その結果、当期経常外増減額の合計は2,725万円余りのマイナスとなっております。

以上のことから、当社の今年度の収支を示す当期一般正味財産増減額の合計は5,021万円余りのマイナスとなっております。

なお、次の130ページから133ページの会計別の正味財産増減計算書、また134ページ、135ページの財産目録につきましては、補足資料となりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、136ページをごらんください。平成20年度の事業計画書について御説明いたします。

1の事業概要と2の事業計画につきましては、記載のとおりとなっておりますが、平成20年度から耕作放棄地の再生整備を推進する県単事業、みやざきフロンティア農地再生事業の事業主体として活動を実施することとしております。

次に、137ページの3の収支予算書についてごらんください。平成20年度の公社の収支について、(1)総括表で説明いたします。

I、事業活動収支の部の1.事業活動収入の計は17億7,609万円余りで、また、2.事業活動支出の計は19億4,249万円余りで、この結果、事業活動収支差額はマイナス1億6,639万円余りとなります。なお、この差額は、主に農地保有合理化事業の農地の売買年度がずれることに起因するものであります。

次に、II、投資活動収支の部でございます。本年は、有価証券で運用しております出資金6,000万円と農地保有合理化事業基金3億3,700万円の計3億9,700万円の買いかえの年

となりますので、1.投資活動収入の①基本財産取崩収入と2.投資活動支出の①基本財産取得支出に計上をしているところでございます。

戻りまして、1.投資活動収入の②特定資産取崩収入の一般会計4,431万円は、退職給付引当資産の取り崩しによるもので、2.投資活動支出の②特定資産取得支出で退職給付引当資産として7,546万円を積み立てているところでございます。

なお、1.投資活動収入における投資活動収入計の基金事業特別会計1,200万円は、上段の基金事業特別会計における事業活動収支差額のマイナス1,164万円余りを補てんするため、農業担い手確保・育成基金を取り崩すものであります。

続きまして、2の投資活動支出でございます。2.投資活動支出における③リース機械・施設取得支出は、先ほど御説明いたしましたみやざきフロンティア農地再生事業の一環として他産業から農業に参入する農業生産法人以外の法人に、農業機械・施設を公社がリースする事業に要する支出6,000万円となっております。これらの結果、投資活動収支差額の合計はマイナス7,915万円となっておりますが、これはフロンティア事業における農業生産法人以外の法人に対するリース事業の返済が翌年度からとなるためであります。

次に、III、財務活動収支の部でございます。1の財務活動収入は合計で12億9,095万円余りとなり、また、2の財務活動支出の合計は10億5,339万円余りとなり、その結果、財務活動収支差額は2億3,756万円となっております。

以上を総合しまして、当期収支差額は、20年度の収支差額はマイナス1,128万円余りとなります。

次に、138ページから141ページは、会計別の収支予算書となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、宮崎県農業振興公社の経営状況についての報告を終わりといたします。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。財団法人宮崎県内水面振興センターの平成19年度事業報告並びに平成20年度の事業計画について御説明いたします。

まず、センターの概要について御説明いたします。常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の沿革についてでございますが、当センターは、内水面における漁業及び養殖業の振興、水産動植物の保護培養等を目的に、平成6年11月に設立されております。

次に、2の組織につきましては、役員は18名で、そのうち理事長と専務理事の2名が常勤の役員となっております。また、常勤職員数は11名となっております。

3の出捐金等でございますが、基本財産3,000万円のうち、1,500万円を県が、残りを市町村、シラスウナギ協議会、内水面漁連、内水面漁協が出捐しております。

次に、右側の5ページの下の表をごらんください。(1)にセンターの主な事業の一つであるウナギ種苗の供給実績の推移をお示ししております。ウナギ種苗供給量は、資源状況等の変化により採捕量が左右されるため、毎年変動しますが、平成19年度は世界的な不漁となったため、196キログラムと、センター設立以来3番目に少ない採捕量となりました。

次に、その下の(2)の表をごらんください。センターは、設立当初に暴力団等の排除のために予想外の警備費が必要となったことなど

により、多額の債務が生じました。そこで、平成11年度から経営改善に取り組み、事業の効率化や役職員の削減による経費の節減等を図るとともに、宮崎県シラスウナギ協議会にも長期借入金の一部債権放棄などの協力をいただいているところであります。また、平成16年度からは、宮崎県公社等改革指針に基づいて経営改善計画を策定し、健全経営に努めるよう指導しているところであります。この結果、正味財産赤字額は平成19年度末には6,900万円まで削減されたところであります。

それでは、平成20年度6月定例県議会提出報告書の143ページをお開きください。

まず、平成19年度事業報告についてであります。事業年度は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までであります。内容が重複しますので、2の事業実績から御説明いたします。

まず、(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕・供給等に関する事業についてでございます。これは、大淀川及び一ツ瀬川においてウナギ種苗の採捕を行い、県内養鰻業者へ供給する事業でございます。平成19年度のセンターのウナギ種苗採捕量は、先ほども申し上げましたとおり、196キログラムと、前年度よりも171キログラムほど少なかったのですが、世界的な不漁と台湾の禁輸措置を背景に、平均価格は、前年度に比べまして40万1,000円ほど高値のキロ当たり約66万7,000円で取り引きされたことから、年度当初見込んでおりました見込み額8,000万円を上回る1億3,080万7,000円の採捕収入を確保したところであります。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業につきましては、河川の巡回パトロールを実施し、河川環境の監視を行うとともに、密漁情報の収集等を実施したところであります。

また、ウナギ種苗の採捕量や価格が自然条件や他県の採捕量に左右される等の不安定な面があることから、センターでは、平成11年度から経営安定対策積立金を創設し、赤字が生じた場合でも事業の継続が図られるようにしておりますが、本年度も経営安定対策資金の積み増しを行ったところであります。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業でございます。センターがウナギ種苗の採捕を行っております大淀川と一ツ瀬川のほか、その周辺河川等におきまして自主警備を行うとともに、県が行う巡回取り締まり活動や、警察、海上保安部の取り締まり活動の補助的業務、さらには144ページに移りますが、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく書類調査等を実施したところであります。

(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業でございます。資源の保護培養のためのアユ等の放流のほか、河川周辺の環境保全などを実施したところであります。

続いて、145ページをごらんください。3の貸借対照表でございます。

まず、Ⅰの資産の部でございます。流動資産は現金預金の1,601万円余りであります。固定資産の合計は1億3,956万円余りで、その内訳としましては、(1)基本財産3,000万円、(2)特定資産9,636万円余り、(3)その他の固定資産1,320万円余りとなっております。以上、資産合計は1億5,558万円余りでございます。

次に、Ⅱの負債の部でございます。まず、県信用漁連からの短期借入金等から成る流動負債が2億548万円余り、宮崎県シラスウナギ協議会からの長期借入金と退職給付引当金から成る

固定負債が1,936万円余り、以上、負債合計として2億2,484万円余りとなっております。

次に、Ⅲ、正味財産の部でございます。指定正味財産は、県からの補助金5,000万円と寄附金といたしまして基本財産の3,000万円の計8,000万円でございます。なお、県からの補助金5,000万円のうち4,600万円につきましては、平成18年度までに交付された経営安定対策積立補助金であり、昨年度までは一般正味財産として計上していたところですが、新公益法人会計基準の導入に伴い、指定正味財産に振りかえたものであります。この結果、一般正味財産につきましてはマイナス1億4,926万円余りとなっております。うち3,300万円が減価償却引当資産及び経営安定対策積立金として特定資産に充当されております。

以上、正味財産合計はマイナス6,926万円余りとなっております。負債及び正味財産の合計額は、資産合計と同額の1億5,558万円余りとなっております。

続きまして、146ページの4の正味財産増減計画書について御説明いたします。

まず、Ⅰ、一般正味財産増減の部でございます。1. 経常増減の部でございますが、(1) 経常収益は合計2億3,022万円余りで、その内訳は、種苗販売事業収益1億3,080万円余り、県からの受取補助金5,394万円余り、同じく県からの受託金収益4,472万円余りなどとなっております。経常費用といたしましては、ウナギ種苗採捕事業等の各種事業に係る①事業費、センターの活動に係るその他の管理経費を示すページの下の方の②管理費、次のページ、147ページになりますが、退職金給付引当のための③引当金繰入額の、合計1億8,975万円余りとなっております。この結果、当期経常増減額

は4,046万円余りとなっております。

続いて、2. 経常外増減の部でございます。シラスウナギ協議会からの債権放棄による経常外収益200万円と、車両運搬具等除却損7万9,000円余り及び一般正味財産から指定正味財産への振替額4,600万円から成る経常外費用を相殺いたしまして、当期経常外増減額はマイナス4,407万円余りとなっております。

この結果、当期一般正味財産増減額はマイナス361万円余りの赤字となり、一般正味財産期末残高はマイナス1億4,926万円余りとなりました。

II、指定正味財産増減の部につきましては、さきに御説明いたしました一般正味財産からの振替額4,600万円と県からの当年度の受取補助金400万円が計上され、当期指定正味財産増減額は5,000万円の増となり、指定正味財産期末残高は8,000万円となりました。

一般正味財産期末残高マイナス1億4,926万円余りと指定正味財産期末残高8,000万円を合わせまして、正味財産期末残高は6,926万円余りのマイナスとなっております。前年度からは4,638万円余りを圧縮できておりますが、現在も引き続きその経営改善に向けて努力しているところであります。

続いて、148ページをお開きください。5の財産目録につきましては、3の貸借対照表と内容が重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、149ページをお開きください。平成20年度の事業計画並びに収支予算書について御報告いたします。

今年度の事業につきましても、養鰻業や内水面漁業の振興を目的として、2の事業計画に記載している事業を引き続き実施することにいた

しております。

次に、150ページ、3の収支予算書についてでございます。事業活動収支につきましては、収入総額を1億7,598万円余りと見込んで事業を実施していく計画でございます。事業活動収入の主なものといたしまして、まず、事業収入として、ウナギ種苗の販売事業収入を8,000万円と見込んでおります。ウナギ種苗採捕量は資源の状況に大きく左右され、採捕収入の予想は非常に難しいわけでございますが、効率的な採捕を進めつつ、一定の収入を確保し、センター独自の収入によって採捕事業と振興事業の経費を賄うことを目標といたしております。

次に、補助金等収入につきましては、内水面秩序維持のための警備取り締まり、流通調査についての補助金及び委託料として、総額9,363万円余りを計上いたしております。その他受託金収入は、シラスウナギ協議会からの放流委託経費でございます。

事業活動支出といたしましては、業務流通対策担当職員の給料手当、採捕警備委託料などから成る事業支出としての1億1,995万円余りと、常勤役員、庶務担当職員の給与等から成る管理費支出として3,398万円余りを合わせまして、151ページの中ほどに記載のとおり、合計1億5,393万円余りの支出を見込んでおります。これらによる事業活動収支差額は2,205万円となる見込みであります。

投資活動収支につきましては、退職給付引当資産取崩収入として71万円を計上し、退職給付引当資産取得支出として276万円を計上しております。これらによる投資活動収支差額はマイナス205万円となる見込みであります。

財務活動収支の部につきましては、県からの借入金償還の一部として年度末に1億9,700万

円を県信用漁連から借り入れることといたしております。続いて、その下にあります借入金返済支出の2億1,700万円につきましては、年度当初の県信用漁連への返済に充てるものでございます。これらによる財務活動収支差額はマイナス2,000万円となり、これが今年度の債務圧縮額となる予定であります。

予備費支出につきましては、計上されておられません。以上でございます。よろしく申し上げます。

○那須漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。財団法人宮崎県水産振興協会の平成19年度事業報告について御報告いたします。

当協会は、旧財団法人宮崎県栽培漁業協会でございます。平成19年4月に名称を変更いたしました。

まず、協会の概要について御説明いたします。常任委員会資料の6ページをお開きください。

1の沿革であります。とる漁業からつくり育てる漁業へ転換を図るために、栽培漁業振興の基幹施設といたしまして、昭和56年4月に県営の栽培漁業センターが延岡市熊野江町に設立されました。その後、漁業者参画のもと、栽培漁業をより積極的に推進するため、平成4年4月に第三セクター化され、財団法人宮崎県栽培漁業協会として発足したものでございます。そして、平成18年8月に財団法人宮崎県漁業振興基金を、また平成19年3月に社団法人宮崎県かん水漁業協会の事業の一部を引き継ぐ形で統合を行い、平成19年4月から財団法人宮崎県水産振興協会へと改称いたしました。今後は、一層幅広く本県水産業の振興を担っていくことができるものと期待しております。

次に、2の組織であります。役員は、理事

長を含め21名でございます。職員は、常勤の常務理事1名、理事兼務の事務局長1名を含めまして10名でございます。

3の出捐金につきましては、財団法人宮崎県漁業振興基金との合併に伴う同基金からの寄附金を基本財産として組み入れましたことから、財団設立時に造成した基本財産2億8,600万円と合わせ、7億2,930万9,000円となりました。このうち、県の出捐が1億4,300万円であり、県の出捐比率が19.6%となりました。これは寄附金の取り扱いについて、包括外部監査から、基本財産として積み立てるべき、仮に取り崩して事業支出が必要であれば、基本財産の取り崩しとして処理すべきとの指導を受けまして、平成19年度第4回協会理事会で返還補助金4億4,330万9,000円を基本財産に組み入れることを決定したものでございます。

次に、事業等でございますが、お手数ですが、6月定例県議会提出報告書の153ページをお開きください。

まず、1の事業概要であります。当協会は、栽培漁業、いわゆるつくり育てる漁業の推進母体でありまして、種苗の生産、中間育成、放流の実施、また栽培漁業の技術改良に関する受託事業及び養殖用種苗の供給、並びに栽培漁業に関する知識等の教育・啓発指導を実施するとともに、平成18年度から旧財団法人宮崎県漁業振興基金の一部事業引き継ぎに伴い、水産関係団体の組織強化及び漁業の担い手育成に関する事業を展開してきました。また、平成19年度からは、旧社団法人宮崎県かん水漁業協会の一部事業引き継ぎに伴い、ブリ稚魚の需給調整、マダイ等の人工種苗の需要動向把握や、良質な種苗の安定供給等に関する事業を新たに開始いたしました。

次に、2の事業実績であります、事業は大きく5つの事業に分かれております。

まず、枠の中の(1)の栽培漁業振興事業であります、栽培漁業を広く理解してもらうための啓発普及等を行いますとともに、ヒラメやカサゴ等の放流用種苗の供給を行っております。アユは生産計画の8割程度の実績にとどまりましたが、マダイ、ヒラメ、カサゴ、アワビにつきましては、計画どおりの生産ができました。

次に、(2)の漁業振興総合対策事業は、旧宮崎県漁業振興基金関連事業の一部引き継ぎにより実施した事業で、県漁連が事業主体となつて行う水産関係団体強化事業、漁業担い手対策事業について、協会が補助したものであります。

次に、(3)の魚類養殖適正管理指導事業につきましては、先ほど話しました平成19年3月に社団法人宮崎県かん水漁業協会の解散に伴う一部事業引き継ぎにより開始された事業でございます。本事業では、ブリ稚魚の需給調整等を行っております。

次に、153ページ及び154ページをごらんください。(4)の受託事業でございますが、県等の委託によりまして、栽培漁業推進協議会の運営のほか、カンパチや海藻の生産技術開発等を行うものでございます。

(5)の種苗供給事業は、養殖用のマダイ、シマアジ、ヒラメ、アユ種苗を生産し、供給いたしました。

次に、平成19年度決算状況を報告いたします。

財団法人宮崎県水産振興協会は、公益法人改革関連法の改正などに伴い、平成18年度より公益法人新会計基準を導入し、これにより、従来

の資金の動向から資産の動向把握に重点を置く会計処理となりました。内容として、一般会計と種苗供給会計に分けております。新会計基準によります財務諸表の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を155ページから164ページにお示ししております。

平成19年度決算につきまして、財務諸表で重複するものもありますので、貸借対照表と正味財産増減計算書で御説明いたします。155ページをお開きください。

まず、貸借対照表であります。(1)総括表の一般会計と種苗供給会計の合計欄をごらんください。

上段の資産の部であります、流動資産の合計は2,263万円余でございます。固定資産は、基本財産の7億2,930万円余など合計8億1,752万円余、したがいまして、資産合計は8億4,016万円余となっております。

次に、中段の負債の部でございますが、流動負債は740万円余、固定負債は2,632万円余で、負債の合計は3,373万円となっております。

次に、下段の正味財産の部でございますが、指定正味財産は、基本財産が7億2,930万円余、特定資産が5,550万円余の、7億8,480万円余で、一般正味財産は2,162万円余であるため、合計いたしますと、正味財産は8億643万円余となります。

負債及び正味財産合計は8億4,016万円余となり、資産の合計と一致いたします。

続きまして、158ページ及び159ページをごらんください。正味財産増減計算書であります。

(1)総括表をごらんください。

まず、一般正味財産増減の部の経常増減の部分であります、158ページ中ほどに記載されております経常収益は、事業収益、受取補助金等

を合わせまして計1億8,642万円余、159ページ中ほどに記載されております経常費用は、事業費及び管理費を合わせまして1億7,456万円余であります。このため、当期経常増減額は1,186万円余の増となっております。

中ほどの経常外増減の部では、経常外収益は6万3,000円余、経常外費用は5,550万円であり、当期経常外増減額は5,543万円余の減となっております。

経常外費用でございますが、一般正味財産に組み入れておりました漁業振興事業引当資産5,550万円でございますが、これを指定正味財産に振りかえたため、発生いたしましたものでございます。

したがって、当期の一般正味財産増減額は4,357万円余の減となります。期首残高が6,519万円余でありましたので、差し引きしますと、期末残高は2,162万円余となりました。平成19年度は養殖魚の種苗販売が好調でありましたことから、平成18年度に引き続き黒字決算となっております。

下の指定正味財産増減の部では、指定正味財産期末残高は、基本財産組み入れの関係で4億4,330万円余増の7億8,480万円余となり、表の一番下の正味財産期末残高は*8,643万円余となっております。

続きまして、常任委員会資料の8ページにお戻りいただけますでしょうか。平成20年度事業計画についてでございますが、基本財産組み入れの関係で県出捐比率が50%を下回った、先ほど19.6%と言いましたけれども、そのことから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく議会報告義務のある出資法人等には該当せず、県議会への報告義務が課せられなくなったわけでございますが、当協会は、県からの人的

・財政的支援を強く受けていることもございまして、平成20年度計画につきましては、本会議資料様式を用いながらこの常任委員会で報告することといたしました。

それでは、御報告させていただきます。8ページをごらんください。

枠内(1)の栽培漁業振興事業、(2)漁業振興総合対策事業、(3)魚類養殖適正管理指導事業、9ページの(4)の受託事業及び(5)の種苗供給事業につきましては、平成19年度とほぼ同様の内容となっております。種苗生産に当たりましては、ウイルス性疾病の発生に伴う生産コストの増加や生産尾数の減少がないよう防疫対策を徹底してまいります。また、17年度から販売課を設置しておりまして、今後とも養殖業界のニーズを的確に把握し、それに応じた種苗供給を行ってまいります。

失礼しました。先ほど読み上げました159ページの下から9行目の正味財産期末残高を8,000万と言いましたが、8億643万でございます。失礼いたしました。

続きまして、常任委員会資料の10ページをごらんください。最後に収支予算書でございます。上の事業活動収支の部でございますが、事業活動収入の合計は1億6,020万4,000円、事業活動支出の計は1億6,253万3,000円、事業活動収支差額はマイナス232万9,000円を見込んでおります。これは収入におきまして、平成19年度事業計画は県補助金等を骨格予算のみで計上していたため、平成20年度計画の補助金等収入は見かけ上増加しておりますが、養殖用販売収入は減少が見込まれておりまして、全体的な事業収入の増加が見込まれない一方で、支出におきましては、引き続き経費節減に努めていくもの

※このページ右段に訂正発言あり

の、今後大きく節減できる要素が少なくなったためでございます。特に、中ほどの投資活動収支の部でございますが、投資活動収入では、特定資産取崩収入として300万円を見込んでいますが、これは漁業振興総合対策事業を実施するため、引当金から取り崩すものでございます。したがって、表の下にお示ししておりますように、前期繰越収支差額は135万円と見込んでおり、次期繰越収支差額は57万1,000円増の192万1,000円の黒字を見込んでおります。

今後とも、当協会の経営の安定を図り、本県の水産資源の積極的な培養を推進するため、防疫対策の徹底とさらなる経費の節減に努めますとともに、養殖業界のニーズにこたえ、当協会の経営安定に資するため、有望な魚種の種苗量産化の実用化に取り組むこととしております。以上でございます。

○串間農産園芸課長 それでは、委員会資料の12ページをお開きください。施設園芸代替エネルギーの実証結果について報告いたします。

まず、A重油の県内の価格動向についてありますが、平成16年以降上昇を続け、本年5月現在で1リットル当たり94円と、前年同時期の5月と比べ132%で、さらに、平成16年同時期と比較しますと214%と高騰を続けており、本県の施設園芸におきましては大きな影響を及ぼしております。

次に、県のこれまでの施設園芸代替エネルギー実証の取り組み経緯につきましては、平成18年8月に、宮崎県農業用新エネルギー検討に関する連絡会議を設置いたしまして、その中で施設園芸における暖房用エネルギーについて実用化に向けた検討を実施してまいりました。18年度におきましては、天然ガス、木質ペレットなど3種類のエネルギーを検討し、天然ガスにつ

きましてはピーマンで試験を実施いたしまして、イニシャルコスト、ランニングコストとも高く、導入は現実的ではないとの結果を得ております。また、木質ペレットにつきましては、加温機自体が開発途中でありましたが、加温能力が重油加温機と同等である等の結果を得まして、19年度につきましても試験を継続することいたしました。

それでは、3番の、19年度に取り組みました代替エネルギーの実証試験結果の概要を説明いたします。

19年度は2種類のエネルギーを検討いたしました。1つは木質ペレット加温機、もう一つは電気で駆動するヒートポンプと重油加温機を組み合わせた暖房システムである、いわゆるハイブリッドシステムであります。

木質ペレット加温機は、昨年11月に国富町のピーマンハウスに設置いたしまして、18℃の管理温度で試験をしております。設置機械は、右ページの上の写真にあるとおり、飼料用バラタンク、燃料搬送機、加温機の構成となっております。高い温度管理の必要なピーマンで実施をしたものであります。

ヒートポンプにつきましては、12ページの下の方ですが、いわゆるエアコンの仕組みを利用した機械で、直接熱を発するヒーター等に比べてエネルギー効率が非常に高い省エネルギー設備として注目を受けております。今回、宮崎市のマンゴーと西都市のカラーピーマンで、11月に機械を設置いたしまして試験を実施しております。ヒートポンプは10アール当たり2台設置いたしまして、重油加温機と併用して稼働させる、いわゆるハイブリッド方式を採用しております。管理温度は、マンゴーで時期により10℃から26℃に変えて管理いたしまして、カラーピーマン

につきましては18℃で管理いたしました。

13ページでございます。まず、木質ペレット加温機の実証結果についてであります。①ですが、まず、1点目は、加温能力については、温度データ等からほぼ同等と評価しております。②の生育・収量の状況についてであります。重油加温機栽培とほぼ同程度であるという評価を得ております。3点目の経費につきましては、中段の表をごらんください。11月から4月の暖房期間中に、木質ペレット加温機は1,000平米当たり木質ペレット26.4トン、灯油1.32キロリットルを使用しまして、重油加温機では、重油13.2キロリットル使用しました。その結果、木質ペレット加温機では84万5,000円、重油加温機では112万2,000円の燃料コストとなりまして、削減額が27万7,000円、燃料コストは木質ペレット加温機が少なく、25%の削減率となりました。なお、設備導入コストは、下にありますように、バラタンク等の関連設備を含め合計で約390万円で、重油加温機の約3倍となっております。

次に、14ページでございます。ヒートポンプを利用したハイブリッドシステムの実証結果についてであります。ハイブリッドシステムは、14ページ上段の写真のとおり、室内機と室外機のセットで構成されております。10アールに2セット、2台設置いたしまして、重油加温機とあわせて加温しております。

まず、①の加温能力ですが、カラーピーマン、マンゴーのいずれもほぼ同等程度との評価を得ております。2番目に生育・収量につきましても、ほぼ同等との評価を得ております。また、ヒートポンプの特性の一つであります除湿運転によります品質向上効果につきましては、マンゴーでは炭疽病などの病害発生の抑制、カ

ラーピーマンでは特有のひび割れ果発生の抑制、この効果についてたゞいま現在調査を継続中であります。

次に、経費の調査結果であります。燃料に要する経費は、カラーピーマン、マンゴーともハイブリッドシステムのほうが少なく、28%から35%の削減結果となりました。結果は下段の表のとおりでございます。カラーピーマンでは、燃料コストは、ハイブリッドシステムで73万4,000円、重油加温機では112万2,000円で差額が38万8,000円、削減率が35%となっております。同様にマンゴーでは、燃料コストはハイブリッドシステムで105万5,000円、重油加温機で146万2,000円、差額が40万7,000円で、コストの削減率が28%となっております。設備導入に要する経費は次の15ページをごらんください。ヒートポンプは1,000平米当たり2台設置で配線工事等まで含めて約350万円を要しております。既存の重油加温機に追加して設置する必要がございます。

最後に、4番目の実証結果の総括であります。

まず、木質ペレット加温機についてであります。今回の実証を通して、メリットとしては、木質バイオマスは、カーボンニュートラルということで、炭酸ガス排出の削減効果が大きい点が挙げられます。次に、下段の導入経費の比較をごらんください。加温機の償却期間を8年間とした償却額とあわせて試算した結果です。木質ペレット加温機で燃料経費と加温機の償却額の合計133万4,000円に対しまして、重油加温機が同じく合計128万3,000円となり、木質ペレットの負担が5万1,000円多くなる結果となり、このときの重油価格85円でほぼ同等程度の経費を要しまして、重油価格がさらに上昇いたしま

すとコストメリットが発生し、上昇するほどメリットが大きくなるというような結果でございます。

次に、デメリットとしましては、県内の木質ペレットの生産・供給体制が未確立な点でございます。県内では、木質ペレットの製造拠点として、門川町のフォレストエナジー門川の建設が進められておりまして、年間1万数千トンの製造を予定されておりますが、企業用火力発電向けと伺っておりまして、現時点では農業への安定的な供給体制は整っておらないという状況でございます。

16ページをごらんください。同様にハイブリッドシステムについてでございます。

まず、メリットとしましては、炭酸ガスの排出抑制効果が期待できます。次に、下段の導入経費の比較をごらんください。ランニングコストと導入に要する経費を、同様に加温機の償却期間を8年とした償却額とあわせて試算した結果でございます。カラーピーマンでは、ハイブリッドシステムで燃料経費と加温機償却額の合計133万1,000円に対しまして、重油加温機が同じく合計128万3,000円となり、ハイブリッドシステムの負担が4万8,000円大きくなる結果となり、重油85円でまずほぼ同等の経費を要すると。重油価格がさらに上昇しますとコストメリットが大きくなるということでございます。同じくマンゴーでは、コスト差額が2万9,000円とほぼ同じ傾向となっております。次に、除湿機能による収量・品質向上効果が期待できるということでございます。また、ハイブリッドシステムについては、ヒートポンプの追加設置ということで、既存の重油加温機の活用が可能でございます。

一方、デメリットについてですが、新たな設

備投資が必要なこと、また、原油価格高騰の影響により、今後電気料金の値上げが懸念される点でございます。

以上、施設園芸代替エネルギーの実証結果についての御報告でございますが、参考としまして、17ページに、木質ペレット、ヒートポンプ導入可能な事業として国庫事業と県単事業を掲載しております。

説明は以上でございます。

○原川農村計画課長 常任委員会資料18ページをお開きください。一ツ瀬川土地改良区における目的外水利用及び帳簿外処理についてでございます。

まず、1の問題点でございますが、詳細の説明については省略しますが、目的外水利用につきましては、土地改良法及び河川法、帳簿外処理につきましては、土地改良法に違反しているということでございます。

次の2の目的外水利用について御説明いたします。

1)の概要でございますが、農業関係の利用111件、農業関係以外の利用36件、計147件を確認しております。

2)のこれまでの経緯でございますが、農政局の水利用実態調査後、2月15日に農政局から県の河川課へ報告がなされております。その後、3月11日に県の河川課から農政局に対し、是正計画書を5月30日までに提出する旨の是正指示の文書が発出されております。この是正指示を受けまして、農政局は同日、土地改良区に対しまして、土地改良法令等の遵守と是正方針の提出を指示しまして、4月10日に土地改良区から農政局へ是正方針及び関係市町などからは正完了までの間の水使用の要望が提出されております。その後、農政局、県農政水産部、関係

市町を中心に是正計画の検討を行いまして、5月19日にこれらの関係市町で構成する一ツ瀬川用水対策検討委員会では是正計画が確認されたということで、農政局から5月29日に県の河川課へ是正計画書が提出されたところでございます。

次に、19ページをごらんください。是正計画の内容でございますが、(1)の是正措置につきましては、147件のうち31件は使用を中止することとしております。また、それ以外につきましては、かんがい用水の減量で水源を確保しまして、関係市町が協議会が設立して新たな水利権を取得することとし、さらに土地改良法に基づく多目的使用のための所要の手続を行うこととしております。

さらに、是正計画書には、(2)の是正完了までの経過措置として、水使用状況の適切な管理に努めることや、(3)の再発防止のための土地改良区の管理体制の強化が盛り込まれております。

4)の今後の対応でございますが、是正計画に基づきまして、平成20年度末までには是正が完了するよう関係機関と協議調整を行ってまいり予定でございます。

また、土地改良法令等を遵守し、適切な施設管理を行うよう、今後とも指導していくこととしております。

次に、3の帳簿外処理についてでございます。特に、2)のこれまでの経緯についてでございますが、1月31日に土地改良区に対しまして、土地改良区の適正な運営を確保する旨の指導を行っております。この指導に基づきまして、土地改良区は2月21日に臨時総代会を開催しまして、特別委員会を設置し、公認会計士を含めた外部監査を実施することを議決しており

ます。この特別委員会につきましては、2月26日に第1回目が開催された後、20数回開催されております。また、3月31日の通常総代会におきましては、20年度予算について議決がなされておりますが、6月13日に臨時総代会が開催されまして、特別委員会の中間報告がなされる、あわせて不適切な支出約1,400万円の返還を特別委員会が理事会に求めたところでございます。

次に、4の県による特別検査の実施でございます。県におきましては、4月に土地改良法に基づく検査を実施し、土地改良法に違反した目的外水利用、帳簿外処理の事実を確認したところでございます。この検査結果に基づきまして、6月20日付で目的外水利用については、先ほど説明しました是正計画書の実現に努めること、また、帳簿外処理につきましては、帳簿外処理に係る収支予算について総代会の議決を経ることなどを、土地改良区に文書で通知し、指導したところでございます。

続きまして、20ページ、21ページでございます。本年度実施することとしております農業農村整備独自の総合評価の試行について御説明いたします。

まずは、21ページの参考資料でございますが、総合評価落札方式の試行についてをごらんください。この参考につきましては、詳細な説明は割愛させていただきますが、2番、落札者の決定方法以下を御説明いたします。

まず、2の(1)得点の算出についてでございますが、特別簡易型につきましては、加算点満点を10点に設定しており、入札参加者から提出された資料を審査・評価し、得点を算出いたします。

次に、(2)の評価値の算出についてござい

いますが、入札参加資格を満足する企業に与える基礎点を100点といたしまして、これに（1）で算出した得点を加え、技術評価点を算出いたします。この技術評価点を入札額で割った値が評価値となります。

次ページの22ページをお開きください。

（3）の落札者の決定についてでございますが、入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者が落札者となります。下のグラフをごらんください。グラフの下の米印に、Cの入札額が最も小さいが、評価値、これはグラフで言えば傾きでございますが、Bのほうが大きいため、Bが落札者となるというふうにありますように、決定の根拠となる評価値はそのグラフの傾きであらわされることとなります。

3番に算出例の表を載せております。特別簡易型の加算点の満点が10点の場合の落札者決定の算出例を掲載しております。この表は、A、B、Cの三者が入札に参加したと仮定したものでございます。まず、各社から出された資料をもとに評価を行いまして得点を算出し、その合計が①の欄になります。次に、この①に基礎点の100点を加えまして、2の技術評価点を算出いたします。4の欄が評価値でございます、②の評価点を3の入札額で割った値となります。総合評価落札方式では、評価値が最も高い者を落札者とするため、このケースではB社が落札者ということになります。

次に、4番の評価項目の対比についてでございますが、これは県土整備部の評価項目について、左の欄に19年度、右の欄に20年度、見直し後の掲載しております。ごらんとおり、まず、評価の視点を平成20年度より、企業の技術力、企業の地域社会貢献度、配置技術者の能力

の3区分に変更されております。また、企業の地域社会貢献度につきましては、道路パトロール等の実績や、新規学卒者の雇用状況等が新たに追加されたところでございます。これが県土整備部の特別簡易型の評価項目でございます。

20ページにお戻りください。農業農村整備事業独自の総合評価の試行についてでございます。

まず、1の独自の総合評価を試行する理由でございますが、農業農村整備事業につきましては、事業費に対し一部農家負担が伴うと。また、事業が完了した後は、土地改良区など地元みずからがその造成施設を管理することになるというふうな特性を踏まえまして、独自の評価項目などの設定を行うこととしたものでございます。

次に、2の独自の総合評価の内容についてでございますが、今回は、県土整備部の特別簡易型に対しまして以下の2点を変更いたしております。まず1点目は、企業の地域貢献度のウェートを30点から40点に拡大しております。2点目は、企業の地域社会貢献度の評価項目であるボランティア等の地域貢献の実績と、道路パトロール等の実績の、2つの項目につきまして、農業農村整備独自の内容に変更したところでございます。

下の表をごらんください。県土整備部と農業農村整備事業の特別簡易型の相違点を掲載しております。変更した箇所を網かけで表示しております。中ほどにありますように、ボランティア等の地域貢献の実績を農村地域防災活動等の実績に変えております。これは農家や土地改良区に対する台風時、台風後の災害活動への支援、または渇水時の用水確保に対する支援、こういうのを行う活動を想定しております。次

に、道路パトロール等の実績のところは、水路やため池の清掃等に対する支援を行う農地農業用水等の資源保全活動の実績、また、地域がみずから簡易な工事を行う場合に指導・支援を行う住民参加型直営施工への支援活動の実績等に変更を行っております。

最後に、3の対象工事でございますが、今年度実施する工事で予定価格が2,000万から8,000万の特別簡易型としているところでございます。

以上で、農業農村整備独自の総合評価の試行について説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料の24ページをお開きください。単品スライド条項の運用についてでございます。この条項の当面の運用ルールを定めて、本日6月25日に発動することとしたものでございます。この条項の発動につきましては、公共三部で同様の取り組みを行うこととしておりまして、環境森林部のほうからも報告があったと思いますので、詳細な説明については割愛させていただきます。

以上、農村計画課からの説明を終わらせていただきます。

○宮原委員長 ここで、委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、引き続き審議を行います。

○岡崎部参事兼農政企画課長 それでは、私のほうから、重油・配合飼料価格高騰対策に係る最近の動きと当面の取り組みの方向性について、お配りしております別冊の委員会資料で御説明いたします。

1ページをお開きください。

1の生産現場における特徴的な影響把握及び経営動向等についてであります。まず、全般的には、耕種部門ではハウス鋼材等の営農資材も値上がりしております、化学肥料についても原料のリン、カリウムの高騰から、7月には1.5から2倍に値上げされると聞いております。畜産部門では、配合飼料価格高騰に加え、肉用子牛や枝肉価格が最近低下傾向にあり、水産部門でも、県漁連を初め、全国的に一時休漁等の動きが出ております。さらに、こうした状況を背景に、ハウスなどの施設整備の投資意欲や、零細、高齢者等を中心に経営継続への意欲減退等が現場から聞かれるようになっております。

次に、各部門ごとの影響試算についてであります。

まず、耕種部門では、暖房用重油使用量の多いキュウリ、ピーマン、マンゴーなど主要5品目の重油使用量が10万キロリットルで、重油単価増がリッター40円の倍、コスト増分だけで40億円となりまして、平成13年の産出額407億円の約1割に相当いたします。畜産では、本県での全家畜の年間の配合飼料給与量が180万トンで、農家実質負担増1万円で試算いたしますと、飼料コスト増分が180億円となり、同じく平成18年産出額1,843億円の1割に匹敵いたします。水産では、漁船の重油使用量が5.6万キロリットルで、単価増がリッター45円の倍、25億円で、平成18年産出額360億円の0.7割に相当するものであります。

次に、2の県における当面の取り組みの方向性等についてであります。

全般的には各部門ごとに関係団体等と一体になって対策会議等を設置し、現場の状況把握や

影響調査を初め、各種検討などを進めておりました。さらに農政水産部では、本庁各課と出先機関等から成る連絡会議を設置し、緊急対策等に関する総合的な検討等を行っております。

また、運転資金等の需要額増に伴い、現行の農業災害緊急支援資金の中で、当初予算で1.5億円を設定しておりましたけれども、さらなる需要増に対応し、融資枠3億円全体で原油・飼料高騰対策へ対応することといたしております。

さらには、国への要望活動や知事会等への働きかけを行うとともに、本県農業の抜本的な構造改革や物流対策等のあり方等について、部内でプロジェクトを編成し、分野横断的かつ長期的な視点での対応策等を検討してまいりたいと考えております。

次に、耕種部門では、現在までに国の緊急対策等の措置がないため、本年の秋冬作の施設園芸への影響緩和を図り、ピーマンを初めとする品目の生産維持を図るため、今般、緊急対策を実施することといたしました。詳細はこの後、農産園芸課長より説明いたします。

なお、畜産部門では、6月になって畜酪緊急対策として全国枠で738億円の追加支援が打ち出され、畜舎等整備のための既存事業や自給飼料の生産向上等とあわせて、重点的に取り組むことといたしております。参考として5ページに国の対策の概要を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、水産部門では、全国枠で102億円の国の水産業燃油高騰緊急対策基金に係るカツオ・マグロのグループ操業支援や、沿岸漁業への輪番休業への支援等について、現在国への申請手続を進めておりました。各事業の早期実施とともに、さらなる国への追加要望等を実施してい

くことといたしております。同じく、参考までに6ページに国の基金対策事業の概要を記載しております。

私からの説明は以上でございます。

○申間農産園芸課長 それでは、今の資料の2ページをお開きください。

まず、重油価格高騰緊急対策（施設園芸分）について説明いたします。

緊急対策の背景についてですが、重油価格の動きにつきましては、先ほど説明したとおりでありますので、省略いたします。

次に、重油価格高騰の経営への影響ですが、促成ピーマンの40アールの経営規模で試算した結果を中段の表に示しております。重油高騰前の平成16年をベースとした経営試算を基準としまして、重油価格のみを施設栽培末期のことし5月の単価を用いた試算と比較いたしました。その結果、表の右側、増減率のところにありますように、高騰前の16年対比で経営費は24%ふえ、農業所得は約6割減少するという試算結果となっております。ここのピーマン価格は、5月までの平均価格は400円を超え、この試算より好調であったものの、各産地における生産者におかれましては、今後の作付に当たって不安を抱いている状況でございます。

このような中、対策の支援時期につきましては一番下段の図をごらんください。現在、例えばピーマン栽培ではちょうど栽培を終え、後片づけが始まり、これからここの作付に向けて種子などの注文を行い、生産者の意向が固まる大事な時期であります。この時期がまさに対策の重要な支援時期でありまして、今回緊急に対策を講じたいと考えている背景でございます。

対策の概要について説明いたします。右のページをごらんください。

1点目の事業目的は、20%という高い省エネルギー効果が期待される内張2層カーテンの重点的な普及拡大に置いております。内張2層カーテンは、資料の次のページをごらんください。上の図と下の写真のとおり、本県の標準ハウスでは外張フィルムと内張の二重被覆となっておりますが、この間にもう一重、もう一層カーテンを追加しまして内張を2層にいたします。このことで高いエネルギー効果が得られます。

戻っていただきまして、3ページの中段、下にあります参考表、主な省エネ設備の効果をごらんください。例えば循環扇等が10%以下であるのに対しまして、内張2層カーテンの省エネ効果が高いことが御理解いただけるかと思えます。

一方、表の右の欄をごらんください。内張2層カーテンの導入率は5%程度と、ほかの設備に比べてまだまだ低い状況でございます。このことから、今回の緊急対策は、省エネ効果が高く、普及率の低い内張2層カーテンに焦点を当てて重点的な普及推進を考えております。

上の(2)の緊急対策のポイントとして丸を4つほど掲げております。この2つ目の丸に省エネ設備分の予算枠の確保・拡充を記載しておりますが、これにつきましては、資料の下段の3の財源をごらんください。いずれも農産園芸課所管事業ですが、元気みやざき園芸産地確立事業、この当初予算額1億9,300万円余りの中で3,900万円を確保しております。また、その下の新規事業の新みやざき園芸産地再生事業の当初予算額2,000万円の中から1,500万円を緊急対策分として活用させていただき、合計5,400万円を今回の緊急対策として充てさせていただきたいと考えております。

上に戻りまして、(2)の3つ目の丸に、市町村の協力を得た農家負担の軽減を掲げております。県補助率3分の1に市町村6分の1負担による協力を得ながら、末端補助率を2分の1にして、設備導入の負担軽減を図りたいと考えております。

最後に、(3)の事業内容であります。既に説明した分を除きますが、①の事業年次は平成20年度、事業費につきましては1億6,200万円、事業主体につきましては、JAや営農集団などの事業主体を想定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項(損害賠償、公社等の経営状況、繰越明許)についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

○蓬原委員 損害賠償額についてであります。大体毎回議会にこの損害賠償額というのは出ます。車の数も多くていろいろ事故もあるんだろうなとは思いますが、今回は賠償額が、普通は10万だったり20万だったり、ちょっとけたが大きいようですが、どういう事故だったのか、もう少し詳しく教えてください。

○岡崎農政企画課長 お答えします。

これにつきましては、19年の11月に、宮崎市の大橋の下の堤防横の市道で起きたものでございます。県の職員の運転します公用車が、市道上の左折予定のT字の交差点を走り過ぎたために、一たん停車して後進、要するにもとに戻ろうと思ってバックしたときに、このところにおいて、公用車の後ろを横切ろうとしていた相手方の自転車の右側と接触して、相手方を転倒させたというものでございます。自転車と公用車の後ろの部分がぶつかったということでござい

ます。主たる原因は、公用車の運転手が後進するに当たって後方の十分な安全確認を怠ったことによるということでございまして、治療費93万円余、慰謝料62万円余、休業損害37万余、交通費等その他約12万円ということで220万ということになったものでございます。

○野辺委員 農業振興公社の長期保有地が0.9ヘクタールというのは大変いいことだと思いますが、売買事業の20年度末の保有量が178.6ヘクタール、売り渡しが34.7ヘクタールということになっていますが、こういう大変厳しい状況下にありますので、買入れと売り渡しの20年度の130件の70ヘクタール、この辺は今どういう動向にあるんですか。ここ2～3年の動向。買入れと売り渡しの動向はどうなっているんでしょうか。

○上杉地域農業推進課長 最近の動向はほぼ横ばいで推移をしております。

○野辺委員 買入れが多くて売り渡しのほうが減っていくという傾向にはないんですか。そういう心配はないんですか。

○上杉地域農業推進課長 最近の傾向は、買入れてから売り渡すまでの期間が長くなる傾向になっております。

○野辺委員 ということは、土地を買ってくださいというのは多くなって、農家の皆さんが買入れを控えていくという傾向だと思うんです。いろんな状況が厳しいから。今後売り渡しのほうをどう推進されていきますか。

○上杉地域農業推進課長 売上のほうは、なかなか売れないという状況がございまして、公社経営のこれからを考えるに当たって、貸借のほうで実績を伸ばしていくことを考えております。

○野辺委員 貸借事業でと言われたですか。

○上杉地域農業推進課長 はい。

○野辺委員 考え方としては、貸借事業のほうを伸ばしていくということになるんですね。

○宮原委員長 ほかにございせんか。

○坂口委員 内水面振興センターですね、資料の5ページです。水産動植物の保護培養に関する事業で放流事業をやっておられるんですけど、今年度が800万、昨年700万。大淀と一ツ瀬にアユとかウナギの放流をやっておられるんですね。これらは実際資源の増加というか増大につながっているんですか。毎年問題になるんですけど、あそこは水の濁りの問題とかそういうものを一生懸命やっているさなかなんです。こんななかなか厳しい経営の中で県費を出しながらようやく維持されている中で、安易にただ放り込んで、実績を上げました、何百尾、何万尾稚魚を放流しましたというようなことで、その稚魚の追跡調査というのをやっておられるのか。一方では学術的生態調査にも努めたと言っておられるけど、ここらはどういう成果が上がっているんですか。これに取り組みまれて随分長いことになるんですけど、一体大淀川なり一ツ瀬川なりが水産動植物に対してどういう状況にあるのかとか、我々が今まで放流してきた稚魚が河川の資源の維持にどう貢献してきたというようなことまで期待できるというか、生態調査となっているけど、そういうことをやっておられるんですか。単に稚魚を放流したよということだけのことで単年度で終わっていく事業なんですか。

○桑原水産政策課長 まず、学術的生態調査のほうでございましてけれども、過去のとれたトレンドでありますとか、どのような時期、どのような海況、どんな気象のときにとれたかといったような情報を整理いたしまして、それを取り

まとめる作業でありますとか、ウナギの生態に関して一般の方に知っていただきたいということで、例えばパネルの展示等をやっているというのが内容でございます。

それと、放流の結果でございますけれども、放流の結果というか、フォローアップといいますか、そちらのほうでございますけれども、こちらは十分にやっていないと思いますので、今、委員がおっしゃられたようなことも含めて、どのようなことができるのか、センターのほうにも指導していきたいというふうに思います。

○坂口委員 これは無駄遣いだと思うんです。パネルを展示したからと学術的生態調査なんて銘打つこと自体が甚だおこがましくて。そして、稚魚を放流したら、それが死んでいったのか、それとも生き残ったのかぐらいは把握しなけりゃ、次の年の予算はどうやって決めていくんですか。これは効果があるからやっていくんでしょう。効果があるかないかの判断もしないままに、こんなことで予算を出しておきながら、一方では県費をつぎ込んでいってやるなんていうのは、もうそんな時代じゃないですよ。今までこういう指導はしてきてなかったんですか。

○桑原水産政策課長 効果については十分に調査していない部分があったと思いますので、今の御趣旨も踏まえましてセンターのほうに指導したいというふうに思っております。

○坂口委員 内水面振興センターはそこらが一番大切な仕事だと思うんです。財団法人ですか、やっていくといたら、もうちょっと公的な役割を果たさないと、ただあそこでシラスウナギとるだけじゃだめだと思うんです。シラスウナギ協議会というののがかなり出捐しているん

ですけど、出資しているんですけど、むしろこれあたりが果たすべき役割というのは、例えば去年、食品の偽装問題で産地偽装がありましたね。これに対してもしっかりしたブランドをつくっていくんだと、宮崎ウナギの産地証明なんかも出していくんだと言ったけど、この取り組みはどんなぐあいになっているんですか。

○那須漁港漁場整備課長 昨年3月にウナギの安全安心推進委員会というのを立ち上げまして、その提言を受けて、現在、安全・安心に対する取り組みをシラスウナギ協議会を中心に取り組まれているところでございます。その中で提言の中身といたしましては、安全・安心の確立の記録というので、一般的にGAPと言われておるものの取り組み、またそれを正確に伝えていくということで今指導を行っております。

○坂口委員 やれますか、GAPなんか。今言ったようなことでさえできないんですよ。GAPなんて取り組みますか。

○那須漁港漁場整備課長 去年の信頼を失墜した業者というのは、数が限られてほんの1業者が2業者、それも流通業者でございました。養鰻業者というのは関係していなかったんですけども——一部はかんでおりましたけれども、そこにつきましては、今、全国の組織でございます全鰻連とか日鰻連も安全・安心への取り組みで、みんなが取り組めるGAPと。それは確かに厳しいものかもしれませんが、そういったものをまず示していきながら履歴といったのをきっちりしていく。現在、佐土原養鰻とかいったところの出荷につきましても、GAPのチェック票をきっちり出して、この前新聞にも載っておりますけれども、そのような出荷をして取り組みを始めておるといふふうに聞いております。

○坂口委員 二度と信頼を失わないという自信がありますか。本当にやれるんですか、そういうことを、任せていて。

○那須漁港漁場整備課長 それを抜きにしては宮崎ウナギの信頼は取り戻せないと思いますので、しっかり指導してまいりたいと思っております。

○坂口委員 しっかり指導してやるということ、やらなきゃ、当然それは対県民あるいは対消費者に約束しているんですから、宮崎ウナギは今度変わるよということ。ただ、それを任せていてやれるんですかというんです。指導すると言うけど、どういう指導をやるんですか。指導をやった結果、責任を持てるんですか。責任持ってやるんですか。宮崎ウナギは本当にそういうものがぴしゃっと証明できますよというのを立ち上げ切れるんですかと言っているんです。取り組ませようとしているのはわかるんです。取り組もうとしているのもわかるんです。今のように内水面振興センターという財団法人でさえ、入れたウナギがどこに行ってもどんなになっているかさえやり切れないんですよ。生態系調査もやると言いながら。そんな中で安全の確保が本当にできるんですか。全鰻連というけど、一色のウナギなんてどうだったですか。今後浜名湖ウナギはどうなっていくんですか。そういうものを見据えたときに、本当にみやざきブランドができますか、あるいは産地証明ができたりやれますか、今のままで進むんですかということを行っているんです。これは長引くから後でやります。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○黒木副委員長 一色のウナギですか、きょうの昼、ニュースで流れていたんですけども、去年の宮崎の産地偽装問題があっで一気に店か

ら輸入物がなくなったですね。ですから、消費者としてはますます信用がなくなっていると思うんです。宮崎独自のトレーサビリティができるかなと思ってはいたんですけど、なかなかできないし、土用を来月に控えて、消費者の立場としてはどれを買っていいのかわからない。ですから、早目に示してもらわないと、真面目な生産者がばかを見るようなことになるんじゃないかと非常に心配するんです。宮崎独自のトレーサビリティをつくるようなことが新聞に前に載っていましたが、現時点で何が問題なんだろうかと、すぐできないという面では。

○那須漁港漁場整備課長 今、副委員長からも御質問ございましたけれども、トレーサビリティの確立と申しますか、そういったことといった場合、現在のところ、県内で統一した方法で養殖しているというよりも、個人の方々がそれぞれの養殖の仕方で行われている。ですから、そういったところの中のすべてを統一するというのではなくて、安全・安心に係る水の安全、えさの安全、投薬基準の安全、そういったところの統一を図って行って、宮崎県のウナギ全体の安全性を高めていきたいと思っております。極端に厳しい基準を持っていても横並びというのはできませんし、私たちとすれば、一業者も漏らさないように指導していきたいと思っておりますので、随時この指導については続けていきたいと思っております。

○黒木副委員長 今回の議会でも食の安全・安心という質問が複数あったわけですが、それに対して非常に県民も敏感になっておりますので、できれば県が率先して早く独自の安全、第三者のチェック機関でもうまく設けるような仕組みをつくっていただいて、安心して県産のウナギを買って、県内の生産者も安心して

生産できるような仕組みを早くつくっていただきたいというふうに思います。

○坂口委員 指導していくと言うけど、この行く先は見えていると思うんですよ、担当課には。これはだれが基準をつくって、だれがチェックして行って、今言われたように一人一人、それぞれ思惑、考え方、やり方が違う中で、どうやってこの土用に間に合わせるんですか。ああいう事件が起こったときに県民に約束しているんですよ、県の指導で。それを約束させたんですから、そのことが実行できるように来てなきゃおかしいのに、今、ウナギ屋の実態を見てみると、全くできていないですよ。そこで質問ですけど、畜産なんかになると県がかんだ形でブランドづくりをやっていってますね。魚はすべて漁連がみやざきブランドをやって、ウナギだってそんなことで、積極的に介入していったんじゃないですか。やっぱり畜産部門のように行政が積極的に介入して行って、品質の評価の仕方なり何なり客観的な基準を決めて行って、そういうものを生産できるだけの必要な技術とか、場合によっては飼料やらそういうものかもわからない。そういうものを県が責任持ってちゃんと明示してあげるべきです。そういうものにかなったものに対して県が責任持ってブランドなり、あるいはトレーサビリティのときの規格として認めてあげるのをやらなきゃ、今の僕らには逃げとしか聞こえないですよ、指導している、指導している、指導していると。いろいろありますから難しいですわなという言い方じゃないですか。そんなふうで記者会見をやって県の指導で消費者と約束しているんですよ、宮崎ウナギは今後違うんですよということを。実際そういうことは起こらないんですよということを約束していて、土用にそうい

うことがまた起こったらどうしますか。ウナギが足りない中で、今、副委員長も言ったですけど、実際生産されないだけのウナギが流通に回っているということは、まだまだリスクを持っていますよ、どこかの中で。逃げているとしか思えないですよ、先ほどの内水面振興センターの放流事業にせよ、これにせよ。

○桑原水産政策課長 まず、ブランドにつきましては、県のほうで「いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会」というものを立ち上げております。これは漁連とは別組織になります。ウナギについてはまだブランドができておりませんが、その他の産品につきましてはブランド化されているものがございます。それらにつきましては、生産者、一部加工も入っていますけれども、その方々が自主的につくった基準ではあります、そこのブランド協議会の中で第三者も含めまして審議をいたしまして、一定の基準を設けて、納得できるものについて県のブランド化としているところでございますので、ウナギにつきましても、今後、ブランド化自体は有利販売という面で有効なものだと思いますので、ウナギ業界のほうからブランド申請があった場合には、ブランド協議会で議論しまして、一定の基準を設けたものについて、県が関与しているわけでございますけれども、そちらのほうで認めていくといったような流れになってくるというふうに思っております。

○坂口委員 だから、そこに行く前に、このGAPの取り組みでも、とにかく去年約束した、宮崎のウナギはしっかりした生産履歴も保証して行って、こういうことを起こしませんよと言っていた、まずそれはワンステップですよ、ウナギをみやざきブランドと持っていけるまでの。そのことに対して指導すると言っているけ

ど、どんな指導をして、どこらが問題点と把握して、今後いつごろにそれが実現できるという見通しを立てているんですか。だれがそれをやっているんですか。

○那須漁港漁場整備課長 GAPの取り組みにつきましては、県のほうといたしましては、まず、みんなが取り組めるGAPということで、そのひな形を示しながらチェック票を示し、それによって品質の管理をするように指導しております。また、これらについては、今後とも、とにかく全員が関連している団体といたしましては、現在シラスウナギ協議会というのがございますので、この協議会が中心になってもらわなきゃいけないし、安全・安心宣言についてもそこが受けておりますので、県としてはこの協議会に対して指導し、業界の皆さんが全員一丸となって安心・安全に取り組めるように指導していきたいと思っております。

○坂口委員 じゃ、見通しを立てているんですね、そこがやれるという、取り組むという。

○那須漁港漁場整備課長 取り組めるようにしっかり指導していきたいと思っております。

○坂口委員 だから、その結果、もう時間がないんでしょう、これから最盛期に入って出荷期に入るのに。そこが取り組んでやればいいんですよ。しかしながら、こちらが条件を示したものをそこがしっかり了解して行って、みんなの合意がとれて、わかったと、じゃ、うちがその保証をしようということを協議会でやることに行き着くんですか。行き着かないんじゃないかという心配を持っているんじゃないかということを知っているんです。行き着けばいいんですよ。

○那須漁港漁場整備課長 協議会のほうにしっかりそこにたどり着くように指導してまいりた

いと思っております。

○長友委員 関連してですけど、けさの新聞でしたでしょうか、例の西都のマンゴーとか、宮崎県のブランド化されたあのマンゴー、これでも偽装がなくなるよというので、マンゴーのほうに印字をしてよというか、番号を打って厳格な品質管理をしようとしているわけです。ウナギについては、御案内のとおり、南九州の生産というのが大変多くなって、全国的に出ていっているわけです。去年のあのような問題を受けて、本当に信頼性というのを確保せにゃいかんということが話題になったわけですから、これは当然、私の感覚としては、県のほうでそのブランド化に向けてよというか、またその前段階でもいいんですけども、それに向けてリーダーシップを発揮してやっているものとばかり思っておりましたけれども、今の話を聞いたら、なかなか難しい問題があるような状況であります。内水面の魚種としてはこれぐらいしか金になるものはないと思うんです。だから、もっともっと力を入れるべきじゃないかと思うし、土用の丑の日、これを迎えるという状況ですから、ことしそういうものを早くやらなくちゃいけないと思うんですけども、どうなんでしょうか、本当にできるんですか。具体的にどんな形でされてきたのか、どういう取り組みをされてきたのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思えます。

○桑原水産政策課長 ブランドづくりのためには、県内のウナギ養殖業者による安全・安心なウナギを安定的に供給するための姿勢というのは基本的に必要なわけがございますけれども、先ほど漁港漁場整備課長から申し上げたような取り組みが1つあるわけがございます。もう一つは、有利販売のために、品質の均質化であり

ますとか、技術の向上といった特色あるものといったようなのをつくる必要があるわけでございますけれども、こちらにつきましては、養鰻関係者みずからの基準づくりといったものが必要になりますので、有利販売のための特色あるものといったようなところでは、こちらのほうがまず中心にならなければいけない分もでございますので、そちらのほうにつきましては、関係するブランドの規格づくりの協議について促進してまいりたいというふうに思っております。

○長友委員 去年の事件を受けてすぐ、トレーサビリティに関してこういうものをきちんと統一してやっていこうとか、そういうものを協議会なら協議会でもいいですよ、そこと県と話し合われて基準づくりというのがどこまでできたのかです。そうしないと、この1年間、何月の問題だったですか、時間が少したってきています。ことしそういう時期を迎えて、本当にあのとき一つのチャンスであったと思うんです。宮崎のウナギというのがああいふ形で、実際そんなものは排除してきちんとしたものを出しますよと、全国的に物すごいアピールをしたわけですから、そのチャンスをこの1年間ぐらいできちんとしたものにしていくというのは、これは急がれたんじゃないかと思うんです。その辺の取り組みはどうされていたのかですね。

○那須漁港漁場整備課長 先ほどの話と重複するかもしれませんが、先日新聞等でも、佐土原養鰻組合の出荷の記事が出ておりましたが、出荷のときには、県のほうも指導していました品質の安全管理のチェック票、それに基づいてチェックして、それをつけて出荷したというふうに聞いております。新子と言いますけれども、ことしの新しいウナギの出荷が今から最盛

期に入っていくと思いますが、そのような形でチェック票を必ずつけるような形での指導を今後とも徹底してまいりたいと思っております。

○長友委員 それでこの宮崎の優位性というか、信頼性は当然なんですけれども、この優位性というのが保てるかどうかですね。せっかくのチャンスですから、信頼性の確保はもとよりですけれども、やっぱり優位性というのを打ち出していくというのが、戦略的に漁業サイドの対策としても重要じゃないかと思うんです。それで十分というふうにお考えですか。

○桑原水産政策課長 先ほどあった漁港漁場整備課長の説明に加えまして、県としても、ブランド化の早期実現に向けましては、ウナギ養鰻業界における具体的なブランドづくりの規格づくりの協議がまず必要だと思いますので、その協議について促進するとともに、先ほど、どのようなブランドであれば信用されるのかといったようなものがあつたかと思っておりますけれども、適切に助言をしてまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 こちらの尋ねる意味がわかっていないのか、わかっていてやっておられるのか。チェック票なり飼養管理の基準なりを示すというのはわかるんです。チェック票もつけるというのも判断材料として当然のことなんです。だれがチェックして、それをパスさせたり、パスでないとやったり、確かにこのチェック票にあるとおりの履歴を経てきたウナギだという判断をだれにやらせようとしているのかということですよ、1つは。それと佐土原の組合と言われたけど、組合として成り立っていますか、何人いるんですか、水協法上。そういう状況の中で本当に信頼を今後しっかりして、どこから指摘されても問題ないというものをやれないと、ブラ

ンドなんて100年早いんですよ。だから、こういう問題から逃げているんじゃないのと、見通せているから。それともやれる自信があるし、指導してやり上げると言えるのということを何度も聞いているんです。わかっているから聞いているんですよ、こういうやり方をしているというのを。どうなんですか。

○太田農政水産部次長 今年の事件があって以来、信頼性を高めるための体制づくりを早期に実施する必要があるというのは十分認識しております。ただ、これはGAPの問題を含めまして業界が基本的には自主的に取り組むと。いかにGAPの基準を守っていくようなしっかりした体制をつくっていくかということが大事でございます。私どもも、もちろん、先ほど申し上げたような認識で指導はするつもりでおるわけですが、やはり業界自体が危機感を持って真摯に取り組んでいただく。組合員が守っていけるという共通認識を早くどのようにつくるかということにかかっていると思うんです。ですから、私どもも、その体制ができ上がればすぐにでもゴーサインを出したいと、こういう気持ちは持っているんですが、先ほど来申し上げますように、例えばGAPの全国共通の基準を示して、まず試行をやってもらって、どういう課題があるのか洗い出しをしてもらう。ある程度試行する中で、各組合員が円滑にやれるという見通しが立てば次の段階に行けると。私どもはそういう過程の中でいろいろアドバイスをしているということでございます。GAPの問題でとりあえず適切な飼育管理をしていくという共通の基準づくりというのが進むわけですが、先ほど来ブランド化の話が出ています。ブランド化を進めていくためには、このGAPの取り組みだけじゃなくて、さらに技術水準の

高い業者の飼育技術というものをお互いに共有しながら品質を上げていくと。そういった取り組みをやっていく中で他県産と伍していけるようなウナギをつくっていくと。ですから、そこにGAPとか、業界の県民の信頼を得るための体制づくり、基礎づくりをまずやって、その上に、さらに技術の向上、品質の向上ということを積み重ねていく中でブランドづくりをやっていくという段取りになると思うんです。当面急がれるのは、お話に出ているようなGAPの取り組みをまずやって、信頼性の高いウナギの生産がなされているということですから、私どもも、できるだけ早くこの体制が県民に対して公表できるように真摯に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○坂口委員 1つだけわからんところがあった。既にGAPをクリアして信頼性の高いウナギの生産というのをやられているということですか。

○太田農政水産部次長 今そういう体制づくりを進めていると。先ほど課長が説明しましたように、全国共通のGAPのチェック票といったものを業者さんで試行でチェック、まだすべての業者さんではありませんけど、取り組み協力いただけたところはそれで現実的に試行をやってもらっているんです。その中で最終的に漏れがないように各業者で取り組んでいただく必要がありますから、各業者さんが全国共通のやつに多少手を加える必要があるとは思いますが、どういった形だったら皆さん共通で取り組みができるか、その見通しがある程度立てば、一定の方向性が出てくるのかなと思っています。そこをクリアできていけば、技術の問題とか今後のブランドの問題とか、そういうこと

を検討していけるような環境が次のステップに進むんじゃないかと、このように思っています。

○坂口委員 ということはまだできていないということでしょう。そして、最低限の基準でさえまだみんなが、それならうちは乗っかるよという合意さえ取りつけていないということでしょう。偽装問題があったとき、宮崎はそれは解決するんだということを既に約束しているんです。土用の日が近づいてきていて、まだそういった状況だということですね。えさとしては、あるいは残留農薬としては、使用農薬としてはというのは、少なくとも全国共通の最低限のものはやっけて初めてスタート台です。それより厳しいものをつくるということを約束しているんですよ、消費者に。期待しているんです。まだここをまとめていないじゃないですか。それをやろうといったときに、そのチェックをちゃんとやるぞというものが出てこない、いや、うちはちゃんとしていましたよと届け出だけでチェック票をつけるというのは。届け出たものが違っているのを偽装というんです。起こさないためのものをだれが監視するんだ。どういう基準をやれば将来のブランドに結びつくんだと、そういう指導をやってきていたんですかということ。指導していると言うけど、じゃ、まずスタートの、GAPにしようとするところでどういう指導を県は業界に出しているのか。それに対して今どういう状況判断をしているのか。チェック票を出させているのは、県はそれを100%信頼しているのか、それはどうなんですか。今の説明から言えば、少なくともそこらにまでは来ているということですよ。指導している。まずは最低限のGAPを、まずその技術を確立させるんだ。それからグレ

ードを上げていってブランドにつなげるんだと言うけど、チェックがあるから大丈夫だという説明だけど、チェック票がついていれば、これは生産履歴の自主申告ですよ。それは100%信頼できるんですか。だれかがチェックして指導していかないとだめじゃないのということを行っているんです。

○那須漁港漁場整備課長 確かに今言われるように、GAPというのは自主的に品質の安全管理についての取り組みを示すものでございます。そのチェックについては、ある程度の客観性なりみんなが納得する体制というのが必要だと思っております。ちょっと話をもとに戻しますが、GAPに対する取り組みなり、宮崎ウナギの信頼性を取り組むために安全・安心宣言を行いました。その中で、自分たちが思っているのは、去年問題が起きたのは、ほんの限られた流通業者の2業者が起こした問題であると。そういった問題ですので、すべての業者を全部拾っていかないと、結局1業者でも2業者でももしそういう問題を起こしたら困るということで、全体が参加されておるのがシラスウナギ協議会であると。そこに対して、このGAPに対する取り組みについて、皆さんがとにかく入っていけるところから入っていくと。先ほどから申しますけれども、チェック票についての提出というものについては順次それが進んできた。今、委員がおっしゃいましたけれども、そのチェックをどこがどういうふうな形であるのかについては、現在指導をしているところまでございまして、まだこういう形でしなさいとか、こういう期間をやりなさいというところまでは至っておりません。

○坂口委員 もうきりがいいからやめるけど、100%入ってきて当たり前なのに、なぜ今

までそんなに手をこまねているのかということをお願いです。100入らなけりゃスタートできないというものじゃないです。これが入ったものは信頼できますよ、差別化商品ですよというやり方が本来です。それについていけない人はどうぞ御自由にとというのが。そのかわりこのマークは使わせないよというのがブランドであったり、あるいは認証であったりするわけです。できもしないことを追っているんじゃないですかと最初から言っているじゃないですか。どういうチェックをだれにやらせるかを今から検討するなんて言って、チェック票がついているから安心だという答弁と、それは合いませんよ。とにかく間に合わせるようにしてくださいよ。そして二度とそういうことが起こらないように。チェック票がついている限り、それは宮崎ウナギとしてちゃんと証明できるだけの信頼できるチェックなんだ、あるいは申告なんだというものしか認めないよということ。そこらは積極的に指導していかないとだめですよ。もう要望でいいです。これは切りがない。

○宮原委員長 今、要望がありましたので、そういうことでよろしくお願いをします。

ほかにございませんか。それでは、ないようですので、次に、その他の報告事項についての質疑を行いたいと思います。

○外山委員 重油価格高騰対策について一、二細かいところになるかもわかりませんが、お聞きをしたいんですが、重油価格関係資料の2ページに、促成ピーマン40アールの例が出ていますが、40アールの例を出したということは、ピーマン農家の平均的な作付が大体こんなところということで40アールになっているんですか。

○串間農産園芸課長 ピーマン専業経営ということでモデル的に出しました。平均的には30数

アールになっております——県の平均1戸当たりです。

○外山委員 そこで、重油対策として2層カーテンをやろうということですが、事業費の1億6,000万のうちの5,400万が県費と。残りは国ですか。

○串間農産園芸課長 今回は県単ということで考えておまして、あと、市町村に6分の1負担をいただいて、末端農家負担が2分の1となるような仕組みで考えております。国につきましては、今後対策が秋口に向けて出てくるのではないかと考えておるところでございます。

○外山委員 例えば40アールで2層カーテンをしたときの費用はどのくらいかかるんですか。

○串間農産園芸課長 私たちの標準事業費としましては、パイプ、巻き上げ機、フィルムを合わせて10アール当たり50万で見積もりをしております。ですから、4反で200万、それを末端2分の1のときに100万かかるという計算でございます。それがネックで導入率5%という、なかなか踏み切れなかったんじゃないかと考えております。

○外山委員 これをこの予算でやったとき、何軒ぐらい農家が賄えるんですか。

○串間農産園芸課長 単純に1億6,200万を50万で割りますと32ヘクタールでございます。それを3反平均と割りますと、100戸ちょっとになります。

○外山委員 非常に少ないですね。左の表で、16年と比べて約280万ぐらい重油代が上がっています。経営費が同じぐらいかかっていると。農業所得がそのくらい減っていますね。そうすると、ここでこの事業を入れたときに、今と同じ価格にしたとき、重油代の儉約はどのくらい想定できるんですか。

○串間農産園芸課長 3ページの参考の下のほうの米印の3を見ていただきたいんですが、現時点で36%削減の事例があります。2層カーテンは20%ですが、循環扇とかサイド内張とか多段サーモ、それらの組み合わせでこういう事例があります。技術委員会で2層カーテンを入れて30%削減を目標にしましょうということで指導しております。ですから、重油代が3割削減できる。530万5,000円の3割ですから、160万削減を目標にできるという技術でございます。

○外山委員 30%削減すると相当違いますね。しかし、100軒ぐらいの対象ということになれば、これは各市町村なりを通じて、団体を通じて、意向の調査はしておられると思うんですが、希望の手を挙げてくる予測というのはどうなんですか。

○串間農産園芸課長 この議会の御理解を得た後に、大至急市町村に対して正式にお話をおろしていくということになりますが、我々の今の感触では、恐らくこの倍ぐらいは需要が上がってくるというふうに考えております。といいますのは、昨年度今の時期は67~68円だったので、なかなか踏み切れなかったんですが、いまだに上がっているということで、急速に取り組みやすい、そして効果が高いということで、この2層カーテンにかなり期待をしているという実態がございます。

○外山委員 30%ぐらい重油代が節約できる。しかし、予算がこのくらいしかないから、手を挙げてもなかなかこれに入ってこれない。となると、1つは、国にも言って早く予算措置をすることと、この2重カーテン以外の対策ですよ、ずっと見てもほかに何も具体的にないんですね。ほかに何かないんですか。

○串間農産園芸課長 新しい資材等も、現地で

実証するようなフィルムとかそういうのもございます。また、省エネルギー対策としては、先ほど御紹介いたしましたヒートポンプ、これにつきましては、体力のある品目、例えばマンゴーとか……。

○外山委員 これはわかっている。

○串間農産園芸課長 ほかに省エネルギー対策は、ここに書いている循環扇とか、多段サーモ、内張、排熱回収装置とか、フィルム自体に空気を送り込むのがあるんですが、そういった新しい資材等も出てきております。

○外山委員 これ以上聞いても先に行きませんから、これで打ち切りますが、1つは予算措置を全力ですることと、それから、試験場あたりで低温でできる品質の改良を早急に努力してもらおう。そのほかに何かないか英知を絞って対策をぜひやってください。以上です。

○野辺委員 今の関連でちょっと部長に聞いてみたいんです。今、重油価格幾らか御存じでしょうか。現在の価格。

○後藤農政水産部長 108円です。

○野辺委員 さすがですが、110円台なんですよ。94円でこれは試算されていますが、施設園芸はこういう部門があるからいいけど、末端価格は、今110円台なんですよ。だから、宮崎県のほかの、施設園芸だけじゃないから、やはり漁業も含めて抜本的な、何か後手後手に回っているような気がするものですから、抜本的な緊急対策を講じてもらわんと宮崎県の農林水産業は壊滅しますよ。ぜひひとつ前向きな取り組みをお願いしておきたいと思います。

○後藤農政水産部長 ただいま野辺委員御指摘のとおりだと私どもも認識しております。これは原因がやはりいろんなところがございます、県あるいは一事業体で解決するには難しい

問題がたくさんあるというふうに思います。いずれにいたしましても、農林水産業の振興というのは、やはり最大の宮崎県におけるテーマだと思っております。そのためには、この重油価格の高騰に対して、今回出しておりますけれども、金融支援あるいはこういったような助成制度、これはある意味対症療法だと思っております。これに加えて、やはり長期的に産業の構造を、コスト高に耐え得るような、そして利幅の多い、所得の多い、そういうような構造に全体を変えていくような中長期的な展望、こういったものを持ちながら今後検討していかないといけないというふうに考えておりました。そういった視点で我々も今後一層研究を詰めていきたいと思っております。

○野辺委員 ぜひお願いします。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○松田委員 重油の対応のほうなんですけれども、農政水産部長が南日本新聞のインタビューに、このまま原油高騰が続けば、ピーマンに限っていたと思うんですが、再生産も極めて厳しい状況だという認識を示しておられました。そこで、こちらのほうの資料ですね、重油・飼料価格高騰に対する資料の1ページ目ですが、状況把握、影響把握の一覧が出ております。全般、耕種、畜産、水産部門ですが、水産部門は産出額の0.7割ということで出ておりますが、今、漁業界も一斉休業してまで世論に訴えかけようという状況で、0.7割というのは少し少ないんじゃないかなと思えました。重油使用量が5.6万キロリッターということですが、このデータの根拠はどの辺にあったのかなと思っております。お示しをいただきたいと思っております。

○後藤農政水産部長 これは県漁連で取り扱っております漁船に供給するA重油の使用量とい

うことです。実は、5万6,000、少ないというお話でございますけれども、19年度がこういう形になっておりました。17、18、19とだんだん少なくなってきております。これは、今までの漁業経営体に対する指導の一環で、省エネの操業ということで、漁船の速度を少し落として走ったり、経済速度巡航、そういったようなことをいろいろと指導しながらやってきた結果というふうに思っております。

○松田委員 ありがとうございます。この資料の一番最後のページですが、水産業燃油高騰緊急対策事業の概要ですが、102億円という値が示されたんですが、漁業界に対して大変どれも使いづらいという見解を示しております。その中で、あえて使おうと思ったら、区分1の②漁場生産力向上の取り組みの指導・監視等、実施状況の管理に要する経費というところ、こちらに何とか該当するように活動しようという取り組みも県北のほうではしておるんですが、非常にあいまいな、漁場生産力向上の取り組みの指導・監視というのは、どの辺が基準なのか、どういったところで評価をするのか、見解があればお示しをいただきたいと思っております。

○桑原水産政策課長 これは比較的、まさに監視をしていただいとかが、清掃していただいとかなんかというふうなもので、具体的な基準自体は定められておりませんが、このような取り組みにつきましては、全漁連に申請をいたしまして、その審議会の中で認められるということをもってこの事業を活用できるというふうになっております。先ほど委員お話になりました、難しいのではないかとといったようなことにつきましては、水産政策課といたしましては、漁連等関係団体と十分に協議をして、系統組織を通じて現場までおろすとともに、関係職員を現地

まで派遣をして、この事業の説明、活用について鋭意取り組んでいるところでございます。

○松田委員 わかりました。じゃ、全漁連のほうからのデータ等々を含めながら県のほうが総合的に判断をするということで、各漁連とか漁業者が独自に申請するのではないということでもよろしいですね。

○桑原水産政策課長 申請は、漁協というかグループからなりますので、県は通じません。基本的には全漁連を通じて漁業者に実施される予算でありますので、県は直接かんでおりませんが、事業自体理解がなかなか難しいといったような現場の声もございましたので、十分に県のほうで理解をしたり、また漁連のほうで理解をした上で、現地での説明でありますとか、こういうふうになれば使えるのではないかという助言をしているところでございます。

○松田委員 その助言のほうがないので、漁業界、大変今苦悩しております。その辺のアドバイスをぜひぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○宮原委員長 ほかにございませぬか。ないようですが、その他で。

○坂口委員 総合評価方式、説明資料の20ページ、県土整備部との違いの資料ですけど、まず、企業の地域社会貢献度を評価すると、これはいいことと思うんです。30点あげる。ここで解釈の仕方なんですけど、地域内に本店、支店、営業所があるかないかも評価対象にしていくということになっていますね。これは根拠は何ですか。これを地域への貢献と判断される根拠。

○原川農村計画課長 今回、農業農村整備独自の総合評価をやろうと。特に一般の土木工事と違う点がありますので。今、委員がおっしゃっ

た地域内の本支店、営業所の有無のところは、県土整備部の特別簡易型と全く同じ扱いにしています。ただ、全体を40点に拡大していますので、その分の配点を広くしているということです。

○坂口委員 そのまま踏襲されているから、これを自分のところで手を加えて、改善というか、より自分たちの実態に近いものに評価対象を変えたということは、当然その理由というのは分析されたと思うんです。だから、なぜ、本店、支店、営業所をそこに置いているということの評価対象からそっくりそのまま県土整備部のをここに持ってきているかということ。その根拠です。評価対象にする。

○原川農村計画課長 特に農業農村整備事業で行います工事、例えば圃場整備とか水路工事みたいな代表なやつは、終わった後、土地改良区といいますか、もしくは農家、地元の人がみずから管理することになります。その管理が、最近、農家の人も減ってきている、あと高齢化も進んできているということで、かなり御苦労されているところがございませぬ。ただ一方で、当然、食料の供給のためには大変重要な施設なので、ぜひ近場のところが、建設業の方が、終わった後のことで何かいろいろ困ったときがあったときに協力するのにいいのかなということで、この分は生かした上で、県土整備部の一般土木工事よりも配点を大きくしたということでもございませぬ。

○坂口委員 近くに本社があったりして即対応できるということが、その後に地域に貢献できるということから評価対象にしたんだということですね。それはこの網かけ部分で似たようなことがありますね。地域活動にボランティア的に協力していたり、災害にぱっと対応したり

ということで、そこがダブって評価されるような気がするんですけど、そこらの整理は、考え方としては。

○原川農村計画課長 一番大きな考え方は、まず、30点を40点にふやしたというところがございます。一般土木の特別簡易型は40点になっておりますが、災害工事につきましては、より地元に着したところがいいということで、県土整備部の一般工事でも災害工事については40点というふうにしています。それ並みに農業農村整備事業のつくった施設も、より地元に着のほうがいいだろうということで、基本的に大きな考えは、県土整備部の災害の工事に準拠して考えているということがございます。

○坂口委員 とにかくここに本社があるからじゃなくて、会社の機動力がそこにあるからという解釈ですね。従業員もいろんな人がいて、即。だから、そこに建物があるからという解釈じゃなくて機動力としての貢献ができるからということですね。

○原川農村計画課長 そういうことを考えております。

○坂口委員 そうなると、同じ枠の中で県土整備部のをそのまま踏襲している。ISOの取得状況と新規学卒者の雇用状況もポイントにするんだということですね。だから、学校を卒業したばかりの子を雇ってくれば、これも点数を上げて、高くても逆転しておたくと契約してあげますよと、少々高くついてもということなんですね。新規学卒者を雇用したとき。

○原川農村計画課長 今、委員の御指摘のとおりです。

○坂口委員 それと地域貢献というのは、どういふぐあいでこれを地域貢献と判断されたんですか。新規学卒者を雇用したのを評価していこ

うというのは。

○原川農村計画課長 これも地域の雇用という観点では、地域貢献度に入るんじゃないかということで、ここは県土整備部とあえて違う観点は入れなくていいのかなということで踏襲しております。

○坂口委員 新規だけでは会社は動かなくて、ずっと何十年と雇用してきているんですね。そういう人たちを評価せずして新規ですか。安く若くて便利はいいし、給料は安く済むし。じゃ、どんどんベテランを切って新規で、訓練されたのを新規、新規と、特に青年隊だ何だ出たのをとっていけば、そこでも評価される。そうなってくると、そういったベテランを、今、企業がどういふ実態にあるかということ、重機を売り飛ばしながら給料を払っているんですよ、現実には。重機をどれぐらい持っているか調べてみらんですか、入札制度を変える前と。災害が起こったって人はいるけれども、機械がありません、機械を県がチャーターしてくれというぐらいいなことでしか災害対応はできないようなところまで来ていますよ。手形が落とせんから重機を売る。売るといったって、これなら買うよということで、いや、それは使う機械と言ったら、使わないものは要らないよで、使う機械を今、処分しながら食いつないでいるんです。新規を雇えるところがあれば幸いだけど、それは切らなきゃ雇えないです。むしろそんな苦しい中にあっても地域にへばりついて、子供を持っている人の気持ちを思ったり、いろんなことで長年つき合ってきた運命共同体だということで、身を削りながら雇用している人たちを評価せずして、なぜ新規なんですか。そういう意味からの地域で雇用を守ってくれるということの評価するのに。

○原川農村計画課長 ここについては、先ほど言いました一般土木と同じことですが、建設業については、当然地域の重要な産業であります。一方で今、委員がおっしゃられたとおり、経営の面で苦しいところはあるということも十分認識しております。ただ、そういう中で、やっぱり若い人も入れていかないと、なかなか技術の継承といえますか、そういう面でも今後立ち行かなくなるのかなということで、難しいのはわかっていますけれども、これをやったら評価するというので、加算という意味で入れているということでございます。

○坂口委員 そしたら、確かに、新卒者を雇うなんてことは現実的にはないだろうと思う。でも、雇えばごほうびだよということですね。一方ではISOは評価していますね。ISO取得は。

○原川農村計画課長 ISOにつきましては、県土整備部と同様で、特にことしからはISO14000、環境関係、エコアクション21、その辺の認証を受けたところは評価するように考えています。

○坂口委員 しかし、あれは既に経営事項審査の中で10点、10点くれるようになってますね、会社のまず点数を出すときに。またここでダブルポイントですね、実際入札に有利なように。そういうものは二とこで評価して、今言われたように、地域の雇用というのは、難しいかもわからんけど大変大切なことなんだ。わかっていて何で地域雇用、今、地域への貢献というのは、言われるとおり、雇用ですよ。いかに雇用を維持していつてくれて、新たにそこで雇用創出してくれるか。そんなものは現実味はないけど入れてみたんですわ、呼び水でということで。本当に地域で雇用するものを評価せずし

て、ちょっと僕はおかしいと思うんです。雇用というのは、長年雇用してくれていて、そんなにやって身を削りながらも雇用をしっかりと果たしてくれているものは、総合評価で地域貢献の最たるものだと思うんです。本社があろうとなかろうと雇用のほうがもっとあれですよ。掘っ立て小屋でもいいですよ。これはおかしいと思うんです。もう一回やり直す気はないですか。やり直してみらんですか、本当に地域の実態。高い税金を出して同じものを買うんですよ。

○原川農村計画課長 特に農政水産部の総合評価につきましては、県土整備部より実際試行がおくれているところがございます。19年度8件でございました。ことし数をふやそうということで40件でございます。全体では工事は400数件あるわけでございますが、ことし40件で、とりあえず今回この農業農村整備事業の独自の貢献度をつくってみました。これが実際業者さんからどういう評価になるのかきちんと検証して、21年以降は当然数をふやしていくこととなりますので、今、委員がおっしゃられたことは十分肝に置いてきちんと検証していつて、本格導入に持っていきたいというふうに思っています。

○坂口委員 今のは、ここをよく見てみられんですか、農政水産部のを評価しているんです。県土整備部を踏襲された部分がまだまだ工夫の価値がありますよということで、ここは実態に合ったのをやられているんです。だから、なぜ協議するときにそこらまで指摘していつて、雇用の考え方ももうちょっと県土整備部に変えさせてくれなかったかなということで、批判じゃなくて評価で今のは聞いたんです。この網かけ部分が実態に合った地域貢献ですね。でき得れば

雇用というものをもうちょっと深刻に考えてほしかったなど。

それから、その下の技術者の持ち点ですね、配置予定者の点数、これもやっぱりその点数が高ければ、高い人と契約するわけですから、完成検査時の何らかの検証というのが、本当にそのとき評価した点数をこの工事で上げられるかという検証がここでは必要じゃないかという気がします。これは今後の課題としてですね。

だから、今のは批判したんじゃないで評価したわけです。公共三部で今後検討を詰めていくときに、むしろこちらのほうが考え方としては実態に沿っているというようなことから、どしどし提言して行って、今のような本当に地域への貢献、今、地域が一番必要としているものは何かと。そこに貢献するものを積極的に価格に反映していきこうという評価方式、超簡易は特に。これは要望にとめておきます。

○宮原委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。間もなく5時15分となりますが、いかがいたしましょうか。

〔「引き続き」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、引き続きという意見が多数でありますので、執行部の皆様、時間外となりますが、引き続き審議を行ってもよろしいでしょうか。

それでは、引き続き審議を行います。

○外山委員 今、坂口委員が言われた中で、学卒者という項がありましたね。これはちょっと確認しますが、一般的に学卒というのは大学卒業だと私は思っておるんですが、大学卒業の新卒者ということですか。

○原川農村計画課長 高校卒業から対象にしています。

○外山委員 一般的に学卒者と書くと、大学卒

業というふうに私はとるんだけど、まあそれはいいです。高校卒業から上の卒業ですね。

それから、もう一点、業界によっては、その組合なり協会が県と防災協定等を結んでおる団体がありますね。これはこの評価の対象になるんですか。

○原川農村計画課長 防災協定につきましては、基本的には県土整備部のほうで評価しておりますので、我々も同様な評価をしようと思っています。資料のところには詳しく書いてなかったんですが、農村地域防災活動等の実績のところ、まさにそういう農村地域の防災活動に加えて防災協定を結んでいると、災害のときに機動的に出動していただけるところは、同様に評価しようということを考えています。

○外山委員 ということは、結んだ団体ですね、協会なり組合に加入していない業者もおりますね。入っていない業者も。その業者はその評点から外れるという理解でいいんですね。

○原川農村計画課長 県と防災協定を結んでいないところは、おのずと評価点の加算点が低くなるということになります。

○外山委員 今聞いたのは、団体が、何とかの組合でもいいですよ、県と防災協定を結ぶ。ところが、その組合に同じ業種の会社でも入っていない人がおりますね。その入っていない業者はこの評点から外れるということですね。

○原川農村計画課長 県と防災協定を結んでなければ加算にならないということでございます。

○蓬原委員 農業農村整備事業というのは、大体どんな事業なんですか、久しぶりにこの委員会に帰ってきたものですから。

○原川農村計画課長 一番メーンは、農業生産基盤事業、土地改良事業というものがメーンで

ございます。あと、最近は農村整備事業ということで一部集落道の整備とかそういうのもございます。

○蓬原委員 ちょっと具体的なことで、その評価のことなんですけど、地元で語ってましたら、地元貢献ということで、例えば集落道とか、農道も広がるかどうかわからないんですけど、そのときに、地元の建設業者さんがその地権者だったと。当然、拡幅とかあるわけですね。拡幅のために、地権者であるがためにその土地を供与というか、協力したと。こういうのは評価されるのかという非常に具体的な話ですが、それはある見方によってはかなりの地元貢献ではないのか。「等」というのがあるからその「等」に入るものかどうか、具体的などころでお知らせください。

○原川農村計画課長 今回、地域貢献をどういう活動にするかというところはいろいろ悩んだところで、考えたら、いろんな活動が想定されます。その中で、特に建設業としてよくやれるようなもの、機械を持っていますので、機械を使って排水路の泥上げをするときに機械を無償で貸し出したり、そういうのに絞って今回は貢献度に該当する活動をやったわけでございます。いずれにしても、今年度この形でやって、本格実施に向けてはまた見直しますんで、いろんな御意見を聞いていいものにしていきたいということで、ことしの試行にはその活動は入っておりません。

○蓬原委員 確認です。土地の拡幅等の地権者だった場合のそれは、貢献には入らないということで確認していいですね。

○原川農村計画課長 今年度の試行ではそれは評価項目に入れておりません。

○蓬原委員 私は入れるべきじゃないかと思っ

ておりますから、申し添えておきます。

○宮原委員長 ほかにありませんか。

○長友委員 建設業者で組合に入っていないと協定が結ばれていないということになりますね、災害時の。ところが、地元の現場としてはパトロールに出たりするわけです。そこ辺のそういう貢献をしたというのは自己申告なんですか、それともどういう形でそれは判断することになるんですか。

○原川農村計画課長 基本的にこの農業農村整備独自の地域貢献の活動につきましては、例えばある団体に協力したとしたときには、団体さんから、こういう協力をしていただきましたという紙を出していただいたり、あわせて、実際活動をやっている写真を添付していただいで出していただくとか、極めて簡便な証明できる手法を今考えているところでございます。

○長友委員 団体の場合はそれがしやすいんですね、団体に言ってそこがやってくれるというのは。ところが、そうじゃなくて、入っていないとなったとき、それでも地元に対しては、近くのがけが崩れたとか何とか言ったら、やっぱり出て行ってやりますわ、ずっと。そういう部分というのは評価されるのかどうか。

○原川農村計画課長 評価する考えです。

○宮原委員長 ほかにありませんか。その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 5 時 23 分 休憩

午後 5 時 27 分 再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、あすの13時30分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後5時27分散会

平成20年6月26日（木曜日）

午後1時30分開会

出席委員（9人）

委員	長	宮原義久
副委員	長	黒木正一
委員		外山三博
委員		坂口博美
委員		蓬原正三
委員		野辺修光
委員		満行潤一
委員		松田勝則
委員		長友安弘

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第2号及び報告第2号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号及び報告第2号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時40分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開します。

委員長報告につきましては、ただいまいただきましたことを参考にさせていただきます。正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時45分再開

○宮原委員長 委員会を再開します。

7月23日の閉会中の委員会につきましては、先ほど御意見を伺いましたものの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、8月20日から22日にかけて、先ほど御協議いただいたものを中心に実施することとし、詳細については正副委員長に御一任をいただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしく願いをいたします。その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様にはお疲れさまでした。

午後1時46分閉会